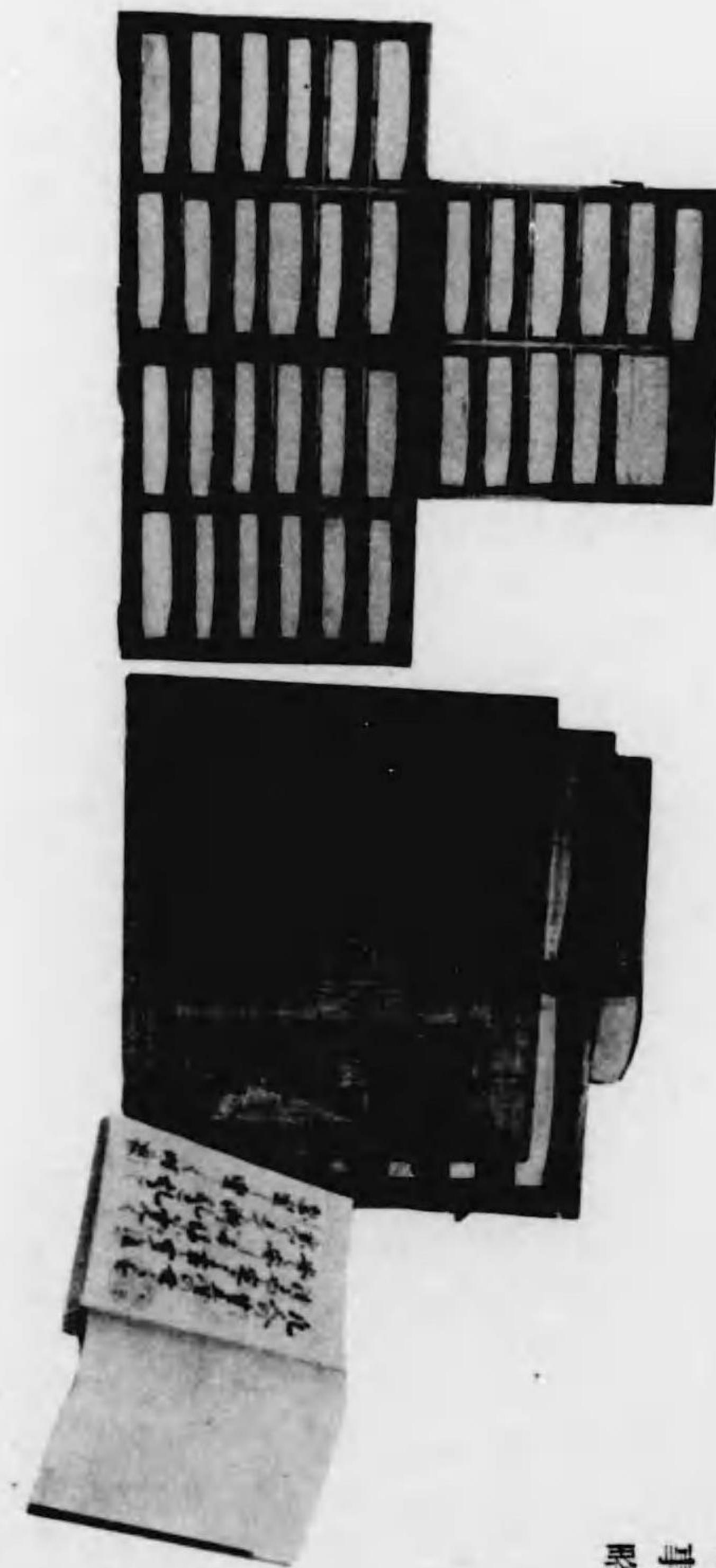


の箱書に於て一致するところであるが、一方には二月、一方には十月とあつて一致しない。又業要集下を見ると、享保以來の札差仲間諸書物、當文化子年春より取調翌丑正月清書に成號^ス札差事略」とあり、又「右文化十四丑年八月惣出來に付則六組共相渡す」ともある。月が色々違ふが、結局正月に原稿が出来上り、會所及び六組にそれく一部宛、合計七部を清書して、その引渡を了したのが八月と見るのが穩當で、十月といふのは一番組で本箱を作つた月でせう。それから着手は何時かといふと、文化十三子年の春であることは前に引いた業要集の文で明白で、僅か一年間に一部三十八冊の編纂を仕遂げたのである。

この編纂は何を動機として起つたか。業要集の序文に『文化の末に至り、商業の起立以來の書を公廳に奉る事あり、其文の餘りを綴らんと思ひ立、同志の人々補助し、享保以來文化に至る迄の時宜を探り求めて、終に札差事略成り、會所及組々の備となる』とある。公廳といへば言ふまでもなく町奉行所で、町奉行所の命に應じ、享保起立以來の札差仲間の沿革を上申したのが動機となつたものと解せられる。町奉行所の諮問に答申するまでに、既に相當の材料を集めめた



であらうが、集めて見た後、或る事件に對し材料の不足を感じて、更に搜索の手を擴げることや、一旦研究を終へた後、新規の材料に接して遺直しを必要とするといふやうなことは、我等の乏しき實驗に徴しても、あり勝の事實であるから、町奉行所の諸問報答を動機として、札差事略の編纂が着手せられたといふのは、如何にも有理な経過と思ふ。

帝國圖書館保管舊幕府引繼本の中に撰要集起立之部と題する二冊物がある。表紙に『三冊之内』といふ朱書があるから、本來は三冊物であつたのが何時しか一冊佚して仕舞つたのであらう。同書第一冊に『御藏前札差起立書』と題し九十丁内外の書上がある。享保起立以來文化十年に至るまで札差仲間に開した重大事件を年代的に叙述し

前書之通、札差共起立并家業取斗方共取調申上候。當時仲間九十六人にて、尤名題之儀は追々相替り候儀に御座候。右者年久敷儀故、起立書に洩候儀も可有御座哉に乍恐奉存候得共、札差共方成丈け取調、此段申上候。

以上。

文化十二亥年十一月

淺草福富町

又 次 郎

印

同所茅町壹丁目

名主初藏後見

肝煎名主

彌 兵 衛

印

と結び添ふるに御藏前札差名前書一篇を以てしてゐる。之が文化の末、公廳に上つたと業要集にある報答書に相違ない。尤も差出人は名主又次郎同彌兵衛の兩名であるが、之は名義上の差出人で、實際の執筆者ではあるまいと推測するのは、事略御番所の部八、九の二冊に亘つて、この起立書全部を掲載しさうしてその目録の終に『右是迄名主永井又次郎殿濱彌兵衛殿兩印にて、文化十二年亥十一月南御番所え被指出之札差起立以來之書上也』とあるからである。

然らば起立書の實際の執筆者は何人であるか。自分は左記業要集の序文から推して、起立書札差事略業要集皆同一人即ち扇谷定繼の手に成つたものであると言はうとするものである。

一予野州の山中に生れ、稚ふして此業の家に仕へ、後其持ち休める株に代り、それを勤、是を繼の命を請け、跡を相續し、年を経、文化の末に至り、家業の起立

以來の書を

公廳に奉る事あり。其文の餘りを綴らんと思ひ立、同志の人々補助し享保以來文化に至る迄の時宜を探り求めて、終に札差事略成り、會所及組々の備となる。其要用の本文を抜き書して、その昔より成來成行末を愚考し添へ置けり。併し過ち多からんを恐れ、他見に備ふるをゆるさす。然といへとも別に是を乞需るの同業の人々においては、祕して惜むにあらず。唯、家職を知らしめんかため業要集と號けて三つの小冊として、我が子孫に傳へんと、自序をなす事しかり。

文政戊寅仲夏

扇谷定繼述

この序文により、業要集は事略の要を摘み、之に意見を附して三冊としたもので、著者の扇谷定繼なることは明白である。それから事略の編纂には同志の人々の補助を得たとあるから、一人の編纂ではないが、言ふまでもなく主任者は一人で、その人は起立書の『文の餘りを綴らんと思ひ立』つて事略を編纂したとあれば、起立書の執筆者と同人と認めてよからう。若し執筆者を異にするとせ

ば『其文の餘』といふ自ら卑うするやうな辭句を用ひる筈はないと思ふ。これは文章の主格が闕けて居るのでやゝ明瞭を闕くが、假に予の一字を入れて見れば、この序文は首尾一貫して頗る明瞭となる。定繼以外の人を起立書の執筆者又は事略の編纂主任とすれば、この序文は前段と後段との連絡が全然皆無となり、何のために起立書の奉呈や事略編纂の動機を記すのか一向意味が通せぬこととなる。起立書も、事略も、業要集も、皆同一人即ち扇谷定繼の手に成つたものと認めて、始めて本文の意が通ずるのである。

この推定を正確とすれば、次に必然起るべきは、扇谷定繼が如何なる人であるかといふ問題である。定繼は野州の産で、札差某家に奉公し、同家所有の明株を引請け、札差の一人となつたことは業要集の序文で分る。併しながら彼の主家は何屋何兵衛と稱へたか、又彼自身は何屋何右衛門と稱したか。

定繼が札差となつてから『年を經』て起立書提出のことがあつたと序文に見える。起立書提出は文化十二年であるから、定繼が札差になつてから十年十五年の歳月を経過したものと見て大差あるまい。寛政か享和か、それとも文化

の初年か。大體その頃に彼は一人前の札差となつたものと考へられる。併しながら寛政から文化の初年へかけて、札差株の譲渡は二十數回も行はれて居る。若し彼が札差株を譲受けた年月が判然して居れば、株帳の類を調べて、その屋號名前を發見することは難事でないが、年月が判然せぬために、それは不可能であつた。

主家の持株を引請けたとあるのは、多年の忠勤により別家させて貰つた意味で、別家であれば主家と屋號が同一であらうといふ假定の下に、前記二十數回の譲請人を見ると、伊勢屋・利倉屋・大口屋・坂倉屋等、札差仲間に有觸れた屋號を名乗る人々が多く、この方面からも定繼を何屋と推測することは不可能であつた。

町人は屋號名前を稱へるのが普通で、氏や諱は十中八九まで不明である。然るに我等は元治二年出版の兩面摺(札差仲間組合附及び御藏御場所見廻組合割付)によつて、當時の札差の氏を知ることを得たが、その中に、扇谷を氏とする者はない。尤も文化末年から元治まで約五十年もあるから、その間に何等かの事情によつて扇谷氏は絶えたかも知れぬ。或は扇谷氏は氏ではなくて併號のやう

なものであるかも知れぬ。それから諱を印文であらはした例も少からずあるので、安永七年・文政四年・文政九年の仲間條目帳の原物を繰返して調べたが、定繼と讀める印影を見出し得なかつた。

それから最後に心附いたのは、業要集の中にある定繼が子孫を戒めた一條である。同書卷下に、凡そ札差仲間は年中の取扱俵數によつて之を五等に區別し、その等級に従つて仲間費用の負擔率を異にする、之を五段割といひ、三萬俵以上は本割、二萬俵以上は半割、一萬俵以上は三分一割、一萬俵以下は四分一割、無札の分は五分一割であると説明しどうか自分の子孫は札高一萬俵以上にもならば決して之を隠慝せず、明かに申立てその月より負擔率を改めよと戒めてゐる。然れば定繼は當時年中取扱高一萬俵以内、即ち四分一割の小さな札差であつたと推定せられる。併し當時の札差九十六人中、四分一割の札差が二十二人もあるので、やはり定繼をその中の誰と極めることは不可能であつた。

此の如くにして札差事略の編者の屋號名前は遺憾ながら未だ發見せられない。三田村鳶魚氏編輯の未刊隨筆百種第七卷に業要集三冊を載せ、その解題に

扇谷定繼の屋號通稱知れぬは口惜しとあるが、自分も三田村氏と感を同じうするものである。定繼について既に判明した點を拾ひ上げると、彼は野州の人、多年札差某家に奉公し、功を以て主家所有の明株を譲請け、札差仲間恐らくは一番組に加はり、小體に家業を營んだ。文筆の才に富み、仲間の沿革に通じ、札差事略業要集の著あり、御藏前札差起立書も恐らくは同人の手になつたのであらうといふことになる。彼を一番組の札差と推定した事情は後文に譲る。

事略編者に關する記事は是までとして、以下事略そのものゝ内容に及ぼう。事略は西之内紙澁表紙の大本で、目録四冊、本文三十四冊、合計三十八冊ある。一冊毎に帙入となつてゐるが、目録に限り、會所本は四冊を一帙に、また一番組本は二冊を一帙として居る。卷數の數へ方も、會所本は目録四冊を一とし、本文の初巻を二として居るが、一番組本は目録を一二三、四とし、本文の初巻を五としてゐる。従つて一方は三十五巻、一方は三十八巻で終つてゐるが、之は卷の數へ方の相違に過ぎない。五番組本は現在十二冊を存してゐるのみであるが、それは會所本の第二箱の十二冊に該當し、卷數冊數の數へ方、本箱の作り様蓋裏の文字ま

で、全然同一であるから開けて居る部分が若し發見せられたら矢張り會所本と同一であらう。

會所本によつて事略の部類別を示し併せて卷數・冊數・丁數等を示せば左の通りです。但し括弧内の卷數は一番組本のそれです。又一番組本では御書替之部が札差株之部の前にあるが、之は順序が前後してゐる。會所本の順序が正しいことは惣首書によつて明白です。

	卷數	冊數	枚數
惣首書之部	一(二)四	四	三四
御番所之部	二一一(五)一四	一〇	一、四三
御藏方之部	二一一六(五)一九	五	五五
御改正の部	一七一二(三〇)一四	五	五六
條目帳之部	三一三三(三五)一六	二	三九
運送方之部	四一三五(三七)一八	二	三五

札差料之部			
端石米之部	云(元)		
年賦金之部	元(三〇)		
米賣方之部	元一元(三一三)	一	一〇
札差株之部	云(三)	二	二四
御書替之部	三一三(三一三)	一	一三
諸附込之部	三一五(三一三)	二	二〇一
附錄之部	三五(三)	三	四〇一
	六		四三六

事略は合計七部作り、一部を會所備付本とし、又一番組から六番組まで各組毎に一部を備付けた。謄寫の際、文字の大小長短により枚數に異同を生じ、一番組本は總紙數四千三百十一枚、二番組本は四千五百九枚、三番組本は四千四百十枚、四番組本は四千三百六十五枚、五番組本は四千三百七十八枚、六番組本は四千三百三十八枚、會所本と合して總紙數三萬六百七十七枚となつたと業要集にあり

ます。

こゝに不思議なことは、一番組本の札差事略には序文を除くと業要集に特に断つてある。實物について調べて見ても序文がない。尤も序文は本書と同じ質の紙に立派に寫されて存しては居るが、本書に綴込んでない。之は何の意味か、自分の推測では編者の扇谷定繼が一番組の札差であつた爲であらうといふことに歸着する。序文には署名がないから断定は出来ぬが、定繼が本書を編纂し、序文を書いたとして見れば、それが麗々しく自分の組合の備付本に載つてゐては鼻が白むといふ遠慮から、之を除いたのであらう。序文を除いた理由を、この他に求めようとしても、自分には遂に出来なかつた。

事略編集以前札差仲間にどんな書類が傳はつてゐたか。事略の序文に安永の記録二巻とあるが、それは何を指すか、一向不明である。併しながら『略して詳ならず』といふからには、大した書物とも思はれぬ。されば事略の編集に際し、編者は先づ力を盡して材料の蒐集に當り、さうして集め得た材料は私意を以て之を改竄せず、部類を立て年代順に配列した。序文の一節に、

されば毎々舊例を搜るに及んで、僅に安永の記録二巻あれとも、略して詳ならず。是を古老に問へとも、記憶半さたからざる事のみに候。今度享保焼残りの日記、安永埋餘りの書もの、其外家々の書留等を偏く探し求め、聊私の作意を不交、粗文言の長短を調、文字の蠹蝕候を補ひ、類を分ちて三十五巻となし、名づけて札差事略といふ。

とあるを以て、編者の用意の程を窺ひ得るのである。札差仲間の記録が今日に存するを得たのは、全く事略編集の功であるといつても決して溢美の言ではあるまい。

編者は單に史料を擧ぐるのみならず、時としてはその史料に對し意見を加へてゐる。例へば大岡越前守が札差株許可の申渡をした日付を、安永七年の札差株帳の前文によつて享保九年七月十八日とし、その一節

一享保九辰年大岡越前守勤役の節、御藏前札差共仲間人數相極候儀願出、吟味之上、同年七月十八日於御内寄合願之通申渡、書付渡遣す。

を引用しながら、之に朱書を以て按文を加へ、かやうに七月十八日と株帳にある

が、それは不穿鑿から起つた誤謬で、實は七月廿一日である。當日仲間が連印で『今日被仰付』云々と書いた請書(この請書本文は事略になし)の終に、享保九辰七月廿一日とあり、又即日退席の上惣連印したといふ申合(この申合の本文は事略にあり)にも廿一日とあれば、十八日でないことは明白である。今度事略編集につき、所々の書物を集め、當時の役人方の書留等を拜見したところ、御老中から町奉行、勘定奉行へ御下知のあつたのが享保九辰年十九日とあれば、十八日でなくて廿一日に仰付けられたに相違ない。併し奉行所に差出した株帳に認めてあること故、そのまゝ引用するといふ類である。

事略の編者は札差仲間に關する莫大の書類を、御番所以下十三項に分類して、その一部門について、大體年代順を追つて史料を配列してゐる。即ち分類法と編年法と兩方を併用しさうして惣首書四冊に於て全部の細目が擧げてある。即ち惣首書一之上には御番所、一中前には御藏方及び御改正、一中後には條目帳、一之下には運送方以下の細目がある。御改正といふのは寛政元年の札差仕法の改正のこと、又最後の諸附込と附錄とは、前者は仲間外に對し、後者は仲間内に

對する種々の書類の中で、前記御番所以下御書替までの諸部門に入らぬものを採録したやうに見える。

書類は殆ど總てが當代の史料であると申して宜しいが、中にはさうでないものもある。例へば附錄にある札差株譲渡表には、享保より文化末年に至るまでの株の異動が記されてゐる。此の如き帳面が別にあつてそれを事略に採録したか、或は特に編纂したか、その段は不分明です。

要するに札差事略一部三十八冊は、一年の短日月に、史料の蒐集、その分類及び目録の作成を終つたもので、我等は本書に對する毎に、編者の努力を感謝しなければなりません。前にも述べた通り、本書は札差會所に一部、一番組より六番組まで各番組に一部宛、合計七部あるが、下書を二度作り、下書から七部の清書製本に至るまでの諸入用は、合計百十三兩二分と銀八匁二分を要し、その内訳はこれくと、業要集下巻にあります。大部の編纂物で、その編纂費用の知れて居るのも稀有の例といふべきです。

右仕立諸入用左に

札差雜考

一八一

一金三拾六兩壹分四分五厘貳百八拾文

本書紙代

一金五拾五兩三分五分九厘四メ三百九文

右書料并筆墨代

一金四兩三分貳分八分五厘六百五拾壹文

右惣仕立綴代、但寄合所分綴直し共

一金五兩と七分五分百文

寄合所と置付分箱并軋代共

一銀拾分と三百八拾八文

八通并表紙代共

一金拾壹兩と五百八拾貳文

御證文箱并帛紗紐代共

一金壹分と壹貫百四拾八文

事略下書紙代、并調中雇人え書料手宛とも

一金三兩と七分五分六百文

右下書調之節にらうそく代

一金拾五兩貳分と壹分九百八拾三文

福祥院并同所家來衆三人・中之口出

一銀拾分三分九百拾四文

役之者四人・小使之者三人共・事略出

一金拾五兩貳分と壹分九百八拾三文

來に付心付

一銀拾分三分九百拾四文

事略調中掛り之而三度三寄合、并書

方雇人等支度代、去子壬八月より當丑

八月迄、其外諸雜費共

右調中小道具之代

一銀拾分三分九百拾四文

事略下書紙代、并調中雇人え書料手宛とも

一金拾壹兩と五百八拾貳文

右下書調之節にらうそく代

一金拾壹兩と五百八拾貳文

福祥院并同所家來衆三人・中之口出

一金拾壹兩と五百八拾貳文

役之者四人・小使之者三人共・事略出

一金拾壹兩と五百八拾貳文

來に付心付

一金拾壹兩と五百八拾貳文

事略調中掛り之而三度三寄合、并書

一金拾壹兩と五百八拾貳文

方雇人等支度代、去子壬八月より當丑

一金拾壹兩と五百八拾貳文

八月迄、其外諸雜費共

一金拾壹兩と五百八拾貳文

右調中小道具之代

一金拾壹兩と五百八拾貳文

事略下書紙代、并調中雇人え書料手宛とも

一金拾壹兩と五百八拾貳文

右下書調之節にらうそく代

一金拾壹兩と五百八拾貳文

福祥院并同所家來衆三人・中之口出

一金拾壹兩と五百八拾貳文

役之者四人・小使之者三人共・事略出

一金拾壹兩と五百八拾貳文

來に付心付

一金拾壹兩と五百八拾貳文

事略調中掛り之而三度三寄合、并書

一金拾壹兩と五百八拾貳文

方雇人等支度代、去子壬八月より當丑

一金拾壹兩と五百八拾貳文

八月迄、其外諸雜費共

料が發見せられたら必ず書加ふべし、『猶此外にも實錄有之候は書加置可申候』と跋文に断り、また後人勞を厭はず、續編を編輯せられたし、『たゞ後の人志を繼て勞を辭せず、重て續篇の催あらん事を希ふのみに候』と序文に希望を述べてゐる。編者の親切は敬服に値するが、事略の増補や追加は遂に行はれなかつた。文化以後の札差仲間に關しては我等はたゞ或る問題についての史料を有するだけで、それも嘉永以後に至つては極めて乏しい。札差仲間のみならず、他の諸商諸仲間も同様で、幕末から明治初年に亘る大動搖に際し、文献の乏しいのは止むを得ないことであらう。

札差事略と同時に、伊藤賢氏から寄贈せられ、現在商科大學で所蔵してゐる札差記録二十數點の書名と略解題とを掲げて本篇を結ばう。是等は札差會所の書類で皆屈強な研究材料であることを明言し、事略と共に切に同志の研究を希望するものである。

享保之度古條目帳 一冊

條目帳は仲間規約で、最後に仲間一同が之を承知したといふ證據に銘々の名

前の下に印が捺してある。南北兩町奉行所に一部づゝ差出すのが例です。札差仲間の一一番古い申合は享保九年七月二十一日、仲間を百九人に限つた日に申合はせた二十二箇條で、之が本書に載つてゐる。併し本書は決してその當時のものではない。表紙に三町連判帳と題し、右旁に享保九甲辰年七月吉日、左旁に享保十一年正月仕立之行司とあるが、享保十一年のものでもない。享保十一年に出來た條目帳は、實は十四年二月の火事で焼失したので、同年八月再製した。それがこの本です。表紙に享保十一年とあつて中味に享保九年の二十二箇條と同筆で、享保十二年九月の申合十二箇條が記してあつては一寸異様ですが、十四年に書寫した本だと分れば何でもないことです。

寛保之度古條目帳 一冊

寛保三年正月の條目帳で三十八箇條ある。連判人百名。

札差仲間條目帳 安永七年 一冊

安永七年七月の條目帳で、合計十二箇條、連判人は九十六名、表紙に『安永七年七月十八日牧野大隅守様御番所於御内寄合被仰付候』とあります。之に先だ

ち明和二年四月に改正された條目帳——三十八箇條連判人九十七人——があつて、それが第三回の條目帳ですから、安永の分は第四回に當ります。

札差仲間條目帳 文政四年 一冊

同 文政九年 一冊

札差條目帳 嘉永五年 一冊

文政四年三月、文政九年三月、嘉永五年四月に第五回、第六回及び第七回の條目帳が出來した。安永以前の條目帳は實質に於てはその前回の條目帳の増補であるとはいへ、形式に於ては獨立したものといへるが、文政以後の條目帳は明かに安永の條目帳の追加と認められる。即ち安永の條目帳の末へ次第に追加の箇條を書加へたものに過ぎない。尤も嘉永五年第七回の條目帳は株再興後に始めて出來たものとて、文政の條目帳を繰返す外に、その前後に、享保以來安永に至るまで及び安永以後に於て、仲間全體に關する重大事項を略記してある。

札差仲間株帳 嘉永五年 一冊

株帳は株式所持人の名前帳で、株式の移動があれば必ず之へ書込む。條目帳

の帳末の連判の上にも移動が書込まれてあるが、それは或る短い時間の移動で、株帳の方には享保最初からの移動が整然と記入されてゐる。安永七年十二月に南町奉行所から株帳前文の草案を示され、仲間一同承知の上銘々捺印して同所に上つたとある。之は南町奉行所だけで北町奉行所へは差出さなかつた。天保改革で株仲間がなくなつた時、株帳や條目帳の印形を消したといふ記事は、つまり帳面を無効にした意味で、安永の株帳は此時廢棄せられたのであらう。現存してゐるのは株再興後の株帳で、その前文は嘉永條目帳の前文と同様ですが、之は條目帳の方で株帳の前文を寫したものでせう。

札差株式譲請合證文帳 安永七年 三冊

三町札差株式請文證文帳 文政九年 一冊

札差が株を譲請けて仲間入をする時は、請合人及び加判人即ち正副の保證人から惣仲間へあって、規約を遵守させますといふ證文を出す。札差が若し出入の札旦那の米金を取逃したならば、殘る惣札差から早速と返辯しますと、安永七年の條目帳に書加へてあるが、内實は請合人及び加判人から差出すべきものと

し、同年閏七月を以て新に請合證文を取立て、之を三冊に綴り、一町に一冊づゝ備置くことゝし、古證文を消印にして仕舞つた。享保起立以來の札差で請合證文のない分五十一人、請合證文のある分四十一人であつたが、それが文化の末年になると請合なき分三十六人、請合ある分六十人となつてゐる。請合證文は寛政元年に改正せられたが、改正の分も、改正以前の分も、その雑形が業要集下巻に出でてゐます。

御藏之始末 文化十四年 一冊

幕府の米藏は最初方々にあつた。雉子橋御藏、谷御藏、北之丸御藏、代官町御藏、和田倉御藏、矢野御藏、鐵砲津御藏、竹橋御藏等の名が見えるが、是等は結局皆取崩され、淺草本所二ヶ所の御藏となつた。本所御藏は享保十九年十二月竣工、十二棟八十八戸前のこと、追々増築せられて幕末には三十七棟二百十戸前となり又淺草御藏は元和六年創建、最初は五十一年二百五十八戸前、寛政中二百七十戸前となり、弘化年中又増築して三百五十四戸前となつたといふ。繪圖を以て説明を補つてゐるところが、本書の特色です。

柳原主計頭様同濟追加書改條目録書元本并諸役所向届書控 文政九年
柳原主計頭は文政二年閏四月から天保七年九月まで、十八年間北町奉行を勤続した人で、文政八年特に藏宿師の取締を厳にし、札差仲間の苦痛を和げた。藏宿師といふのは札旦那に代り無理な金談を札差に持掛けたり、今迄取引のある札差を急に他の札差に取換へる周旋をしたりして、分外な手數料を依頼者から貰ふ。多くは浪人で、談判が難しくなると素刃抜をする札差にとつては厄介な人物でした。安永度の條目帳が出来てから、段々追加があり、それを書加へて、文政四年の條目帳が出来たところ、今度藏宿師の嚴重な取締があつたから、再びそれを加へて條目帳を新にすることとなつた。その顛末を記したのが本書で文政四年同九年の條目帳成立の由來記ともいふべきものです。

懲 惩 略 記

二 冊

天保七年五月十九日猿屋町家持札差松屋佐吉・天王町家持札差伊勢屋加兵衛
兩名は、華美奢侈に流れ、身分不相應の至りといふ罪状の下に、札差株取放となり、
佐吉の弟傳之助は名前を詐つたといふ庶で、同年七月四日札差株取放となり、又

旅籠町二丁目代地家持札差伊勢屋伊兵衛・猿屋町立跡芝御靈屋御掃除屋敷次兵衛店札差伊勢屋忠兵衛兩名は、博奕の廉により、同年十一月廿一日前者は中追放後者は札差業取放の上重敲の仕置を受けた。本書はこの事件を委細に記したものであります。

御藏役所より被仰渡の書附

天保八年

一冊

惣仲間并支配人對談人連判帳

天保九年

一冊

手代り廿七人連印帳

天保九年

一冊

天保八年十二月晦日、御藏奉行小野朝右衛門・同竹村九郎右衛門・組頭廣田兵左衛門列席の上、札差仲間一同を戒飭するところがあつた。別段新規な箇條は無いが、水野越前守の意を承けて申渡したとあれば、札差仲間に對する天保改革の曙光ともいふべきものである。この申渡に對し、翌年正月札差各店の主人のみならず、支配人・對談人・手代に至るまで銘々連署して遵守すべきことを誓つた。第一が申渡の本文、第二第三には申渡の本文を掲げた後に、主人以下の連判があります。

天保御主法帳

一 冊

天保十四年十二月、幕府は突如として札差仲間が有する新古の貸附金を無利息年賦済とすべしと命じたので、大恐慌を生じ、札差の半數は戸を閉ぢて仕舞つた。幕府は狼狽して勘定所並に町方御用達等に新規札差を命じ、二萬兩の貸下金、一萬兩の仲間助成金、新規札差提出の一萬兩を札差仲間に貸付けて、業務繼續を奨励したが、新規札差十五名中十名は間もなく札差業御免願を出し、幕府も之を許可せざるを得なかつた。それらの顛末は本書によつて知られる。

西丸御炎上に付諸家様方御上納金御用立方始末書

天保九年

一冊

御救御貸附金上金錄

天保九年

一冊

天保九年三月十日西丸が炎上した。そこで幕府は御三家始め諸家へ御手傳を命じ、又萬石以下を五百俵以上以下に區別して、それより上納金を命じた。而して是等上納金を命ぜられた旗本御家人に對し、札差仲間は三年賦及び五年賦償却の約束を以て、金二萬百三拾五兩と銀拾匁貳分を融通した。その顛末を錄

したのが第一の始末書である。

西丸炎上につき、札差仲間も亦上金を願出でた。その金額は現業者九十一人の内身代不如意のもの八人を除き、残り八十三人で金十萬八千二百兩上納することとなり、天保十一年正月及び二月の二回を以て皆納した。伊勢屋四郎右衛門が町方御用達並を命ぜられ、勤中苗字を名乗り、肩衣を許され、又坂倉屋治兵衛、伊勢屋四郎兵衛兩名が勤中肩衣を許されたのは是等三人が上納金一件につき世話方として奔走した功による。この顛末が第二の上金錄に見えてゐる。

十萬八千二百兩は滯りなく上納したが、中には身代手薄にて將來の營業に差支へるものもあらうから、金壹萬兩を十ヶ年据置年利一割で貸下げ遣はさうといふ幕府の恩命が天保十一年二月にあつた。札差仲間は欣然として之を受け翌年五月更に三千兩の増貸付を受けた。この二口に對し彼等は年々千三百兩の利子を上納したが、弘化元年以來度々難澁を訴へ、同三年に至り、遂に利息免除、元金二十ヶ年賦返納といふことになつた。第三の上金錄はこの顛末を錄してゐる。但し年賦納となつた以後の顛末は遺憾ながら不明である。

御本丸炎上に付上納金控 天保十五年 一冊

天保十五年五月十日本丸が炎上したゝめ上納金を命ぜられ、札差六十人で一万二百二十兩を二ヶ年割に納めた。その時の記録である。

拾ヶ年賦拜借上納帳 嘉永七年 一冊

拾ヶ年賦拜借上納帳 安政四年 一冊

拜借金上納元帳 文久三年 一冊

天保十四年御主法替の節、幕府は特に二萬兩を札差仲間に貸附けた。その條件は利息年五歩元金は六年目返上といふのであつたが、六年目即ち嘉永元年になつて返上が出來ない。そこで元金は更に五ヶ年間据置の特典を得たが、期限に至り矢張返上が出來ない。よつて期限の翌年即ち嘉永七年より十ヶ年賦返納といふことになり、弘化元年に至つて漸くその債務を果すことを得た。この始末が第一の上納帳に見える。

安政二年十月二日の大地震につき、札差仲間は臨時に幕府より三萬兩を拜借した。之は五分の利息を添へ、翌春元金と同時に返納する條件であつたが、期限

に至り利子と元金の内五千兩とを納め、元金残高二萬五千兩の上納については再三歎願の結果、安政四年より十ヶ年賦といふ沙汰を受け、之は慶應二年十一月を以て皆上納となり、それから利子は文久二年まで納めて後は免除となつた。この始末が第二の上金録に見える。

幕府は文久三年正月に至り、札差貸出金の利子引下及び年賦済を命じ、その代償として仲間に二萬兩を貸付けた。文久の仕法替についてには仕法書そのものを見出さぬ故、判然とはいへぬが、大體天保改革に則つたもので、二萬兩の貸付金も矢張前例を追つたものらしい。今回の貸附金は利息年五分、居置期限五ヶ年六ヶ年目一時上納といふ條件であつた。慶應三年十一月まで利子を納めた記録はあるが、元金上納の約束期限が明治元年に當るので、多分元金はそのままになつて仕舞つたであらう。第三の上納元帳はこの始末を錄してゐる。

御藏前札差家業名題帳 嘉永四年 一冊

嘉永四年間屋組合再興の節各組合とも現在の入數名前帳を差出すべしとの命があつた。それに應じて差出したのが本書である。

札差古文書

以上の諸記録はもとの姿をそのまま存してゐるが、是等と同時に寄贈せられた小冊子及び證文類は圖書館で整理分類し、小冊子類は合本し、證文類は巻物として、札差古文書の題號を付けてゐます。その各冊又は各巻の内容を掲げることは、非常に紙數を費しますから、不完全とは思ひますが、當時整理の任に當つた人が附けた標題を記して、内容の大要を知る便に供します。

(一) 札差名前 一冊

(二) 制度規約 一冊

(三) (四) (五) 御仕法伺并歎願書 一冊

(六) 任命相續及び奉公人請狀、兵糧米春立書類 一冊

(七) (八) (九) 御米渡、御買米御拂米 三冊

(一〇) 運送提札及び鑑札 一冊

(一一) 印鑑 一軒

(一二) (一三) (一四) 御下ヶ金上納金助合金 三冊

日本經濟史研究

一九六

(二五) (二六) 兵賦金 二冊

(二七) 修復及び寄附奉納 一卷

(二八) 借用證書請取書雜之部 一卷

(二九) 札差業務所關聯之地圖 一帖

細谷太七著

札差業務聯系分擔之圖解 一帖

細谷太七著

札差仲間組合附

元治二年四月再板

御藏御場所見廻組合割付

其其
一、二
三、四
史學研究第七卷第一、第二號所載 昭和三年三、七月

質屋

緒言 出舉及び質物に關する大寶令の規定 官稻出舉と私稻出舉 寺院關係の出舉 無盡藏長生庫 錢財出舉と寶龜年間の借錢解 延暦十六年の利率改

正 宋錢の輸入と延久の宣旨

建久の宣旨 御家人所領の賣買及び質入 永仁の德政令 人身の賣買及び質入 無盡錢・庫倉・土倉 鎌倉時代の借用狀 倉役

質物の種類・利子・流質期限に關する長祿永正の規定 倉役 德政令と土倉酒屋

土倉酒屋の自家防衛 國質所質

質屋に關する最初の書類 質屋惣代・質屋判形帳・看板・定書 元祿十四年の定書
改正 失物盜品の詮議 質屋組合

享保の古借利子引下令 質屋の反對 流質期限 質屋及び質物に關する御定
書百箇條の規定 質屋株と冥加金上納 寛政の質物利子引下と不正質屋御咎
當 仲間組合廢止

五

天保十三年五月の質屋取締令 一年二回の質物利子引下令 その失敗 仲間
組合の再興 幕末の質物利子・質屋の員數・質取高

八品商賈人員數表 文久三・元治元・慶應元三ヶ年間平均質取高及び利息高表

質屋の研究に關する著書及び論文

六

質屋の二字は主として徳川時代になつてから用ひられた文字ではあるが、そ
の營業は決して徳川時代に始まつたのではなく、足利時代には土倉といひ、鎌倉

時代には庫倉と號した。されば質屋の起原は鎌倉時代と見て差支あるまいが、
質物を入れて金錢を貸借する事は、ずっと古くからある。文献の上から證明す
ると、大寶元年(七〇一)制定の令の中に、既に出舉^{スキフ}及び質物に關する規定がある。
大寶令は天智天皇元年制定の近江令の續修と言はれて居るから、大寶令中の出
舉及び質物に關する規定は、近江令中にあるものをその儘轉用せられたのかも
知れない。天智天皇元年は大寶元年に先立つこと三十餘年である。又現存の
古文書の中で、質物を入れた貸借關係の最も古いのは、天平勝寶二年五月六日新
田部宿禰入加外一人の出舉錢解で、之は大寶元年から五十年ばかり後のもので
ある。兎に角、西紀七世紀の後半八世紀の前半に於て、質物による貸借事實の在
つたことを證明し得るが、それ以上には溯り得ぬ。

凡そ賣買があれば從つて貸借を生じ、貸借があれば從つて返済の期限や利率
の協定を生じ、又貸借上の契約を確實にするために質物を要することとなる。
是等は人類の經濟發展の道程に於て、自然に起る現象であつて、その起原を一々
明かにしようとするのは徒勞であらう。

錢なり穀物なりを貸して利を取ることを漢語で出舉とも出息ともいひ、略して舉又は息ともいひ、我が國では之をイラシと訓む。日本書紀大化二年（六四六）の條に見える貸稻の二字をイラシノイネと訓んで居るが、これ即ち稻の出舉で本條は貸稻を罷めよといふのであるから、この以前からして稻の出舉の行はれたことは明白である。又錢の出舉は天平勝寶二年の文書に數通残つて居る。

出舉及び質物に關する大寶令雜令の本文を成るべく原文によつて要點を摘要、意味の足らぬところを今義解の解釋によつて補ふと左の如くである。

（一）凡そ家長あらば、子孫弟姪等輒く、奴婢雜畜田宅及び餘の財物を以て、私に質に舉ひ、及び賣ることを得ず。

（二）凡そ公私の財物を以て出舉するは、私の契證文による官司を經る要なし。（三）利は六十日毎に取る、六十日に満たざれば利を取るの法なし。利は八分の一を過ぐることを得ず、又四百八十日を過ぐと雖も一倍を過ぐることを得ず。

（四）利を廻はして本と爲すことを得ず。

（五）質物は物主（質置主）の承認を経るにあらずんば、輒く賣ることを得ず。若し

四百八十日の外更に六十日を過ぎ、元利を支拂はざる者あらば貸主は官司に申告して質物を賣却し、餘剰あらば之を負債者に返還すべし。

（六）負債者逃避せば、保人（證人）代つて償ふべし。負債者死亡の場合之に同じ、若し保人二人にして一人死亡する時は、他の一人全償すべし。

（七）凡そ稻栗を以て出舉する者は、一年を以て限りとし、春時に受けて秋冬に報いよ。利は一倍を過ぐることを得ず、官物ならば半倍たるべし。

（八）利を取ること正條に過ぐる者あらば、官司に告げよ。告ぐる者に利物を併せ給ふべし。

以上によつて出舉に公出舉と私出舉との二種あること、及び出舉の品目に財物と稻栗との二種あることを見る。而して出舉の期間と利率とは品目によつて相違し、財物出舉の利は二ヶ月毎に八分一即ち一割二分五厘であるから、一年に七割五分となる。稻栗出舉の一年は必ずしも十二ヶ月でない。例へば二月に貸與して九月に返付せしむれば、正味は八ヶ月であるが、之を一年と見て十割の利を取る。尤も官物はその二分一といへば五割になります。稻栗の出舉に

一年を期限としたのは、一年一度の收穫外ない稻粟のこと故、當然と考へられるが、財物の方は何故一年半を期限としたか、恐らくは返済上の便宜といふ方からでなく、利息が一倍になる、元利が同額に達するといふ方から見て、四百八十日といふ數字を割出したものでせう。又當時の出舉に必ず質物を要したとはいへぬが(一)及び(五)によると、奴婢・雜寄田宅等を質とした出舉があつたに相違ない。但し質物を要する分と要せぬ分といづれが多いかといふ段になると、文獻が乏しいから何とも斷言は出來ぬが、質物としては當然不動産が第一位を占めてゐたものと考へる。天平勝寶二年に於ける四箇の貸借の實例に於て、三箇までは質として田地を入れて居るが、八ヶ月内に半倍進上の意味を券面に示してゐますから、利率も大寶令の規定に合致して居る。それから同じ大寶令の獄令の中に、凡そ罪を犯して資財官に入る者、若し人の寄^{アカリ}借物又は質物を有し、預人質置主よりその旨を申告して券證分明なる時は、錄^{アラカルタ}沒入物を記す帳簿を除くとあって、質物の權利は充分保護せられたのでした。なほ利を廻して本と爲すを得ずとし、利に利を積むことを禁じたこと、保證人即ち保内の人をして證文に連署せし

め、保内に屬する人々の相互扶助相互監督の責に任せしめたこと、辨償不可能の場合に於ける質物處分のことなど、とりくに注目すべき點です。

出舉を行ふものは官廳・寺院・富裕の人々である。私稻の出舉は利稻を徵するを主眼としたに相違ないが、官稻の出舉は中戸以下の百姓の窮乏を賑恤して、春耕秋收の時を違へざらしめんとするのが本意であつた。然るに後にはその本意を失ひ、借らずとも事足る富者にまで貸付け、利息を徵する弊習を生じ、一方には無知の百姓共後害を慮らず、猥に之を借り、返済の期に至つて償ふに由なく、郷士を逃亡し、他國に浮浪して本貫を絶つ者あるに至つた。そこで政府は先づ私稻の利を官稻同様半倍とし、次に官稻の利を十分三とし、間もなく私稻の利を之に準ぜしめ、又父母の負ふ所を情を知らざる妻子に徵り、妻子の負ふ所を情を知らざる父母に徵るを禁じ、一方には利子引下を行ひ、他方には債務遂行を緩うせしめたが、天平九年(セミセ)九月に至り遂に全然私稻出舉を禁斷するに至つた。但し多年の風習は能く一篇の法律を以て禁止し得るものではない。果してその後錢財の出舉と號して實は私稻の出舉を行ふ者があつたことが十餘年後の

太政官符に見え、又越前國加賀郡の官吏が私稻六萬束を出舉し、違勅の故を以て利稻三萬束を沒收せられたことが二十餘年後に見えて居る。

私稻出舉禁斷の理由は當時の詔によつて明白で、手短くいへば、失業流亡の民を造るから然るべきからずといふのであるが、私稻出舉のみが失業流亡の民を造り、官稻出舉は之に與らなかつたか。官稻私稻の區別なく、稻粟出舉の本意が失はれて、徵利の手段となつた上は、兩者共に弊害を生じたのは疑ふまでもない。然るに一方を禁じて他方を禁じなかつたのは、止むを得ざる事情、即ち官稻出舉が實に地方經濟の維持にとつて主要な財原であつたがためであると言はねばならぬ。延喜式の主稅式に出舉すべき諸國の正稅公麻雜稻の數が細かに定められて居るのは、官稻出舉の弊害が甚しかつたため、將來地方の官民が不法を行ひ得ぬやう、精細なる規定を設けられたものと見て宜しからう。併し諸國の本稻の數が果して式所載の如くであつたか、それすら疑はしいので、莊園領家の起るに及び、出舉の本利ともに次第に減少して、遂に廢滅に歸したのでせう。それから官稻出舉の利は、大寶令に半倍即ち五割とあるのを、養老四年（七二〇）に三割

に引下げてゐますが、その後また五割に上つたり、三割に下つたり、同じやうな高下を幾回か繰返してゐます。

主稅式にある諸國出舉の正稅・公麻・雜稻を通覽すると、雜稻の色目は色々あるが、何々寺新何々會新と稱し、佛事に供するものが最も盛である。之は寺院僧侶に對する朝廷の手厚い保護を語るものであるが、寺院僧侶を保護するのは獨り朝廷のみでない。人民も保護すれば、寺院自身も保護に力めてゐる。奈良朝以來寺院は上下の寄捨を受けて頗る富裕であつたが、その莊嚴なる堂塔伽藍を維持し、多數の縉徒を養成し、又怠りなく歲時の法會を修めるために莫大の費用を要したのである。而して出舉は是等の費用を確實に支辨する手段として、（一）朝廷及び（二）人民は寺院のために出舉し、（三）寺院も亦それ自身のために出舉した。天平十六年七月の詔に、五畿内七道諸國國別に正稅四萬束を割取して僧尼兩寺（國分寺及び國分尼寺）に入れ、毎年出舉し、その利息を以て永く造寺の用を支へよとあるのが第一の實例、聖武天皇の御代に、紀伊國名草郡三上村の人々が藥王寺の音樂料を岡田村主某に預け、酒を作らしめて利を收めたといふ話が第二の實

例又孝謙天皇の御代に大安寺の僧辨宗がその寺の大修多羅供錢三十貫を受用し、之を償ふ能はずして寺僧の督促を受けたといふ話が第三の實例で、斯様な例は決して珍らしくはない。加之佛法尊信のあまり、寺院の出舉に應するを以て功德とする思想や、返済を怠れば佛罰が恐しい、牛羊驢鹿驥馬の中に墮して、宿債を償ふやうになるといふやうな思想は、寺院關係の出舉を圓滿迅速に決済せしめたものと思はれる。延暦二年(七八三)十二月の官符に、今京内の諸寺利潤を貪り求めて朝章を畏れず、宅を以て質に取り、利を廻して本と爲す……宜しく天下をしてこの類あること莫らしむべしとありますから、寺院の出舉は隨分手廣く行はれ、且つ弊害も相應にあつたらしい。

奈良朝から王朝へかけて支那へ留學した僧侶即ち入唐入宋の僧侶が、彼地に行はるゝ無盡藏長生庫の方法を見て、歸來盛に之を應用したらうとは、容易に考へ得らるゝことである。無盡藏といひ長生庫といふも同一意味で、無盡財即ち子母(元金と利子)展轉して盡くることなき財貨を納むる藏を無盡藏といひ、長生錢即ち長く利子を生む財貨を納むる庫を長生庫といふのである。無盡藏長生

庫は支那の僧寺に附屬し、其所で質物を取つて錢財を貸付けたのである。入唐入宋の僧侶は之を見て便利とし、その仕法を我が國に吹聴したに相違ない。鎌倉時代・室町時代に於て、近世の質屋に當るものをして庫倉・土倉といふのみか無盡錢又は無盡錢土倉といふ熟字が當時の法令に歷然として存して居る位であるから、支那の影響を受けたことは確に之を認めるが、無盡藏長生庫の仕法の輸入を以て、直ちに我邦の質屋の起原とする説には左袒しかねる。質物を取つて金穀を貸付けることは自然の經濟的現象で、その仕法に於て力強き支那の影響を受けたといふ方が穩當であらう。

僧寺出舉の遺風は鎌倉室町兩時代を通じて存在し、徳川時代に於ても宮門跡寺社方貸付金俗に名目金といふものは、訴訟の際通例の貸金銀と違つて特別の取扱を受けた。また出舉といふ文字は古い時代では長曾我部氏の壁書に見えるが、徳川時代には漢學者の外は餘り遣はなかつたやうで、御貸付金といふ名稱で残つた。之は幕府の貸付金の意味です。

天平九年私稻の出舉を禁ぜられたところ、錢財と稱して私稻を出舉するもの

があるので、天平勝寶三年（七五〇）九月重ねて之を禁じ同時に財物出舉に宅地園圃を以て質と爲すことを禁ぜられて居る。富者は錢財を出舉し、貧民は宅地を質として之を借りるが、督促急なるに及んで、質に入れた宅地を引渡し住する所なくして他國に散するは深害であるとして、禁令を布かれたのです。奈良朝に至り錢の鑄造が盛に行はれて來たことは、經濟史上頗る注意すべき點で、その流通弘布につれ、稻粟出舉が減じて錢財出舉が増して來るのは當然であらう。又質物として田園宅地が第一であつたことは、この禁令によつても推量せられます。

天平勝寶二年以後に於ては、天平寶字五年に丸子人主の借錢解が一通あるのみであるが、寶龜三年から同六年（七七二—七七五）に亘つては實に六十九通の借錢解が存して居る。相田次郎氏は右六十九通につき、一々返済の期限・質物の有無・質物の種類等を調査して左の如き表を作られた。吾等は同氏の努力に對し謹んで敬意を表するものである。

以上は皆寫經生即ち經文の書寫を業とする微官の借錢解である。従つて返

計 69	31	3	1	1	22	9	2	通 文 數 書	期 返 済 限	る 質 物 場 合	田 地	家 屋	奴 婢	質 物 の 種 類
								布 料 給 の 時 期 の 時 間 内	三 ヶ 月					
38	19	3	0	0	7	7	2	今 月 内	二 ヶ 月	田 地	家 屋	奴 婢	布 衣 服	
2	0	0	0	0	1	1	0	記 載 無 き	一 ヶ 月					
13	3	1	0	0	5	3	1							
1	0	0	0	0	0	1	0							
21	15	2	0	0	1	2	1							
1	0	0	0	0	0	1	0							

濟の期限は料給の時又は布施の時、即ち定式臨時の收入があつた時に元利共に返上と約束するのが一番多く、次が一ヶ月である。二十日今月内といふが如きは特別の場合で、一ヶ月を期限とする分が多いのは、下に説明する利率の高直なと相俟つて、金融の逼迫を語るものと言はねばならぬ。借入期限が不明又は長期なれば質物を置く場合が多く、短期なれば少いことも表の上に現はれてゐる。それから質物の種類を見ると、奴婢と衣服とを質とした分は僅に一通づゝ、田地を質入した分が二通、家屋を質入した分が十三通ある。こゝに家屋とあるのは、更に委しくいへば家屋のみの分と、家屋とその敷地とを併せて質入した分との二種になるのですが、田地家屋數兩方を合せても布を質とした場合より少

い。併し之は多寡が寫經生で、田地家屋宅地を有してゐる者が割合に少かつたによるので外に原因があらうとは思はれませぬ。彼等にとつては給料及び布施として請取るべき筈の布を、前以て質物に差入れて錢を借入れるのが便宜で、そこで統計上布を質物とした分が一番多くなつたのであらう。本表によつて動産質が認められて居たことが立派に證明せられます。

彼等が借入れた錢高を見ると、少いのは百文二百文多くて三貫文である。さうして利子は寶龜三年に於ては、一二の例外を除いては、百文につき毎月十三文即ち一割三分といふのが通例で、年十五割六分に當り、明かに令の規定以外に出でる。又寶龜四年に於ては百文につき毎月十五文といふのが通例で、年十八割となり、寶龜五年同六年も同様で、驚くべき高利と言はねばならぬ。前表中三ヶ月、二ヶ月及び一ヶ月を期限とした借錢解四十八通中、約束の期限に返済したのは僅に八件で、他はいづれも延滞し、甚だしきは八ヶ月も延ばしてから漸く返済の義務を果してゐる。延滞の期間に對して利子を支拂ふのは勿論であるから、利子は瞬く間に嵩む。若し約束の期限を過ぎたからとて、利子を直ちに元金

に組込まれては堪らぬ。寶龜十年(七七九)九月の勅に、「近年百姓競つて利潤を求める、或は少錢を擧して多利を貪り、或は重契證書書替を期して質財を責む、未だ數月を経ずして忽ち一倍となり、窮民酬償遂にその產を失ふ、今後宜しく同條に據り、一倍の利を過ぐることを得ず、若し命に背く者あらば違勅の罪を科し、財を奪つて告ぐる者に賜はらん、物主に對するにあらざる賣質も亦同じ」とあるのは、出售及び質物に關する令の規定の遵奉を促したので、物主即ち質置主に無斷で質物を賣却する弊も少からずあつたらしい。自然經濟から貨幣經濟に移る過渡期に於て、貨幣を有する富者が、貧者の必要に乘じ、之を貸付けて高利を貪ることがよく起る。殊に貨幣で租稅を集めの場合に生ずるといふ英國經濟史家の説は、我が國にも適中してゐる。^{ケウセイ}といつて錢を納めて雜徭を免して貰ふことが寶龜頃流行したので、民間には錢の需要が殊に多かつたらしい。十五割六分十八割といふ高利も止むを得ざる事であつたらうと考へられる。

令の規定の勵行は中々難かしい。そこで朝廷では延暦十六年(七九七)四月に至り、一部の改廢を行ひ、十八ヶ月一倍の制を改め、期限を一年、利子を五割と定め

た。その二年前に官稻出舉の利を三割として居るから、利子の權衡は平均を得て居る。併し何時の代にも姦猾の富民は法網を潜るに巧である。彼等は高直の質物を取つて少許の錢を貸し、期限が過ぎたといつては官司を経ず又物主の認諾を得ず、之を賣却して多錢を收め、剩餘があつても一向物主に還さぬ。或是一年以内にて半倍の利を收め、期限を過ぎれば直ちに利子を元金に加へ、毎年首春に券面を書替へるがため、幾年を経ずして忽ち數倍に及ぶやうな始末であった。よつて弘仁十年（八一九）五月嚴に之を禁じ、特に京師に於ては路傍に高札を建てゝこの旨を遍く衆庶に知らしめた。

弘仁以後錢財出舉に關する史料は殆ど皆無といつても宜い位で、研究の至つて不充分であることは自ら認めます。平安朝の末期保元二年（一一五七）に至り、新に舉錢の利一倍を制すといふ記事が帝王編年紀にあります。前後の連絡を闊いて居るので、その原因が何であるか判明しませぬが、或は宋錢の輸入による市場の變動に基づいたのではないかと想像します。奈良朝から平安朝へかけて行はれた錢の鑄造は、天德二年（九五八）の乾元大寶を最後とし、その後鑄造が無

かつたので、民間では何時しか宋錢を輸入して之を使用することとなつた。延久四年（一一〇七）七月の宣旨に、錢貨の交易賣買を禁止しなければ、直法即ち估價法を定むることが出來ない、因つて宋錢の通用を停止すと仰せられ、翌月を以て估價法を定められて居ます。估價法は一口にいへば物價平準法で、奈良朝以來屢實現されて居る。優良な宋錢の輸入により、本邦在來の錢の價は下落し、従つて物價は騰貴するばかりであるので、今回は朝廷で先づ宋錢の使用を禁じ、さうして估價法を發布せられたに相違ない。それから既に宋錢の通用を停止した上は、之を借りて米で返辨する者を生ずるのは必然の勢ですから、同年十二月の宣旨で、錢一貫文を米一石に宛て、六十日毎に利を取り、八分一を過ぐるを得ず、四百八十日を過ぐと雖も、一倍を過ぐべからずと令せられた。

以上二通の宣旨は法曹至要抄の中卷第二十九にあるが、同書の本文には、建久四年七月四日宣旨云……また同年十二月廿九日宣旨云……とあつて、延久とはない。併し同書の著者として知られる明法博士坂上明兼は、久安三年（一一四七）十月六十九歳で卒したといへば、久安から四十年も後の記事が明兼の著書に載る

べき筈がない。至要抄の古寫本に建久を延久に作つてあるといふので、今それによつたのです。なほ十二月の宣旨中に弘仁十年五月二日の格により、毎六十日に利を取れ云々とあるが、弘仁の格は四百八十日一倍の大寶令雜令の文と、一年半倍の延暦十六年令と兩方を掲げ、比年の間之を遵行する者無く、違犯の輩往往これ有りとあつて、甚だ曖昧です。至要抄の著者自身も中巻第二十八に於て、錢貨出舉の利は半倍に過ぐべからずといつて、矢張り弘仁十年の格を引いてゐます。本來大寶令に四百八十日一倍の利と限られたのは財物出舉の利、延暦に一年半倍と限られたのは錢の出舉の利とあるが、財物の中に錢の含まれて居ることは勿論で、大寶令の規定は延暦に變更せられたのである。然るに弘仁の格に新舊兩方の規定が併記せられてから後世になつて兩方が併立するものと認められ、錢の出舉の利は一年半倍を原則とし、延久四年の特別の場合から一轉して、最高一倍を認める風になつたのではないか。これで保元年間舉錢の利一倍といふ記事も多少解釋せられたやうな心地がします。

二

併し乍らなほ疑問が残つて居る。それは建暦二年（一二二）三月の宣旨に出舉の息利は建久に一倍の利分を以て永年の定數となしたと見え、又嘉祿二年（一二二六）正月の下知狀に、弘仁建久の格に任せ、四百八十日を過ぐべからず、舉錢に於ては宜しく一年を限り半倍の利を以てすべしとあることで、こゝに弘仁の格といふのは弘仁十年五月太政官符を指すに相違ないが、建久の格とは何を指すのであるか。法曹至要抄にある建久四年十二月の宣旨がそれであるとすれば、解釋が附かぬでもないが、建久は延久の誤であらうと前に述べた。して見れば別に建久年間に出舉に關する何等かの規定が出たのであらうと考へ、友人川上學士の注意によつて三代制符を見たところ、果して同書所載建久二年三月廿八日の宣旨中に、三代の格半倍たりと雖も、雜令の文猶一倍を極む、彼といひ是といひ用ひざるべからず、……一年の中半倍を以て利分とすと雖も、兩年の後一倍を以て定數とす、早く京畿諸國に下知し、自今以後一倍の外假令證文を出すと雖も禁遇に從ふべしといふ箇條を見出しました。建暦の宣旨も嘉祿の下知狀も之に

よつて意味が通じる。要するに鎌倉時代の初期に於ける公定利率は平安朝の末期同様であつたに相違ありません。

鎌倉幕府は言ふまでもなく武家政治で、その中心は御家人である。御家人は幕府に忠誠を誓へる土地所有者であるから幕府に於ては充分にその生命財産を保護し、彼等が所領を失はぬやうに注意して居る。御家人が幕府に對する義務は概して所領高に割當てられて居る。御家人の所領が御家人の手に移るならば、總體から見れば異同はないが、若しそれが非御家人や、凡下ボンゲの手へ移るとすれば、幕府自身にとつて大きな弱味となる。非御家人といふのは百姓町人を指したのです。貞永式目賣買の所領の事といふ條に、御家人の輩要用によつて相傳の私領を沾却するは宜しいが、勳功又は勤勞によつて幕府から賜はつた恩地を賣つてはならぬ、若し賣る者があれば賣買兩者を處罰すると規定してある。かく式目には所領賣買の制限のみがあつて、質入の規定は見えぬ。抑も土地の生産は豊凶により相違はあるが、大體に於て限りがあるに反し、人口の増殖や事變

の湧起は限りがない。質實な御家人の生活にも驕奢の風が吹き、所領を沾却し、又は質入するものを生ずるのは自然の勢で、殊に文永弘安の外寇により、御家人の窮乏が愈甚だしくなるや、幕府は文永四年（一二六七）十二月を以て、彼等が恩地私領に論なく、その所領を沾却し、或は質券に入れて流すことを絶対に禁止し、既に賣却済となり又は質流となつた土地をば相手が御家人であれば本物（元金）を以て買戻させ、相手が非御家人であればその土地は幕府に沒收して仕舞つた。之は隨分な英斷であるが、幕府はそれから二十餘年を経て、更に一層極端なる處置に出た。永仁五年（一二九七）三月の初度の徳政令がそれで、第一越訴の事、第二質券賣買地の事、第三利錢出舉之事の三ヶ條より成立つて居る。

蒙古の襲來に對し、戰功をあらはした鎮西の御家人が、恩賞を申立てるのは當然の次第で、幕府は之を鎮西奉行に任して、關東では受附けぬことゝしたが、鎮西奉行の處分に満足せぬ輩で、幕府に越訴するものが絶えなかつたので、第一に之を禁じた。第二は所領を質券に入れて賣買するを禁じ、本令發布以前に沾却した分は、本主之を領掌すべし、但し、或は御下文下知狀を成したまはり、或は知行二

十ヶ年を過ぐるものは、公私を論せず、今更相違あるべからず、又非御家人凡下の輩の買得地は、年紀を過ぐと雖も、賣主知行せしむべしとある。年紀といふのは二十ヶ年の期限で、所領を取得してから二十ヶ年たてば、如何なる次第があつても取戻すことは出来ないといふ規定が、貞永式目にあるのです。尤もそれは御家人と御家人との間の所領の賣買に限つて有效で、非御家人凡下の輩の買得地は、假令その年限を過ぎても賣主に於て取戻せと命じて居る。之を文永四年令と比較するに、彼にあつては本物を辨償し、之にあつては無償で取戻さしめた相違がある。第三は金錢貸借により、富者は利潤を専らにし、貧者は彌々困窮を加ふ、自今以後成敗に及ばず、假令下知狀を帶し、辨償せざる由を訴へ申すとも沙汰の限りにあらずとある。一口にいへば金錢の訴訟は受理しないといふ意味で、その次に質物を倉庫に入るゝこと禁制する能はずとあるのは、庫倉即ち質屋に質物を入れて金を借りた分は、本條を適用しないといふ意味です。

永仁五年の徳政令につれて、色々な法令が發布せられて居るが、質に入れた田地の收穫の規定は甚だ興味を感ずる。之によると、本錢を辨償せざる以前に於

て、強て耕作する本主もあれば、辨償せられたる本錢を請取らずして、依然耕作する錢主もある。彼といひ、此といひ、太だ無道である。仍て將來は本物を辨じない前の作毛は、錢主の進退たるべく、本物を辨じた後の作毛は本主の進退たるべしとあります。

人身の賣買質入も亦鎌倉時代に行はれた。尤も人身の賣買は嚴禁ですが、寛喜三年(一二三〇)のやうに飢饉疫病の流行した場合には、禁制の勵行が却て活命の計を奪ふに當るので、幕府も之を默認した。併しその動搖が止んで平靜に復すと共に、延應以來再三嚴重な禁令を出し、人商は顔に烙印を捺すぞとまで達し、またそれに伴つて人身を質に入れることを停止する旨をも達してゐますが、斯様な法令が再三出て居ることは、畢竟賣買質入の事實があつたからです。質入は十年が期限で、十年を過ぎなければ、一倍の辨償で取戻すことが出来るが、十年の間に取戻さなければ、物主の進退するところとなり、又若し質に入れた先方で子供を生んだとすれば、主人が錢を出して質人を取戻す場合には、その子は主人が進退する規定でした。

田地や人身を質に入れて金錢を融通することは前代にもあつて、敢て珍とす
るに足らぬが、質物を動産に限り、質物を持参しなければ金錢を貸渡さぬ一種の
營業者が、鎌倉時代に發生したことは注意に値する。建長七年(一二五五)八月の御
教書に、近年鎌倉に於て錢を貸すもの、無盡錢と稱し、質物を入れなければ借用を
許さぬため、甲乙の人々衣裳物・具を以て質物に置くとあるのは、實に後世の質屋
の起源で、建長を距ること遠からざる時代に始まつたものといへる。なほその
續に、盜賊が贋物を賣買すると忽ち露顯するので、竊に贋物を質に入れて錢を借
用する被害者がそれを見付けて談判に及ぶと、錢主は置主及びその宿所を知ら
ず、それが世上の通例であると陳する、之は甚だ不當の所存であるから、將來は質
物を取る時負人(質置主)の名前宿所を尋ねよ、若し訴訟出來の節、右の手續を經ざ
ること露顯に及ばず、盜賊に處すとあります。

石原左衛門五郎高家なるものが腹巻を無盡錢の質物に入れたところ、錢主な
る鎌倉の住人慈心が之を抑留して返さぬとあつて訴訟を起し、その裁決が弘安
二年(一二七九)を以て下されてゐる。それによると利子が元金の一倍に達した以

後に取戻訴訟を起したのであるから、高家の申立は無効であるとあります。利
子が元金の一倍となれば質物は流れてしまふのです。

永仁の徳政令の第三に庫倉とあるのは、この無盡錢を取扱ふ營業者を指すの
で、クラと訓んだと思はれる。支那でも長生庫・無盡藏などと言はずに、單に庫と
のみいふ事もあるから、恐らくは庫の字をそのまま移して、我が國では質屋をク
ラと呼び、後には之に土の字を加へ、土倉又は土藏と書き、之は普通にドザウと稱
へたのであらう。徳政令の第三項に利錢出舉の訴訟は受理せずといひながら、
庫倉を除外例としたのは金融上に於ける庫倉の便宜を認めたに外ならぬ。

鎌倉時代の利率については前に述べた通り曖昧の點があるが、自分が寓目し
た嘉禎より建武に至る百年間の借用證文十通について見ると、月別百文につき
五文といふのが八通、百文につき六文といふのと、三文といふのが各一通ある。
百文につき五文は年六割で、いづれも土地を質物とし、期限は短きは半年、長きは
一年で、期限を過ぎれば流すことを承認してゐるが、嘉禎二年(一二三六)三月秦時貞
の借用狀には、その裏書に「仁治三年二月三日流畢秦時貞嫡子同宗時」とあつて滿

六年で始めて實際に流れてゐる。この時貞の借用狀のやうに假名交文の文書のあるのは、文書といへば漢字ばかりを並べた前代と違ひ、鎌倉時代の一現象です。田地を質入した借用狀も十通では甚だ貧弱でもつと集めねばなりませんが、衣裳物具の類又は奴婢雜人を質とした場合の利率を考ふるに足る文書はまだ一通も見ませぬ。切に讀者諸君の御助力を請ふ次第です。

初度の徳政令は發布の翌年二月を以て廢止となり、自今以後越訴を受理し、質券賣買を許し、又利錢出舉に關する訴訟を受理する事としたが、それから三十年と経過せぬ中に、後醍醐天皇の幕府討滅の御計畫となり、建武の中興となつた。建武三年(一一三三)鎌倉評定衆の遺老が、足利尊氏の諮問に答へた施政意見書(建武式目)の第六條に無盡錢の土倉を興行せらるべきことゝ題し、土倉は幕府より莫大の課稅を宛てられ、又暴民が闖入掠奪しても、幕府で之を制止せぬがため、已に斷絶の姿となつた。それでは貴賤共に急用を闕き、貧民は彌々活計の術を失ふ次第故、速に之を興行せられたならば、諸人安堵の基となるであらうと述べてゐる。鎌倉末期に幕府が倉役を以て財源の一としたこと及び暴民が土倉を以て

掠奪の目的物としたことが能く解ります。

三

鎌倉時代に起つた土倉は、同時代の末期に於て一たびは衰へたが、室町時代に至つて再び隆盛となつた。質物の種類を擧げると、(一)絹布・繪衫物・書籍の屬・樂器の具足・家具並に雜具等、(二)盆・香合・茶碗・花瓶・香爐・金物並に武具等、(三)米穀並に雜穀等がある。利子は百文につき毎日(一)が五文づゝ、即ち年六割、(二)(三)が六文づゝ、即ち年七割二分で、質入期限は(一)が十二ヶ月、(二)の中、盆・香合・茶碗・花瓶・香爐・金物が二十ヶ月、武具が二十四ヶ月、(三)は僅に七ヶ月で、以上置月を除いての月數です。之は長祿三年(一一四五年)十一月の執達狀及び永正十七年(一五二〇)二月の下知狀に見ゆる所で、その間六十餘年を隔てゝゐるが、前後一向變りがない。長祿から二十數年前の永享三年(一四三二)の下知狀は、前の二通より一層簡単に、流質の期限を絹布類は十二ヶ月、武具は二十四ヶ月と定めて居る。建武から長祿まで百二十餘年の間に、どういふ沿革があつたか不明であるが、鎌倉時代の借錢狀に月別五文

といふのが最多數であることから考へると、恐らくは何等の變動もなかつたのであらう。但し、長祿三年の執達状に、洛中洛外諸土倉利平の事近年雅意に任せてその沙汰を致すと見えますから、公定の利率はあつても、土倉共は勝手に高利を貪つたに相違ない。それから永正以後はどうかといふと、四割五割は高利であるから、質物を入れたら二割、入れなければ三割に貸付けよといふ令が、天文十六年（一五四七）に見えますが、果して實行されたか覺束ないものです。

室町時代に於ても鎌倉の末期同様、倉役が幕府の主要なる一財原であつたことは、文安二年（一四五五）の令に、土倉に於ては一ヶ所と雖も減少しては、公役の失墜といひ、諸人の愁歎といひ、公私共にその弊を受くとあるので、證明せられる。一體室町時代は一口にいへば動亂の時代で、幕府の所在地たる京都は屢兵燹に罹り、土倉の類焼した分も少からずある。そこで彼等は或は廢業を企て、或は數年間の公役免除を願出でたが、徳政已後土倉の數も減じたので、幕府は断じて之を許さなかつた。

嘉吉元年（一四四一）閏九月の徳政條々中に、本錢返地同屋年紀沽却地・質券地はい

づれも本主に返さるべく、土倉已下の流質約月を過ぎたるものは、法に任せて錢主の計たるべしとあります。本錢返の土地家屋といふのは、土地家屋の賣買ではあるが、最初からの約束で、一定の期限を経過した後、本錢を償へば、再び賣主の手に戻るので、年季沽却地又は質券地と大同小異です。鎌倉幕府は永仁の徳政令に附帶した令文で、本錢返並に年季沽却地は、年季の遠近を論ぜず、本錢を以て請取ることを許して居るが、室町幕府は今度の徳政令の前年に、本錢返質券地は既往の收入額を通算して本錢の一倍に達したならば、その地を本主に還付せよと命じ、更に今度は無條件で還付せしめ、又質物は期限を過ぎて流質となつた分は、錢主の處分に任せせるが、然らざるものは之を本主に還付せしめたので、債權者の迷惑は察すべきである。但し、土倉は徳政の度毎に無償で質物の返付を命ぜられたのではなく、文正元年（一四六六）の徳政には本錢五分一を以て質物を請出させといひ、永正以後數回の徳政には十分一とあります。さうかと思へば、永祿六年（一五六三）の徳政條々には、質物ばかりでなく借錢借米一切を棄破すとあつて、場合により色々です。なほ永正の徳政令に女を以て白晝取るべしとあるのは、夜

分は兎角騒動が起り易い男では喧嘩になり易いから、日中女を使に遣り、穩に土倉について質物を請取れといふ意味で、その後の徳政令にも、白晝請取れといふ一句は必ず存してゐます。

室町時代の徳政一揆即ち土一揆の暴行は早く應永の末頃から見えてゐる。土倉は幕府からは倉役を徵られ、土一揆からは徳政だといつて無償又は無償同様に質物を掠奪せられ、之を拒めば亂暴の目に會ふ。後鑑文正元年九月の條に、大乘院雜事記を引いて「京都の儀山名方勢並びに朝倉被官勢等所々土倉酒屋以下方々へ亂入せしめ、雜物を運び取り、剩へ火を放つ、希代至極なり」とあるのを見ると、土一揆ばかりではなく、立派な武家も土倉を襲つたのである。土倉と酒屋とは室町時代には一つの熟字のやうに續けて書かれて居る場合が多い。こゝもその一例で、酒屋も土倉同様役を納めてゐた。或は本業の傍金貸を營んでゐたかとも思はれる。

土倉にしろ、酒屋にしろ、上下の壓迫を免れる第一の手段は營業廢止に如くはない。土倉は之を願出でたが幕府の許可を得ぬ、公役の免除を願出でたが之も

聞届けられぬ。幕府では彼等が何角と理屈をつけて再三廢業又は免稅を願出づるは、本宅を閉し、内々で高利並に日錢の質物を取る計畫であらうと推量して、一切聞届けなかつた。日錢の質物といふのは質入期限を日數で限る、即ち出来るだけ最短期に質物を流して利益を收める仕法でせう。さうして已に斯様な言葉があるところから見ると、之は幕府の想像ばかりでなく、實際にあつたに相違ない。併し是等はまだしも利益防禦手段として恕すべきですが、彼等は更に一步を進め、山門(延暦寺)並に諸社の神人となり、本所の威を假つて債務者を脅した。即ち平日はたゞの土倉として營業してゐるが、いざといふ場合には諸寺諸社の神人といふ資格で談判する。而も多人數相率ゐる債務者の邸第に赴いて催促する。言分が通らなければ狼藉に及ぶ。之は土倉ばかりでなく酒屋も同様です。そこで幕府は彼等が諸寺諸社の神人となり、權門の扶持奉公人となることを禁じたが、思ふやうな效果は得られなかつた。

室町時代の末期の禁制に國質・所質・鄉質といふ言葉が能く見える。三浦周行氏の解釋によると、之は若し債務者が支拂の義務を果さぬ場合には、債權者はい

づれの時いづれの場所に於ても彼の所有財産を差押へ得る契約を指すとあります。されば國質・所質・鄉質の國・所・鄉は差押の場所を指すので、家質・人質の家又は人の如く質の目的物を指すのではない。レオン・バジエスが西紀一六〇三年(慶長八年)長崎で出版せられた日葡對譯字彙を翻譯増訂した日佛對譯字彙に *Cewujikeli, Toerjijelii Otages qui se prennent sur un royaume ou une contrée, en échange d'un débiteur, d'un homicide, etc, indigène de ce royaume, ou pays.* あるのは、全く當らぬ解釋であつても、國質所質といふ言葉が當時使用されたといふ證據になります。

四

室町時代の土倉を江戸時代では質屋と呼んだ。質屋の二字は江戸時代では元和八年(一六二二)八月、所司代板倉周防守勝重が京都町中に頒つた條々の中に見ゆるのが第一である。柴謙太郎氏は天正頃からあつたといはれるが、その出所を承つて置かなかつたのを遺憾とする。元和の條文は可成精細なもので、質屋の札には双方の氏名宿所を明白に記入すること、贋品を質に取らぬこと、質物の

質屋の鑑札と看板 用捨箱中巻所載



價格三分二を質主へ渡すこと、利息は相對たるべきことを規定してゐる。質屋の札とは質入證文を指し、雙方とは質主及び請人をいひ、又質物の價格三分二を置主へ渡せとあるは、流質の場合に残りの三分一を利用にせよとの意味であらうが、流質の期限は明言されてゐない。この規定を室町時代のそれと比較すれば、餘りにかけ離れてゐる感があるが、その間隙を満たすだけの史料を持たぬ。

大阪では寛永十九年（一六四二）五月に、大阪並に天満質屋中から町奉行所に仲間判形帳を差出し、（一）請人の無い質物を取らぬこと、（二）請人があつても下直な質物や贋品と覺しきものは能く吟味を加へ、萬一不吟味にて贋品を質に取らば處罰を受けること、（三）仲間の加入廢業は速に届出づることの三ヶ條を約してゐる。江戸の質屋仲間が寛永十九年に出來たといふ説は、大阪と江戸とを取違へた説で、江戸ではそれから二十數年後即ち寛文七年（一六六七）二月になつて、始めて質物の請取手形に關する取締が見え、五十年後の元祿五年（一六九二）十一月になつて、やつと質屋仲間が成立した。

江戸で寛文七年に出た町觸には、在來請手形一通で、一ヶ年中種々の質物を取

つてゐたのは違法であるから、向後は質物を明細に書付け、その度毎に請取手形を取置くやうにせよとあります。寛文以前の古い觸書もあつたのでせうが、今傳はりません。

元祿に出来た江戸の質屋仲間には三人の惣代がある。神田旅籠町中村屋平右衛門・本所相生町堺屋三九郎・神田多町車屋久右衛門の三人で、仲間から選舉せられたのではなく、町奉行所から任命せられてゐる。恐らくは彼等三人から仲間組織の件を町奉行所に出願し、それが許可になつたのであらう。彼等は會所を本石町三丁目に設け、町中家持借家店借地借の質屋は言ふに及ばず、總て質を取つて金銀の貸付をする者を残らず會所に呼出し、仲間帳に捺印せしめた上、之に質屋の簡板(看板)と定書とを交付した。尤も質屋惣代が斯様な處置を執つたのは、全く町奉行所から出た觸書の結果で、なほその觸書には將來質屋業を營む者は、必ず會所に出頭し、仲間帳に連判して、定書と簡板とを請取らねばならぬ。廢業の場合には總代に届出の上、仲間帳の印形を消し、定書と簡板とを返却せねばならぬ。若し簡板を掲げずに質屋業を營む者があれば、本人は勿論家主五人

組・名主まで急度處罰する、又總代料として質屋一軒より一ヶ月銀四分宛を、毎月晦日までに總代方へ持參せよとあります。

質屋全部が會所へ出頭して捺印した仲間判形帳には、卷頭に總代三名へ宛てた五ヶ條の手形がある。その中第二と第五とが重要で、第二には公儀から盜物失物につき質屋中へ通知があつた時、一品でも疑似の品があつたら、即刻會所へ持參する、若し又心當がなければ、その段を届出るとあります。それから第五には自今以後質を取る時は置主請人兩人の印形を取り、利息は定書の通りに受取る、相對で定書より安くすることはあつても、決して高くすることはない、親類であつても請人のない質を取りますまい、置主へも今度の定書の趣を傳へて、日限等に間違の起らぬやうに致しませう、斯様に念を入れて質を取つても、萬一その中に盜物失物等があつたら、各々方へ届出づるは勿論、平素とても各々方の検査を受け、若し自分達に不都合の儀があつて、それを公儀へ御訴になつても、その節一言の苦情も申しませぬ、若し又仲間の内に不都合があつたり、看板を掲げずに質を取る者があつたら、申告致しませうとあります。

質屋仲間に渡された看板は、上部の兩角を平均に切落した長方形の木札で、縦中央にて八寸二分、兩端にて七寸六分、横六寸六分、厚さ一寸ある。一面に質と大書し、その下に^(一)中村の焼印を押し、一面には^(二)志ちやの三字を中央に平假名で記し、質屋本人の住處と屋號氏名とを左右に割書してある。^(三)は堺屋三九郎、^(四)は車屋久右衛門、^(五)は中村屋平右衛門であることは申すまでもない。この看板を紐で釣り、その上に質札の反古を紙の塵はたきのやうに束ねてあつたが、看板を掛けることが止んでから、塵はたきのやうなもののみとなつたと、柳亭種彦の用捨箱に畫入で説明してあります。

この看板が何枚渡されたか、換言すれば質屋仲間の總人數は何程であつたか生憎數字を發見しません。併し元祿五年から三十餘年を経た享保八年(一七三三)に二千七百三十一軒とあるのですから、元祿の質屋の人數も隨分多數であつたらうと推量する。京都では江戸より數年後れ、元祿十二年(一六九九)に質屋總代を置き、會所を設け、洛中洛外の質屋に看板を渡したのですが、當時の質屋員數六百二十八軒とある。之も元祿の江戸の質屋數の多數なことを想像せしむる一助

となります。この多數の質屋中接近した場所に住んで居る者は、相集つてそれそれ小さな組合を作つてゐたらしく、質屋役所から本郷六丁目の質屋行司に宛て、同町住居の伊勢屋三右衛門が今度新に質屋渡世を營まれるから、その組合に入れ、諸事相談せられたいといふ書面が残つてゐます。

看板と同時に渡した定書には、質物の期限と利率とが示されて居る。即ち刀脇差諸道具諸品等は十ヶ月、衣類等は六ヶ月を期限とし、之を過ぎれば流れる。利子は錢で貸す分は(一)百文につき一ヶ月三文、金で貸す分は(二)金二兩以下は一ヶ月一分につき銀三分五厘、(三)金十兩以下は一ヶ月一分につき銀三分、(四)金百兩以下は一ヶ月一兩につき銀一匁、(五)百兩以上は右に準じて下直に相對せよとする。錢は九十六文を百文と數へ、銀は六十目を以て一兩替とすると、(一)は年三割七分五厘、(二)は二割八分、(三)は二割四分、(四)は二割に當ります。之を長祿永正の期限及び利子と比較すると、十二ヶ月二十ヶ月の期限は六ヶ月十ヶ月となり、五文又は六文の利子は三文に下つて居る。之は元金回収の期限の長短につれて利子は高下すといふ原則を説明するに足る一實例で、貸金高の増加につれて利率

を遞減した點も頗る注意に値すと言はねばなりません。又室町時代に殊に二十四ヶ月であつた武具の期限が十ヶ月となつたのは、戦鬪と太平とを暗黙の中に示すものといつて差支ありますまい。

この期限や利率が果して當時に相當したかは疑はしい。さう推測する理由は、元祿十四年(一七〇〇)十一月に至りこの定書を改正し、十ヶ月を十二ヶ月、六ヶ月を八ヶ月といふ風に期限を長くし、又(一)の錢三文を四文に、(二)の銀三分五厘を四分といふ風に利子を引上げて居るからです。尤も(三)(四)(五)は前の定書の通りですが、改正の眼目は質入期限を延ばすと同時に少額の質物の利子を上げた所にあるので、百文で月四文といへば年五割に、金一分で月四分といへば年三割二分となる。この方が却て室町時代の期限及び利率と權衡が取れて居るやうである。元祿十四年の改正定書は實に江戸時代を通じて期限及び利率の根本となり標準となつた大切なものである。

定書を改正した翌々年、即ち十六年十二月に町々名主を町奉行所に召し、質屋總代並に古着屋總代廢止の旨を告げ、失物盜品の詮議は古來の通り町年寄から

名主に、又名主から銘々支配内の質屋古着屋に通達して吟味するやうにと申渡した。古來の通といふ四字によつて、總代設置以前の失物盜品の詮議の手續も解る次第ですが、要するに幕府が質屋に關する取締は、常に失物盜品の搜索の便を主として居る。質屋惣代の制度が存してゐた十二年間に、町奉行所は兩度まで觸書を出して、吟味の節失物盜品を隠匿すること及び賣買手形を作つて質を取ることを禁じ、背く者は當人は磔、男子は死罪、女子並に女房は奴^{ナゾコ}とすると令して居る位で、質屋惣代の設置は幕府が期待するやうな效果を擧げ得られなかつたらしい。古着屋惣代は元祿十四年に出來たもので、質屋と古着屋とはこの後よく一緒に出て来ます。

元祿以後になつても、失物盜品の取締に關し、何度となく觸書が出て居る。殊に寶永三年(一七〇六)十月の觸書に、質屋で質を取る時は置主證人双方の來店を必要とする、一人で印形二箇を持參し、置主證人の名をいつても質を取つてはならぬ、假令置主證人雙方來店しても、多分の質物で、身分不相應又は不審と認めたら、充分吟味を遂げ、場合によつては本人を留置き、月番の奉行所へ訴出でよ、盜物を

質に取れば吟味の上右品は取上げ、代金は損失とし、その上處刑すとあります。又翌年四月の觸書には、惣代廢止當時は、尋物觸に應じ、質屋古着屋共より早速その品を持參したが、近來は幾回觸流しても持參しない、それでは尋物の埒が明かぬ、質屋古着屋を銘々番所に呼出し、帳面の詮議を申付けては所の困窮とならうが、穿鑿方不行届とあれば、それより外に仕法も無いこと故、豫め申渡し置く、名主共出精して尋物を嚴重に改めよとある。質屋惣代を廢し、その取締を古來の通り名主に任せて見たが、矢張り甘く行かぬ。そこで享保八年（一七二三）四月質屋古着屋以下所謂八品商賣人の組合を立て、取締ることとなつた。八品商賣人とは質屋・古着屋・古着買・古鐵屋・古鐵買・古道具屋・小道具屋・唐物屋の總稱ですが、之は天保頃から使ひ出した言葉です。

享保八年に出來た組合數及び人數は、質屋二百五十三組二千七百三十一人、古着屋百十組千百八十二人、古着仕立屋十七組二百人、古着買百三十組千四百七人、古着仲買二十組二百三十八人、古道具屋二百九組二千三百三十五人、唐もの屋十五組百二十八人、小道具屋四十九組五百十一人、小道具仲買四組六十二人、小道具

振賣三組三十二人、古鐵屋七十五組七百九十三人、古鐵買百一組千二百十六人、古金仲買八組八十八人、古金振賣二組十六人、總人數一萬八百三十九人、内大組十七組小組九百九十六組とあります。一町十人位を單位とし、人數が不足なれば隣町と合して組合を作るといふのが最初の趣意で、その趣意に應じて出來たのが小組で、その數九百九十六となつた。さうしてこの多數の組合を更に方角によつて組合はせて大組を作り、室町組・小傳馬町組・淺草組・神田組・本郷組・日本橋組・中橋組・京橋組・靈岸島組・芝口組・本芝組・四ツ谷組・麻布組・赤坂組・深川北本所組・本所堅川組・新吉原の十七組とした。寛政元年の書類に「室町組一番組同二番組」また「組々質屋共調印仕差出候帳面二十三冊」とあり、嘉永五年の書類に「前々組分ケの儀三拾二組に有之候」とあるので考へると、享保の十七組の中の或者が分裂しその番組が總計で寛政元年以前に二十三組、嘉永五年以前に三十二組あつたのでせう。三十二組は二十三組の誤寫かとも思はれます、何分判然したことは解りません。

毎組に若干名の名主がある。その一人が當番となり、紛失物の御觸が來れば、

當番が寫して組中へ廻す。町々では一組の商賣人の月行事が、その町の月行事と立會で、組合内の同業者を廻り、右の觸書を示し、各自の帳面を調べ、觸書に相當する品が無ければ、兩行事でその帳面に印を捺して支配の名主に渡し、名主は右の帳面を吟味し、當番名主は各名主の手から返答書を集めて月番の町奉行所へ差出すといふ順序です。尤も兩行事立會吟味の節、觸書に相當する品を發見した場合には、早速奉行所へ申出でよとあります。之とても行事から直接に奉行所へ申出づるのではなく、支配名主及び當番名主の手を経たのでせう。當番名主も商賣筋の月行事も實際は二名宛とし、又町内の月行事も今迄の月行事は多用であるから、失物吟味だけに從事する月行事を一人立てることゝし、之も二名になつてゐます。それから新規に加入を請ふ者があつた場合には、その町の名主から當番名主に申出で、當番名主から組合行事に申渡し、新加入者と行事と同道で、當番名主の印形のある加入届持參の上、奉行所備付の帳面に署名し、又當番の控帳にも記入する。廢業の場合は當番の名主へ届出で、組合行事當番名主の印形のある廢業届を町奉行所へ差出すことゝした。こゝに奉行所備付の帳面

といひ當番の控帳といふのは八品商賣人の名前帳で、組合成立の時都合四通を作り、二通を町奉行所に、一通を町年寄の樽方に、又一通を組合名主の控としたと申します。

五

曩に質屋物代を廢止した際、利息の儀は只今迄の通り相心得べしとあつて、元祿十四年の定書は依然として効力を有してゐたのである。然るに享保十四年(一七二九)十月、幕府が元祿十五年以來の借金銀は向後利金を五分以下に引下げよと命ずるに及んで、質屋仲間に大恐慌を來した。幕府は本令發布の理由として、元祿年間金銀吹替以來、米價は高直であつたが、近年は下直である。然るに借金銀並に質物の利金は前々と同様で、諸人難澁の聞があるから、之を救濟するを必要とすと説明しなほ、本年々末に前々の借金銀を新手形に書替へる分の利金も五分以下のこと、今迄利金を支拂はぬ分は本令より除外すること、又新規の借金銀は相對次第と雖も、狠に高直にすべからざることを附加へた。之は一種の徳政

で貸金業者にとつては青天の霹靂であつたらうと考へる。

市民が金銀を融通するに便利な擔保品は衣服道具類か家屋敷である。當時家屋敷を擔保とする貸金即ち家質金の利子は、金高が多ければ一割、少ければ一割五分が普通で、質屋の利子は一ヶ月金一兩につき利銀一匁六分、錢質百文につき四文、即ち元祿十四年の定書の通りであつた。然るに古借をすべて五分に切下げられては今迄と比べて利子の收入は二分一乃至十分一に減ずる。質屋は自分の有金で質物を取るものは少く、年一割又は一割半で資金を他から融通し、それで營業するものが多いから、結局損金になる。本令發布以來質屋仲間は陸續町奉行所に出頭して、家業繼續覺束なき旨を歎願し、又家質金の借用者は俄に貸主から矢の如き督促を受くるに至つた。家質は兎角長引き易く、期限は疾くに切れて居る分が多い、貸主からいへば新規貸は相對次第であるから、一日も早く元金を回収し、之を新規に貸付ける方が得策で、従つて催促が嚴重になつた次第です。

質屋仲間の動搖は案外烈しい。何とか處分をしなければ済まぬ有様となつ

た。そこで時の南町奉行大岡越前守忠相から年番名主共に質屋共の歎願書を集め、調査の上提出するやうにと命じたので、年番名主共は相應の意見を認めた十數通の要點を書抜き、之に歎願書全部を添へて差出した。その書抜の末文に利子引下令をその儘遵奉すると申出でた數ヶ町の町名が記載してあるが、大部分は勿論反対意見を申立てゝ居る。今年番名主共の書抜によつて、現在までの利金・向後の利金・質入期限等につき二三の意見を見ると左の通りである。

富澤町組 取置の質物金一兩以下は只今迄の通り、一兩以上は御觸の通り、月切は彌々八ヶ月に願ふ。

市兵衛町組 取置の質物金一分より三分迄は錢質同前に少し丁簡を加へ、一兩以上は御觸の通り五分の利息で取引する。

向後の質物利金は金一分より三分まで右同斷、一兩以上は一匁づゝ、但し、只今迄の八ヶ月切を改めて五ヶ月切としたし。

小石川春日町組 取置の質物金一兩以上は五分、一兩以下は八分とし、錢質は相對の上用捨を加ふ。

向後の利金は相對と仰渡されたれど、質屋一同當十一月以來の利金を金一兩につき一匁二分、錢質百文につき三文に定めたし。

八町堀組 取置の質物金二兩以下は一兩につき利息一匁二分、二兩以上は利息八分に願ふ。

即ち各自區々ではあるが、古借利子を一切五分に引下げる一點に對しては、舉つて反對して居るので、越前守は更に年番名主共の意見を諮詢した。之は年番名主共をして質屋全體の意見を統一せしめようとする意味に相違ない。さて年番名主共は取置の質物金一兩以上は一兩につき利銀二分五厘、即ち御觸にある通り五分とし、金三分二朱までは錢質同前に少々用捨を加へて取引することゝしたら、質置主質屋雙方共差支あるまいと答申した。之を見ると三分二朱と一兩の間はどうするかといふ疑問がすぐ起るが、三分二朱からすぐ一兩と飛んで數へたので、一兩以上一兩以下といふ意味であらう。越前守は北町奉行諫訪美濃守賴篤に計り、兩名連署の書狀を以てこの段を側衆有馬兵庫頭氏倫まで申立てところ、書面の通りといふ指令があつたので、同年十二月二十二日年番名主共

を呼び出し、前記の答申書に附札で、右二ヶ條書面の通り質屋一同に申聞け、以後この儀について訴訟がましき儀を申出づること無用と記して返付した。古借利金引下命令による騒動は之で終である。一兩以下の少額の金高即ち質屋に於て最も頻繁に需要のある貸金に對しては、錢質同前利子に多少斟酌を加へるといふだけで済み、質屋共は多大の損害から免れたのであつた。

前文富澤町組又は市兵衛町組の意見書により、當時の質入期限が八ヶ月であつたことは明白ですが、元祿十四年の改正定書には八ヶ月と十二ヶ月との兩様がある。この區別が何時なくなつて、一率に八ヶ月となつたか。御定書百ヶ條の中、八ヶ月内の質物は請戻を申付け、八ヶ月を過ぎたら流に申付けるとある條は、只今迄の取計を以て極めたとばかりあつて、矢張り不明です。それから市兵衛町組及び小石川春日町組の意見書には、向後の質物利金を申立て、或はその統一を希望してゐるが、之は握潰しとなり、利金切下命令の本文通り相對を以て定むることになつたが、實際に於ては町々質屋申合の上、金一兩につき一ヶ月利銀一匁六分、金一分につき一ヶ月利銀四分、錢質百文につき一ヶ月四文と定め、中には相

對で少々の用捨を加へるものもあつたと、延享元年（一七四四）九月番名主共の肩書に見えてゐる。さすれば元祿の改正定書と全然同一です。

質屋組合を定めた主なる原因が、失物の吟味にあることは前に述べたが、組合が出来てから四年目、即ち享保十一年八月の觸書に、その後紛失物の出ることが稀なのは、畢竟吟味の仕方が疎略で、先般申渡の趣意を篤と會得せざるによるのであらうと戒めてある位で、享保以後に於ても同様な取締令が幾回となく出でます。御定書百箇條中不正質屋及び不正質物に對する處分、（一）紛失物町觸の節、之を隠匿した者は、家財取上の上過料（三）一人兩判又は證人なき質物を取る者は、その品取上の上過料、（四）盜物と知らず、證人を取つて通例の質に取り、吟味の上盜物と知らなかつたことが判明すれば、證人に元金を償はせ、質物は取返して所有者に交付す、若し證人も處刑となり、金子を差出す者なれば、質屋の損金とす、（五）質物は八ヶ月切とす、但し、置主質屋相對にて差置く分は本條によらず、（六）利息の済んだ質物を請求せられた時、賣拂つたと稱してその品を渡さぬ者は、質物を

請戻させた上過料、質物賣先不明ならば元金高の倍額を渡させた上過料、（七）壹人兩判の質物を取り、吟味になるべき品と聞いて質物を返し、預金證文に仕直し、その上質帳の記入不完全な者は、家財取上の上江戸拂に處す等の數項は實に享保から延享に至る三十年、即ち八代將軍吉宗在職の間に極められた。

明和・安永天明の二十餘年間は所謂田沼時代で、政治は腐敗し、賄賂請托は盛に行はれ、商才ある者は競つて利權の獲得を心掛け、表面は公儀の御爲と稱して内實私益を計つた。これより先吉宗將軍在職中、質屋に看板及び作法書を交付し失物吟味その他につき公儀に便宜あるやう取締りたいといふ出願が三回まであつて、毎回却下となつたが、こゝにはそれを略し、明和三年（一七六六）四谷鹽町一丁目小兵衛店吉兵衛外一名から、質屋冥加金の上納を願出た一件だけを述べまぜう。彼等のいふところによれば、京阪は勿論尾張伊勢路の質物利分は、二十兩一分よりは決して高利を取り、甚しい高利でありながら、公儀に對し何等の役を勤めて居ない、故に質屋仲間より毎月金質十兩につき銀二分、錢質四十貫文につき二十

文の運上を徵收する許可を被らば冥加として毎年兩番所に千兩づゝ都合二千兩を上納致さう。若し質屋共に於て運上を承諾せぬとあれば、向後の質物利子を金一分につき銀二分、錢百文につき二文に引下げるやう命ぜられたく、武家並に町人の困窮救濟となるであらうとあります。假に願人等が毎月前記の運上金を集め、之をその儘冥加金とするにしても、二千兩を得るには一年の貸付總高少くも四十萬兩乃至六十萬兩に達せねばならぬ。況んや運上金の總額と冥加金との差を以て諸經費を支拂ひ、その殘額を自分等の所得に充てようといふ願人の目論見ですから、貸付金高は更に一層の多額であるべき勘定で、幕末に於ける一年の貸付金高三百三十萬兩といふ統計がある位です。この願書に對し、小日向水道町の質屋の反対意見に、質屋は各自手金で商賣する者ばかりでなく、十五兩一分二十兩一分の金子を借請けて商賣する者が多い、加之質物は高直となり、請方は少く、請出す質物は大抵月數が重なつて居るので、一ヶ月二ヶ月分の利子を負けて取引する故、決して願人のいふやうな利益を收めて居ない、依つて出銀の儀は免除せられたいとあります。

吉兵衛外一名の願書は却下されたが、それから數年たゞぬ中に、幕府自ら質屋の軒數を當時の休株を加へて二千軒と定め、一軒につき毎月銀二匁五分づゝを上納せよと命じた。之は表面町中質屋共の出願によるとあります。が決してさうでない。明和七年(一七七〇)十月南町奉行牧野大隅守成賢からこの旨を申渡した時、質屋共は難澁を稱へて兩度まで御免願を出したが取上げられぬので、是非なく承知をしたのです。何分材料が不足で委細は不明ですが、凡そ株仲間として仲間の軒數を限ることは營業の獨占で、この特典に對して冥加金を納める。さうして既に株數が定まつて見れば、仲間に加入せぬ者はその業を營むことが出来ぬ、新規に開業を希望する者は明^{アキ}株を買はねばならぬといふことになる。財政に逼迫した當時の幕府は質屋株ばかりでなく、他にも種々の株仲間を許してゐますが、それ等は田沼氏が勢力を失墜し、松平定信が政治を執るに及んで廢止となり、質屋冥加金も明和七年から天明八年(一七八八)まで十九年間上納を繼續し、翌寛政元年以來免除となつた。

寛政度になつて第一に注意すべきは質物利子の引下で、老中から町奉行に、町

奉行から町年寄に内意を傳へ町年寄から再應質屋共を諭し漸く彼等をして承服せしめた。利率は金一兩につき一匁六分の利銀を一匁四分とし、錢百文につき四文の利錢を二百文までは三文とし、二百文以上は從前の通り四文と定めたので、大した改正とも思はれぬが、質屋共にとつては餘程苦痛であつたと見え、町年寄の言上書に、この上嚴しく利下を申諭したら質屋共愁訴歎願と稱して騒立ち質物取引の融通に影響するやも計り難いとあります。この言上書は町奉行から老中に進達せられ伺の通りといふ指令の下つたのが寛政七年(一七九五)十一月であつた。天保十四年正月惣名主上席熊井理左衛門外二名の言上書に「寛政文政度利下ダ御沙汰も御座候」といふ文句がある。寛政度の利子引下は上文の事件を指すに相違ないが、文政度の利子引下については江戸會誌に「文政三年金一兩に付一ヶ月利一匁四分錢二百文以下同利三文」とある外、未だ何等の史料を發見せぬ。さうしてこの利率は寛政のそれと全然同一で、折角寛政に引下を令しても、兎角元祿の昔に戻るので、再び寛政の利率を示して之が實施を計つたと解釋するより外に仕方がありません。

次に注意すべきは御定書百箇條にある不正質屋の御咎當が更に精細になつたことで、(一)一判或は一人兩判の質物を取つた者は質物取上の上過料三貫文(二)無判で質物を取つた者は質物取上の上過料五貫文(三)自訴する者は一判無判の差別なく質物は取上、過料は免除(四)在方質屋は一判・一人兩判・或は無判にても質物取上の上過料三貫文、但し自訴の分は過料免除(五)在方にもても質屋組合へ加入の分は江戸質屋同斷とあります。之は寛政九年九月の極で、(五)に在方にもても質屋組合へ加入云々とあるのは、品川宿内藤新宿板橋宿・千住宿及びその附近の質屋で江戸の質屋組合に入つて居るものを指すのです。

質屋の株はなくつても、質屋組合は依然として存續してゐる。之を再び株仲間に取立てようといふ計畫が、文化十一年(一八一四)に起つた。發企人は牛込肴町家持甚八外十四名で、現在の江戸質屋の總人數を三千五百軒と見積り、之によつて株數を定め、一軒から一ヶ月銀十匁づゝの冥加銀を出さしめ、その金高七千兩の内、最初の五ヶ年間は半額を上納し、半額を貸下とし、六年目から全額を上納する。貸下の半額に對しては、願人から擔保として町屋敷の沾券狀を差入れ、その

金額を低利を以て資金手薄の質屋に貸付ける。會所一ヶ所を便宜の地に置き加入廢業・盜品吟味資金貸付一切の事務を行ふ所とし、その経費として質屋一軒より一ヶ月銀一匁づゝを取集めたいといふ趣向でした。當時類似の計畫もあつたやうですが、孰れも成功せず、却つて天保十二年(一八四〇)十二月に至り、株を有すると有せざるとを問はず、仲間組合一切を廢止し、冥加金・無代納物・無貸人足等を免除し、素人直賣買勝手次第といふことになつた。

六

仲間組合の廢止は實に天保改革的一大眼目といつて宜しい。併し之を斷行して見ると、さて種々の故障を生ずる。殊に質屋組合古着屋組合等の如きは、元來失物盜品の詮索を便にするために出来たもの故、廢止の結果不都合を生ずることもあるらうかといふ懸念で、評定所一座の意見を徵した。評定所一座の意見には、假令組合は止めても、紛失物の改方取引の定法等は、組合設立當時の趣旨に則り、繼續すべきである。從來の營業者と雖も、組合廢止の上は定法も廢止と心

得違を爲すものもあらうし、殊に新規に渡世を始むる者は、定法も心得ぬことであるから、取引方定法並に紛失物糾方を改めて町中に觸流しなほ取扱禁止の品目を之に加へられて然るべきであらう。次に右町觸に違背した者の處分については、御定書に一人兩判或は證人なき質物を取つた者は質物取上の上過料とあるが、寛政九年の御書取に一判又は一人兩判の分は過料三貫文、無判の分は同五貫文と區別し、在方質屋は一判・一人兩判・無判にても同三貫文と定めてある。然らば組合廢止の上はすべて在方質屋の例に準ずべきであるが、取締筋にも拘る儀故、江戸は特別として、元の儘で宜しからう。又御定書には組合に入らずして商賣する者の處分があるが、組合廢止の上は、本條によつて處分する者が無くなる次第故、當分の内本條の上に懸紙をして然るべきであらうといひ、新に發布すべき町觸の案文と寶永享保・安永度の町觸の寫とを添へて提出した。天保十三年五月十一日の町觸は評定所で作つた町觸案をその儘市中に發布したものである。

この町觸の第一項には、町中の質屋古着屋・古着買・古鐵屋・古道具屋共に對し、仲

問組合停止の上は、追々同業者が出来ても、決して之を妨害してはならぬ。從來の營業者も新規の開業者も、御紋付の品並に銀具類を質に取り、又買取つてはならぬ。萬一已むを得ざる仔細あれば、月番の町奉行所へ訴出で、差圖を受けよとあります。徳川家の葵紋のついた道具類を一切買取つてはならぬといふ觸書は、安永元年(一七七二)十一月に見え、又櫛笄に金銀を遣つてはならぬといふ禁令は、元祿の昔に出て居るが、勵行が出来なかつたと見え、享保寛政の儉約令には、櫛・笄・簪等金は決して相成らず、銀鑑甲は大造でなければ苦しからぬ、煙管その外持遊同前の品に金銀を遣つてはならぬとある。それが天保九年(一八三八)から急に喧しく金銀具の使用賣買を禁じ、仕入品は當年中に賣却せしめ、所持品は金銀座に出して代銀と引替へしめた。取引禁制品に銀具類を加へたのは右の理由です。第二項には質屋古着屋古着買共の取引定法を述べ、第三項には小道具屋・古道具屋・古鐵買の取引定法を示し、但書に於て、質屋以下の帳簿の記入方検査方等を載せ第四項には質屋を渡世とせぬ者が、武家方より當分質物を取つた場合の規定を載せてゐる。第二項は寶永三年十月令から、又第三第四の兩項と但書とは、享保

八年四月令から取つたのですから省略致します。

幕府が仲間組合を廢止した主なる目的は、物價の引下にある。否獨り物價のみならず、工賃・使用料・金利それ等一切が物價に準じて下直となり、士民一統が生活難から免れるやうにと希望したのである。本年三月町奉行は諸色掛名主共に達し、銘々支配内の諸商賣人を諭し、彼等をして引下直段を申立てしめよといひ、引續いて手間賃人足賃地代店賃の引下を諭し、又地代店賃を引下げた地主家持利子を引下げた札差質屋等を賞揚し、褒詞の全文を自身番屋に張出さしめて居る。質屋共は町奉行所の諭示に應じ、多少不同はあるが、大體に於て錢百文の利息一ヶ月四文を三文に、金一分の利息銀四分を三分に引下げる旨を三月中に申立てた。即ち從來錢質の年五割は三割七分五厘となり、金質の年三割二分は二割四分となり、元祿十四年の定法より二割五分方の引下を試みたのである。然るに同年九月になつて、是迄世上の金銀貸借利息は一割半であるが、自今金二十五兩につき一分とせよといふ令が出た。御定書百ヶ條に、寛保元年(一七四二)極として、家質金諸借金の利息一割半以上の分は一割半に直すべしとあつて、そ

れ以來一割半であつたのが、茲に至つて二十五兩一分即ち一割二分となつた。斯く公定利子が引下げられた以上、質屋の利子が當春のまゝでは權衡が取れぬといふのが、南町奉行鳥居甲斐守忠耀の意見で、(一)錢百文につき一ヶ月利息二文、(二)金二兩以下は金一分につき一ヶ月利息二十文、(三)金拾兩以下は金一分につき一ヶ月利息十六文、(四)金百兩以下は金一分につき一ヶ月利息一分とすべきといひ、北町奉行遠山左衛門尉景元の同意を得て、之を老中水野越前守忠邦に申立て、その許可を得、同年十二月廿二日市中へ發表した。

今度の質物利子を元祿十四年のそれと比較して見ると、(一)は二割五分で元祿は五割である。錢六貫五百文を金一兩替とすれば、(二)は一割五分三厘八毛餘で元祿は三割二分、(三)は一割二分三厘餘で元祿は二割四分、(四)は年八分で元祿は二割である。口數の多い十兩以下の利子が、元祿の半額若しくは半額前後となつたことが、如何に質屋共を脅したか、想像するに難くない。

質屋の中資金に乏しい者は、下質シタジナといつて素人から取つた質物を、資本の豊な質屋へ又質物に遣つて、資金の融通を受ける。その利息は質草が善ければ年八

分、悪ければ一割二分位であるから、功者な質屋は資本が無くとも下質を出して立派に渡世が成立つのである。得意客に對する義理合上利息を負けたり、切月を延ばすやうな損失はあつても、盛場サカナから來る質物は縮緬の衣裳籠甲の櫛笄といふやうな金目の品で、期限も短く、假令朝に入れて晩に請出しても、矢張一月分の利子が取れ、彼は入合せて相應の利潤があつたのである。然るに天保改革によつて衣類裝飾品に厳しい制限を加へられたため、盛場は火の消えたやうになり、縮緬籠甲類は質入のまゝ請出すものがない。之を賣出さうとすれば、市價が下落して居るので、五六割の損毛になる。賣るにも賣られず、資本は過半居置となり、不融通となつた其所へ利子引下令が出たのであるから、質屋の苦痛は一通りでない。或者は本令發布以後二兩以上の質物を謝絶し、五兩十兩の質物は一口二兩以下の數口に分けて取る。或者是質物を格別直安に踏付け、利分は聊も勘辨せず、分厘まで受取る(從來本月切の質物を翌月三日までに請戻せば、翌月分の利子は免除する習慣であつた)。是等は兎に角營業を續けてゐるのであるが、甚だしきになると、店舗を閉ぢて休業し、又は廢業を企つる者さへあつて、少から

ず人心を動搖せしめた。

幕府もかくと知つては黙つて居る譯に行かず、翌十四年春越前守から甲斐守に善後策を取調べるやうにと命じた。甲斐守は廻方に命じて市中の風聞を探索せしめたり、惣主上席熊井理左衛門外二名の意見を聞いたり、質屋共を呼出して尋問したり、相當苦心の末去年十二月令の一部改正、下質物利息の引下、質物期限の勵行、以上三ヶ條を以て人心を緩和し得るものと認め、申渡書案を添へて越前守に復命したところ、越前守からは伺の通りといふ指令が下つたので、申渡書案は二月十九日その儘発表された。この申渡によると、利息の割合を金五兩以下は元金一分につき一ヶ月利息二十文、百兩以下十兩以上は元金一分につき同十四文とした上で、錢質の分に觸れて居ない。之は甲斐守自身も心附かぬではない。錢百文につき二文を三文としてやつたら融通には宜しからうが、百文につき三文といへば九兩一分の高利に相當し、右様高利を貪る者は處罰をした程故、この分は舊冬の觸書のまゝ居置く方が宜しいと言つてゐる位です。それから下質物の利息は寛政文化の頃までは凡そ年六分位であつたが、近來追々

高くなり、一割二分乃至八分となつた。尤も質物利子引下の發布後、若干引下げた向もあるが、質物利子の割合に準じて引下げたといふのでないため、小前の質屋共利潤薄くして難儀するとの由、仍て以來は年七八分に引下げよといひ、最後に質屋は八ヶ月を過ぎれば流す規定であるが、置主から彼は談判して期限を延ばし、愈利分が嵩んだ上で流すため、質屋共が甚だ迷惑する、向後は規定の八ヶ月を過ぎたら、置主に相談に及ぼす、流して宜しいとあります。

折角申渡書は出たが、肝要の錢質の利子が去年のまゝであることは質屋一同の失望で、涉々しく營業するものなく、民間の融通は兎角滯り勝ちである。それが越前守の耳に入り、再び甲斐守に沙汰があつた。併し甲斐守は飽くまで前説を固守し、小前質屋共は二文を三文に直したいと申すが、三文にしては金利と見比べて不相當である、二文といへば年二割五分であるから、下質利息の八分を差引いても一割七分の利潤で、この中から更に雜費を差引いても、外商賣と比べてなほ利潤の多い方である、且つ再應觸流した儀をまた／＼觸直すやうになつては、失體もあるから、當二月のまゝに居置き、若し質取方を滞る者があつたら、吟

味の上相當の處分に及びませうと答へてゐます。之を讀むと朝令幕改は幕府の威信を損すといふところに甲斐守は力瘤を入れてゐるらしい。越前守もそれでは是迄の通りに居置き、追て様子により更に申聞けらるゝやうにと指令して、その儘となつたが、民間の不平は一向穩にならぬ。流石の甲斐守も我を折り、越前守に伺の上、同年七月十二日當分質物の利分を定めず、元祿度以來の振合に見合はせ、正路に取引するやうにと申渡し、之で去年十二月以來の改革は丸潰れとなつて仕舞つた。

仲間組合の廢止によつて營業の獨占は破れた。併し之がために株を有する者は一朝にして何百兩若しくは千兩以上の價格ある權利を失ひ、株の質入による金銀の融通は礎と止んだ。それのみならず商人の道徳は破壊せられ、先貸金や賣掛金を踏倒す位は何でもない。彼等は古賣古買あらゆる手段を弄して利益を射るを事とし、舊營業者と新營業者との間には絶えず衝突がある。商品の分配は一方に偏し、物價は高下區々として定まらず、偶々直段を引下げる者があつても、或は品質を劣らせ、或は掛目を減じてゐる。天保改革を斷行した水野越前

守が免職となり、阿部伊勢守正弘が老中首席となるに及び、幕府の内部に仲間組合再興の議が起つたのは當然で、弘化二年（一八四五）頃から追々調査に從事し、嘉永四年（一八五二）三月、組々世話掛諸色掛名主共を呼出し、南町奉行遠山左衛門尉から下の如く申渡した。曰く、問屋組合の儀は都べて文化度以前の通り再興を申付く。冥加金は愈以て上納に及ばざるにつき、諸商人共厚く此旨を帶し、正路に賣買せよ。又問屋組合は再興しても、株札を渡すのではない、人數の増減は勝手次第であるから、不筋の申合又は手狭窮屈の自法を立てゝ、新規加入者を妨げてはならぬ。充分な理由がなければ、人數を限ることは許されぬものと心得よ。就ては其方共に於て諸問屋組合共都べて現在の姿を以て取調べ、本月中に町年寄に申立てよと。

諸問屋組合共總て現在のまゝ取調べ、その名前を書上げるといへば容易に聞へるが、現在の營業者中にも新古の區別、即ち天保十二年以來開業の分と前々より家業繼續の分とを區別する必要がある。休株捨株といつて現在の休業者又は業務繼承者の不明の分もある。文化以前に仲間組合が無くて、今度新にそれ

を立てたいと願出づる分もある。又仲間組合の再興は獨り江戸ばかりでなく、各地も同様であるから、其所の奉行所から種々の質問が町奉行所に来る、名主も町年寄も町奉行所も混雜と繁忙とを極めて中々埒が明かぬ。翌五年四月までに名前帳の確定した組合數は百十で、質屋古着屋以下の八品商は未だその中に入つてゐなかつた。八品商は極めて多數で一萬人以上もある故、調査中にも變動が續々生じる。その上彼等は度々の火災殊に天保十二年の改革により諸所に散亂してゐるので、舊來の三十二組(二十三組か)に取極めることは、徒に紛擾を増すばかりである。仍て名主組合に従ひ、一番組から廿一番組までの二十一組と、番外新吉原品川の二組とに分け、組毎に一品一冊都合八冊の帳面を仕立てた方が便宜であらうといふ名主共の意見で、町年寄に伺濟の上、嘉永五年六月を以て名前帳を差出した。之によると質屋新古現在人數二千七十五人、古着屋同二千百三人、古着買同千八百八十四人、小道具屋同八百六人、唐物屋同六十六人、古道具屋同三千六百七十二人、古鐵屋同九百六十四人、古鐵買同千四十七人とあります。この古鐵買といふのは古鐵を買ひ歩行く職業で、享保八年焼印札六百八十

枚を貰ひ、寛政三年改めて七百五枚を貰つてゐる。八品商中鑑札を持つて居るのは古鐵買だけで、古鐵買に限り、仲間組合廢止の際名前帳を消すのみか併せて鑑札を返上した。

質屋古着屋以下の仲間組合は、その廢止に際して評定座一座の評議を経たと同様に、今度再興についても亦評定所一座の評議を経ることとなつた。決議の大要は、質物取引方古着古鐵等の商賣方については、天保十三年五月の町觸があるから、別段觸直すに及ばずとしても、紛失物吟味の仕方は、一旦組合も解けたことであるから、前々の通り組合限り申合せ、嚴重に取計らへと町觸を出し、古鐵買には寛政度申渡の通り、何番組古鐵買誰と認めた札を兩掛の笊へ差させ、この差札なくして古鐵を買歩行くべからずと觸流す方然るべしとあつて、嘉永六年三月二十七日八品商の組合仲間設立を許すと同時に、その意味の町觸が發表されてゐます。但し、それに見ゆる紛失物吟味の仕方は大部分享保八年令を取り、古鐵買差札の件は寛政三年令を、又質物その他の取引法は享保八年令及び寶永三年令の意を取つたに過ぎませんから、反復の煩を避けて置きます。

再興から慶應三年（一八六七）までは僅に十五年で、その間の質屋仲間の動靜を知るに足る史料は甚だ乏しい。新規加入・相續・組替・住所替・改名・改姓等の手續をやや簡易にしたことや、本郷菊坂町家主金兵衛外二人より質屋大行司を置き看板を渡したいと願出で、それが却下になつたことに關する書類がある位です。江戸會誌に慶應二年十一月の質物利率として、（一）金一兩につき一ヶ月利銀一匁六分、（二）金一分につき同利錢四十八文、（三）金二朱につき同利錢廿四文、（四）錢百文につき同利錢四文とあります。（二）と（三）とは錢六貫文を一兩とすれば四割になりますが、（一）と（四）とは元祿十四年の利率と同一で、之は實に徳川時代を通じて質物の利息の根本標準となつたものといへます。

慶應二年四月町奉行所は二十一番組及び番外二組の八品商賣人惣代に命じ毎組一品ごとに文久三年・元治元年・慶應元年以上毎年の質取高・利息高或は仕込高・賣拂高とその平均高とを書上げしめた。金高の届出に金と銀とを用ひたものの、金と錢とを用ひたもの、金銀錢の三者を用ひたものとあつて、一品毎に總組を通計することは容易でないが、質屋の分だけを見ると、平均一ヶ年の質取高金三百三十萬四千七百兩餘、利息高金三十萬二百兩餘となります。別表は是等の届出書類によつて、毎組八品商賣人の人員と、毎組質屋の平均一ヶ年の質取高及び利息高とを擧げたもので、文久三年以後に開業した者、即ち營業満三ヶ年に達せぬ者の員數と取引高とは、表中から省かれてゐます。

文久三・元治元・慶應元三ヶ年間平均質取高及び利息高

番組	質 取 高		利 息 高	
	金 兩 分 厘	銀 兩 分 厘	金 兩 分 厘	銀 兩 分 厘
質屋	I 128,135—2—0	6,395	11,522—0—2	1,286
	II 295,479—2—3	1,580	26,185—3—3	2,143
	III 333,269—3—2	169	30,150—0—2	432
	IV 132,703—2—1	240	10,287—1—2	135
	V 116,131—2—0	263	8,580—2—0	790
	VI 101,543—2—2	1,070	11,399—0—0	3,452
	VII 94,980—1—0	601	10,311—2—0	425
	VIII 194,106—3—1	3,230	16,145—3—1	0,591
	IX 212,376—1—0	10,575	20,101—3—0	9,705
	X 79,503—0—2	229	7,991—2—0	369
	XI 109,666—2—0	10,000	8,892—0—0	40,000
	XII 242,637—3—0	6,060	20,379—3—0	4,186
	XIII 186,161—0—0	13,152	16,268—0—0	14,473
	XIV 127,879—0—3	353	13,904—0—2	78
	XV 494,462—3—0	10,220	44,044—3—0	6,380
	XVI 72,901—2—1	333	6,764—3—2	6,990
	XVII 163,775—2—0	14,002	13,993—0—0	1,301
	XVIII 83,948—3—3	702	7,391—0—1	5
	XIX 12,177—3—3	303	1,239—1—3	30
	XX 52,922—0—0	506	5,690—1—2	317
	XXI 33,833—0—0	3,400	2,919—0—0	2,500
新吉原町	18,615—0—2	1,250	3,692—3—0	3,416
品川	27,563—3—2	5,000	2,306—2—3	1,000
				1,269

二六五

八品商賣人員數

番組	質屋	古着屋	古着買	古道具屋	小道具屋	唐物屋	古鐵屋	古鐵買
I	45	49	13	55	26	3	21	9
II*	118	96	114	88	34	1	52	8
III	161	124	18	227	5	3	37	14
IV	35	28	4	52	19	6	6	9
V	39	41	12	90	8	0	28	9
VI	58	59	5	125	55	3	19	11
VII**	35	7	13	63	5	0	17	11
VIII	73	58	8	81	40	5	15	6
IX	133	106	4	246	22	0	14	15
X	59	21	0	112	11	0	6	0
XI	40	67	18	78	23	0	30	3
XII	89	116	25	145	42	2	39	0
XIII	80	56	23	193	43	0	27	8
XIV	85	32	4	117	5	0	16	0
XV	191	163	21	399	29	1	35	24
XVI	31	31	3	33	8	0	11	0
XVII	66	48	11	138	6	0	13	21
XVIII	32	17	5	63	5	0	12	1
XIX	17	8	0	27	0	0	2	0
XX	32	18	0	76	2	0	5	3
XXI	19	3	32	52	3	0	0	10
新吉原町	30	0	0	0	0	0	0	0
品川	8	13	0	25	0	0	0	25

日本經濟史研究

二六四

*三番組の古道具屋十三名、古鐵屋二名、小道具屋二名は、慶應元年十二月二日夜、淺草田原町一丁目より出火の節、帳面を焼失したる旨届書あり。

然らば、是等十七名の仕入高、及び賣拂高は、届出高に加へられず、従つて彼等の員数は、本表の人員中に加へられざりしならん。

**八番組の現在人員は、本表の外質屋六名、古着屋十三名、古着買六名、古道具屋五十二名、小道具屋十三名、唐物屋四名、古鐵屋二名、古鐵買九名あり、然れども彼等は文久三年以來開業したものなる旨本書に附録あり。

質屋の研究に関する著書及び論文

著者は最近數年間斯業に從事すと自序に言はれて居る。本書の價値はこの點にありといつて宜しからう。質屋語彙商品語彙は極めて有益な附録であるが、中には不用な言葉もある。二十六頁以下に享保年間の江戸の質仲間定法書として全文を挙げられて居るものは、江戸ではなくて大阪の定法書です。

質屋に關する調査 小笠原繁夫 大正二年再版

卷頭の復命書から見て、日本銀行の調査書類と考へる。本文は僅に四十六頁であるが、現代の質屋の營業の方法、營業の狀況、資金運轉の狀況並に收得、政府の監督等を知るには極めて必要な著述であることを明言する。

質屋考 内務省警保局 大正八年謄寫版

前記の兩書に見ゆる質屋の沿革の記事は甚だ物足らぬ感がある。本書はその闇を補つて餘あるものであるが、仔細に閱讀すると、史料の選擇に於て一二の破綻が無い折角引用書を記されても、之では原本に溯り得ないと信ずる。又八十九丁裏元祿以後の利子の歩合として記された數字は、江戸會誌に據られたのであるが、之にも誤がある。さりながら一二の誤謬を擧げて本書全體の價値を云々するのでは決してない。本書は昨年九月一日實際の執筆者岩橋達成氏を訪問し、同氏の好意によつて借用を許されたのであるが、その歸路大地震に遭遇したので、自分の一生を通じて忘れられぬ書名です。

質屋附質商(江戸會誌第二冊ノ二) 小宮山綏介 明治二十三年刊

この一篇には執筆者の姓名がないが、小宮山綏介自筆の稿本「芝生の花」と題する八冊本の寫本の第五に殆ど同文があるので、同氏の執筆たることは明白である。本誌に元祿十四年十一月より慶應二年十一月に至るまで、前後八回の利子の變化を數字を以て示されて居るが、その中寶曆十三年・明和六年・安永九年の三回分は諸色調類集質物利下之部から抜萃せられたもので、之は天保十四年駿府の町奉行戸田寛十郎から

江戸の町奉行に宛て送つた書類の附録で、駿府表の質屋の利子である。江戸の質屋の利子規定ではない。之は小宮山氏にとつては所謂弘法も筆の誤の類です。

質屋の話（東京學士會院雜誌第二十二編ノ一） 宮崎道三郎 明治三十三年刊

我國の質屋は僧寺より起りたるものなりや、我邦の質屋はもと外國に倣ひて設けたるものなりやとの二問を設け、支那の質屋日本の質屋の二大項に分ち、更に日本の質屋を（一）佛教の興隆僧寺の入費、（二）僧寺の財源、（三）僧寺と質屋とに分ち、確實なる史料によつて歩一步論陣を進めて行かれる所は、吾等後學の宜しく學ぶべき所と考へる。但し、我邦の質屋は多分僧徒が支那より輸入したるものならんといふ結論に對しては、自分はまだ疑を持つてゐます。

奈良時代の經師等の生活（歴史地理第四十一卷ノ二、三）相田次郎 大正十一年刊

天平勝寶二年より寶龜六年に至るまでの借錢解が大日本古文書に數十通ある。著者は之を研究した結果を、（一）貸借の金高及びその利息、（二）借錢返済の期間の約束とその實行、（三）質物に就ての三項に分けて發表して居られる。大日本古文書も斯様に研究材料として用ひらることにより、始めてその出版の理由を闡明し得るものと思ひます。さすれば研究上の便宜として大日本古文書は勿論すべての材料的出版物には必ず索引を附けなければなりません。

質（經濟大辭書一五七八頁以下） 柴 謙太郎 明治四十五年刊

鎌倉時代の質屋に関する規定（法制史之研究九〇九頁以下）三浦周行 大正八年刊

右兩書は解題を要せぬ程著明です。なほ法制史之研究中には前記以外に、「德政の研究」、「戰國時代法制の發達」等、参考すべき論文の多いことを附加へて置きます。以上は質屋に關し從前發表せられた著書及び論文ですが、根本史料として特に左の書を擧げます。

正 寶 錄

六十七冊 寫本（帝國圖書館藏本）

書名の示す通り、正保五年即ち慶安元年から寶曆五年まで、江戸町中に發布せられた町觸申渡の類を、年月順に編輯したもので、編年目錄と分類目錄と二通目錄がある。決して一私人の編輯ではなく、町年寄あたりの手に成つたものと推測します。家蔵の「正事集」は書名だけの相違で、内容は同じく、而も寛政六年まであります。寶曆六年から明和五年までは連續してゐても、その後は遺憾ながら断續して居ります。

天保度御改正諸事留

二十冊 寫本（同）

上

天保改革當時の町觸集は版本寫本色々あります。が、一番完全に近いのは本書で、日本橋坂本町の名主多田内友直といふ人の編纂にかかり、卷一から卷七迄が町觸集で、天保十二年に始まり弘化元年に終つてゐます。江戸の町觸が正寶錄以後ずっと揃つ

てゐたら嘸かし研究に便宜であらうと思ひ、多年心がけてゐるものゝ中々思ふやうにならぬので、この機會に際し、特に同志諸君の御助勢を仰ぎたく存じます。

諸色調類集	質物利下之部	一冊	寫本	(同)	上
諸問屋再興調	八品商賣人之部	一冊	寫本	(同)	上
三商上報		三冊	寫本	(同)	上

以上三部は所謂舊幕府引継本の中にあります。諸色調類集は天保改革當時、諸問屋再興調は嘉永の仲間組合再興當時の町奉行所關係書類を纂めたものと考へられません。と共に三十二冊後者は二十六冊ありますが、全備してゐるものとは考へられません。質屋に關する部は双方一冊づゝです。是等の書類には参考として前代の關係書類を添付する事が多くありますから、天保嘉永のみならず、溯つてこれ以前の事實をも知る事が出来ます。三商上報は後人が附けた書名で、慶應二年四月八品商賣人惣代から過去三年間の仕込高賣拂高と平均高とを届出でた。その届書を直ちに綴込んだものですから、書名は内容を適當にあらはして居ませぬ。

商學研究第四卷第一號所載 大正十三年五月

富札

富の話は徳川時代の小説や落語に屈強な材料を與へてゐる。膝栗毛に彌次郎兵衛喜太八が、大阪の座摩社興行の富札を拾ひ、一の富に當つたと信じて大散財をした揚句、請取に行つて見ると札の番號は合つてゐるが、印違シルシナガヒで、大に閉口する條がある。又或野ダヨ帮問が富札を買つて神棚へ上げて置いたところ、最員の旦那先の近所に火事があつて、見舞に出かけた留守中に自分の家が焼けて落膽する落語がある。斯様に富は小説や落語の種子に用ひられる程流行したものであつた。さりながら富が單に流行物であつたといふばかりならざして我等に取つて研究する價値はないのであるが、元來神社佛閣の財政不足を補ふ一手段として開催したもののが、萬人共通の射幸心に甘く當嵌つて大繁昌を極めたので

あるから、幕府時代の經濟史の上に一項目を爲してゐる。その點から聊か我等が研究したところを述べて見ませう。

社寺はその建築物が大なれば大なる程修繕再建の費用に窮する。徳川時代のみならず、今日なほその通りである。尤も大寺大社の類は田畠山林の類を御朱印地として幕府から賜つては居るが、田畠山林の收入は殆ど一定したもので、一たび本堂庫裡が火災に罹つたとすれば、その再建費用は田畠山林の收入以外に求めるより他に途はない。火災の如き大變事は別としても、元來が木造建築物であるから、年を追うて痛んで来る、修繕費は段々殖える、所詮在來の收入では經濟が立たぬといふ結果となる。輪王寺十一代の貫主公澄法親王が御自身洗濯した木綿物を召さるゝ程に御儉約であつたが、一山の御勝手向御不如意のために、京都へ還らうと思召した話がある。この一例で他の大寺大社の分も推量がつかう。

大寺大社は何れも相當の由緒を有してゐる故に、財政困難となれば、由緒を申立てゝ幕府に下金又は拜借金を願ひ出るが、幕府とともに一々之に應じ切れぬ。

其所で或は勸化御免を願ひ、或は名目金貸付御免を願ひ、或は突富興行御免を願ふ。——富は木札を雖で突いて當^{アタリ}を極めるのですから、突富といふ熟字がある——中には名目金貸付及び富興行御免といふやうに、二つ同時に出来願するものもあつた。勸化といふのは今日の寄附金を募ることで、年限と勸財の場所とを豫め定める。幕府の許可を得た分は御免勸化と稱して、權柄押で金錢を徵集して歩行いたゝめ町在から見れば甚だ迷惑であつた。名目金といふのは寺社から種^{ダネ}金即ち貸付金の基礎として若干資金を出し、之に資本主の出金を差加へ、武家町人に貸渡して利息を取り、利息の中から若干を寺院へ收める。この貸付金は利息が高く、又滯金があつた場合には、普通の貸借とは町奉行所での取扱方が違ひ、
ら裏美金即ち當額^{アタリ}と、興行入用とを差引いた残高が、興行者たる社寺の收入となる仕組で、尙その上にも當金額の多い者から、冥加として若干を奉納せしめる。
富は毎月又は一年數回の興行であるから、願主たる寺社に取つては宜い財源であつた。

突富興行は寺社の財政不足を補ふ一手段ではあるが、さりとて之を勝手に興行することは出来ぬ。舊幕時代では寺社は寺社奉行の支配ですから、富を興行するには、寺社奉行へ出願してその許可を得る必要がある。天保三年二月に京都の仁和寺宮から幕府に富興行を出願せられた時の書類を見ると、天保元年秋の地震の爲に境内建物の破損甚しく、築地土壟千間程破壊し、御學問所即ち法親王の御座所は打倒れたと同前になつて仕舞ひ、京都町奉行所より當座の修復はあれど、それのみにては甚だ心配の次第故、一萬兩の拜借金を仰付けられたい。拜借金高は寺領の竹田村七百石餘の收穫を以て、年々御返上申さう、それも叶はずば京大阪にて突富一ヶ所づゝを許可されたしとある。仁和寺が一萬兩の拜借金を申出でた次第は、寛永年間公儀より再建せられ、その際三萬兩を維持費として賜はるべき御沙汰があつたが、之を辭退し奉り以後諸建物の修繕は京都町奉行の掛となつた。故に寛文以後時々の下賜金は町奉行所へ渡して修復を受け、なほ寛保二年（一七四二）に賜はつた金二千兩は、元立金として町奉行所へ貸出し、利息を加へ、それにて時々修復を加へた所、今度の地震で大損害を被つた

故、先年御辭退をした三萬兩の内で、一萬兩を拜借したいといふ理由です。

この願書は寺社奉行脇坂中務大輔安董の受持で、京都兩町奉行に對し、破損の箇所破損修復の見込高等を問合せたところ、現在の修復は全く餘儀なき場所に限り、築地の崩れたる所には竹矢來を結ぶ始末にて、なほ銀四十九貫目を要し、總體の修復には凡そ一萬兩を要する。奉行所にて取扱へる貸付元高は八十貫目餘なれば、この内四十九貫目を差引き、残額三十貫目餘となり、何年利倍するとも、總修復の程は見込付き申さずといふ返答が來た。江戸に滯在して居つた仁和寺宮の使者からは、願意御聞届下されたしと度々の歎願がある。就中氣の毒なのは七月の書狀で、拜借金の引當とした竹田村が先月出水のために堤が切れ、七百石の内三百石ばかりが荒地水腐となつた、この上は突富の御免を強ひて御願致すより外はないと認めてある。又八月の書狀には、本來宮には臨時御修復を幕府に仰せ立てられ度思召せど、關東御物入の廣大なるを御斟酌あつて、突富の許可を願はれ右願立つ諸雜費は他より借用せられたるところ、追々永引きたるため、諸雜費は嵩み、破損箇所は愈破損し、御凌方無之とあります。下世話に申せ

ば暮しきれぬといふことです。

脇坂中務大輔から一件書類に意見を添へて、老中水野出羽守忠成に上つたのが九月上旬で、中務大輔の意見は、仁和寺宮境内諸建物破損の箇所及び修覆見積高は、京都町奉行の申立つる通り、この儘捨置き、大破に及びてより、大造の事を仰出さるゝやうにては却て幕府の御不益なり、町奉行所にて貸付金を取扱ひ、修覆を掌る程の御由緒あることなれば、京都に於て富一箇所、一の富百兩の積を以て、中十ヶ年の間毎月興行を許可致して然るべきやといふので、伺の通りと指令のあつたのが十月十七日、此旨を仁和寺宮の使者に申渡したのが翌十八日です。二月に願立てゝ十月に漸く許可になつた。

二

仁和寺宮の突富興行は今回が最初ではなく、既に文政四年から十年間、毎月大阪で興行してゐます。今度京大阪二ヶ所を願出でた所京都ばかり許可になつた。一ヶ所に限るとせば、京都より大阪で興行する方が在來の關係もあり、便宜

大阪富札賣捌所 街廻図卷四所載



もあるといふ點からして、場所替の事を願出で、十二月に許可になり、更に宮家の使者代理から(一)興行場所は大阪西成郡北野村不動寺境内と定む、同寺及び村中異議之無し。(二)興行日は毎月三日、正月のみ十八日とし、來已年(天保四年)二月三日を初興行とす。(三)富御免の趣を大阪町奉行所より觸流コレガシありたし。(四)富建札の儀は大阪表從來の場所に相建てなし。(五)富興行の節は見分の役人御出張を請ふ。(六)富仕法の儀は別紙の通りと申立て、それへ許可されました。大阪で天保四年正月二十四日に町奉行久世伊勢守廣正・戸塚備前守忠榮の連名で、仁和寺宮富御免の觸書が出て居るのは之がためです。

仁和寺宮の富仕法は札數一萬七千枚、鶴印・龜印・松印・竹印各四千二百五十枚づつあつて、一より四千二百五十までの番號を附し、札料は一枚金一朱、一萬七千枚にて千六十二兩二分となる。アタリ當は本當といふのが一から百まである。つまり百度錐で札を突くので、第一番に錐で突刺したのが假に鶴印の三千三百番とすれば、それを一の富といつて褒美金が五十兩貰へる。二番目に錐に當るのが二の富で三十兩、三番目が三の富で二十兩、十番目廿番目、三十番目六十番目七十番

目が十兩づゝ、五十番目が五十兩、八十番目九十番目二十兩づゝ、百番が突留といつて二百兩とれる。四番とか五番とか六番とか以上の數に入らぬ分を問々といつて一兩づゝ、又本當十兩の分は兩袖リヤウゾウに二分づゝ、二十兩の分は一兩づゝ、三十兩の分は一兩二分づゝ、五十兩の分は二兩二分づゝ、二百兩の分は十兩づゝ、一兩の分は二朱づゝ取れる。兩袖とは本當の番號の左右の意味で、鶴の三千三百番が一の富に當つたとすれば、鶴の三千二百九十九番と三千三百一番とが二兩二分づゝ貰へる譯です。それから札を鶴・龜・松・竹の四印に區別してゐますから印は違つても本當と同番號のものには、やはり褒美が出る。印違合番といふ文句がある。鶴の三千三百が一の富とすれば、龜でも松でも竹でも三千三百が金五兩づゝ貰へる。二の富の印違合番は三兩三の富の印違合番は二兩といふ風で、之にも兩袖がついてゐる。各印三百枚づゝ、金額の多少によらず當る譯で、本當の外は花といふ。褒美金額は合計九百三十六兩三分となり、外に諸雜費が九十五兩程掛り、札の總賣上高と差引すれば三十兩三分残る筈ですが、當金一兩以上の者からの奉納金が七十五兩一分三朱七分五厘あるので、一口べ百六兩三朱七分五厘之が一回の總收益額です。奉納金は當金額の一割です。

以上は仁和寺宮の富仕法ですが、札數がさまで多からぬ分は、各印に分ける必要がない。従つて印違合番といふことはありません。札數の多い時に作る印は月・雪・花又は一富士二鷹三茄子と三つに分けるのもあり、春・夏・秋・冬と四つに分けるのもあり、五節句又は鶴・龜・松・竹・梅と五つに分けたり、その外七福神十二支といふ風に、芽出度い文字を使つて勝手に分ける。本當の數は大抵百ですが、中には百五十番を突留とするものもあります。突留と一の富とは褒美金額が多い。その外に五節とか十節とかいつて、五十五・二十五といふ風に五の字のつく番號、又はそれと同様十の字のつく番號に、割合に餘計の金額を與へる。兩袖の外に又袖といつて、兩袖ならば、三千二百九十八番と三千三百二番とに少額の褒美をくれることがある。又元返モトガシといつて、札代だけを返してくれるものもある。例へば一の富の頭合番九百九十九人に渡すとあれば、一の富に當つた三千三百といふ番號だけを除き、三千代の番號どれにも元金だけを返して呉れる。一の富でなく

突富の頭合番に渡すといふ仕方もあります。斯様に褒美金の遣方はいろいろあるが時代を下るに従ひ益々複雑に爲つてゐます。又褒美金高の多少は勿論札料と札數とによる事であるが最高百兩百五十兩三百兩位が通例で千兩といふのは珍しい。興行回数も文政以後は毎月でなく一年四回興行のものもありました。

突富興行は何時から始まつたか、これは明言致しかねます。大阪及び京都では享保十六年今から大略百八九十年前に南都興福寺の富を興行した記録がある。江戸では翌十七年に同寺の富興行を淺草觀音の寺中で行ふといふ觸書がある。天保十二年の十一月に寺社奉行から老中宛に差出した突富並に勸化に關する意見書に「享保の頃一旦停止をも被仰出候趣に候得共御由緒之寺社又は宮門跡方相續方自然無餘儀形勢と相見享保の末より漸々突富興行御免も有之候哉にて云々とあれば、享保の興行は再興らしい。然らば何時が發端かといふ質問が起る。富宮笥と題する版本に「頃は寶永三年夏のすゑつかたより、いづことなくふと富といふことをはじめけるが、しだい／＼はやりもてゆきて、かなた

こなた都鄙ともにいぶせくもてはやし」とある。かやうに立派に寶永三年とあれば打消す譯には行かぬが、この本を通讀すると富の仕方が享保以後の分と相違してゐるかと思はれる。神社の境内で鑿々と太鼓を打ち、群集の歡呼喝采の中に突始めしに、そのよみあげの面白さ、面々のこゝろ／＼のいわるの入札、さて／＼腹をかゝゆるばかりなり、……をばゝこたつへといふ札は、あたらつしやれといふまくらことばなるべし、わけて腹をよらせし札に、とみはかゞがすぎてござるさかいで、たのみますとよみあげければ、數百の人々どつと一度にどよみしこゑ、天地にひゞきて櫓もゆるみけり」とあつて、銘々自分勝手の文句杯を札に書きして興行主に差出したらしい。入札といふ字句から考へても、さうと外思はれぬ。後世の富札は紙で箱に入れて錐で突く札は木札である。木札は最初から買主の手に振れぬ。突當てた木札の印及び番號に相當した富札を差出して當人たることが證明される。寶永三年（一六二六）を果して富發端の年と認むべきか。假に發端としてもそれが御免富即ち官許を得た富であつたか、何分判然したことかが言へぬ。只今のところでは御免富に關する記事は、享保年間のものを

最も古しとすといつた方が安全であらう。

三

富の第一回の流行は明和以後である。明和六年(一七六九)から天明六年(一七八六)まで十八年間に、大阪表で興行を許された富の口數が十六ある。興行場所は南渡邊町の座摩社・津村の御靈社・上難波町の仁徳天皇社・生玉の八幡宮・堀江の和光寺等、いづれも參詣の多い寺社である。京都江戸では何處々々で興行されたか調査未済であるが、安永三年(一七七四)に富札買様祕傳といふ小冊子が開放せられ、翌四年には大福富突始といふ青本があつたといふからには、流行の模様を推すことが出来る。明和から天明へかけた所謂田沼時代は百弊併起の時である。

群衆の射倅心をそゝり立てる富興行は嘸かし目覺しいことであつたらう。

天明の末に松平樂翁公が幕府の政を執られてから、富興行の場所を江戸・京・大阪三箇所に限り、或は毎月興行の分を一年三度とする等、痛く抑制を加へ、興福寺の富の如きは、内分にて仕法替を致したる段不届至極とあつて、許可年限中なる

に拘らず、その許可を取消された。樂翁公の主義からいへば、さもあるべきことです。併し樂翁公が輔佐の大任を辭し、樂翁公と同主義の老中等が追々凋落すると共に、將軍家齊公の我儘は增長して來た。文化文政時代の華奢はその結晶で、富興行は文政四年(一八二二)から再び手廣に興行を許され、幕府は同九年三府以外にも之を許可し、又一年四回の興行といふ事にして口數を多くし、一箇月十五口、總口數四十五口までは許可する方針を取り、なほその上に日光東叡兩山御救富・増上寺御手當・富仁和寺・宮紀州熊野三山・尾州熱田・攝州四天王寺・太秦安養寺等の富は別段の廉を以て免許せられたるものにつき、以上四十五口の外としてゐます。されば文政九年(一八二六)から十一年へかけて大阪表で興行の旨を觸流した富が三口もある。江戸では文政の末年若しくは天保初年に出版になつたと思はれる江戸大富集を見ると、毎月興行の分五口、一年四回興行の分十五口、合計二十口ある。

日黒不動	毎月五日	札數四千枚	札料二朱	最高當額百兩
湯島天神	毎月十六日	札數札料最高當額日黒不動の富に同じ		
兩國回向院	毎月九日	札數五千枚	札料二朱	最高當額百兩

谷中感應寺 每月十八日 札數三千枚 札料二朱 最高當額百兩
 淺草金龍山 每月二十二日 十二支印 札數一印千七百枚づゝ 札料二匁五分
 神山 王御茅場町天神 一年四回三月、六月、九月 四日 松竹梅鶴龜印 札數一印六
 千枚づゝ 札料二匁八分 最高當額三百兩
 御嶽社 銀町白旗社 一年四回正月、七月、十月、四月 每二十七日 鶴龜大富印 每印一萬枚づ
 本富士山 愛宕前藥師 一年四回二月、五月、八月 每十三日 七福神印 各印三千五百枚
 枚づゝ 札料六匁 最高當額三百兩
 御南山殿 神明 一年四回二月、五月、八月 每二十五日 鶴龜松竹印 每印七千五百枚
 づゝ 札料一朱 最高當額三百兩
 西久保八幡 神田御社 一年四回二月、五月、八月 每十三日 春夏秋冬印 每印五千枚づゝ 札
 料二匁五分 最高當額九十九兩
 料二匁五分 最高當額百五十兩
 金剛利福德稻荷社 一年四回三月、六月、九月 每七日 一富士二鷹三茄子印 每印
 八千三百枚づゝ 札料二匁五分 最高當額九十兩
 室町福德稻荷 一年四回二月、五月、八月 每七日 五節句印 每印札數七千枚づゝ

札料三匁二分 最高當額三百兩
 一陸ノ宮新村木町杉ノ森稻荷 一年四回二月、五月、八月 每十一日 鶴龜松竹梅印
 每印五千枚づゝ 札料二匁五分 最高當額百五十兩
 江ノ島杉ノ森稻荷 一年四回正月、七月、十月、每七日 キリン鳳凰印 每印一萬枚づ
 つ 札料一朱 最高當額百五十兩
 根津神社 一年四回三月、六月、九月 每二十六日 花鳥風月印 每印九千枚づゝ
 札料一朱 最高當額三百兩
 明水神杉ノ森稻荷 一年四回三月、六月、九月 每十一日 七福神印 每印三千五百枚
 づゝ 札料三匁三分 最高當額百五十兩
 上ノ宮茅場町藥師 一年四回三月、六月、九月 每二十三日 福祿壽印 每印九千枚
 づゝ 札料三匁七分 最高當額百五十兩
 妙心寺杉ノ森稻荷 一年四回三月、六月、九月 每十三日 福壽梅印 每印七千枚づ
 つ 札料一匁八分 最高當額九十兩
 藥師麻布東福寺 一年四回正月、七月、十月 每十九日 五節句印 每印五千枚づゝ

以上二十口の富の興行日を數へると、年に百二十回、即ち三日に一度の割合である。盛なりといふべしだ。

四

富を突く時の有様は大略江戸繁昌記に出てゐるが、天保六年九月十六日に芝愛宕の本地堂で、三州額田郡妙大寺村龍海院出願の御免富の第一回を興行した時の記録があるから、之を土臺として少々書いて見よう。他所興行の富と多少

富興行	三月六月	十五日	役人
	九月十二月	三州龍海院	

の相違はあるとしても、大體に於ては決して違はぬと思ふ。

龍海院の役者は突富興行の許可を得ると直ちに、本地堂及びその表門前へ右の如き木札を掛けた。この札に十五日とありながら第一回を十六日にしたのは何故だか解らぬ。總て富札の文字や印形は札を作る前に一々寺社奉行所へ届出づべきもので之を賣出す場所は本来興行場所に限り、門前の茶屋で取次ぐ

ことすら禁ぜられて居るが、それにも拘らず、市中に取次販賣所があつた。天保十二年の觸書に、近來市中掛け床にて大行に賣捌候もの有之哉に相聞、不埒に付、早々右掛け床之分は取拂、町家にて賣捌之分は爲相止とある。又大阪南米屋町の町人共の申合には、富札屋には家を貸さぬといふ箇條がある。

富興行の當日には寺社奉行から檢使が立つ。大檢使・小檢使の兩名で小頭・同心・宰領等が之に附屬する。本地堂での富興行の場合には兩檢使は當日四ツ時今午前十時の供揃で愛宕に向ふと、本地堂表門前の地境から金棒を曳いた警固の者がつき、表門外には龍海院の役者が出迎へて、金剛院之は愛宕本地堂の別當で、右兩名が交々出て挨拶をする。檢使からは豫て奉行所へ差出したる規定を守り、喧嘩口論火の元危相之無きやう、尙又初富の儀につき、後刻證文を差出さしむべく、富箱その外の道具は場所見分の節、同時に見分すべきを以て、都合次第案内せよと申達し、別に同心兩人をして境内を巡回せしめる。富札は一定の値段で賣るべき筈であるが、取次人は買手によつて定

價以上に賣る。又一枚の札を數箇に割つて賣る。之を割札といつて、本札は取次人の手に留め、假札を賣る。假に半割札を買つたとすれば、褒美金も二分ノ一になる。是等の違法を取締るためです。やがて場所並に道具の見分を願ふといふ案内があつて、兩檢使が座を起つて場所へ行くと、其所には役者初富掛の者一同出席してゐる。兩檢使は、富箱その他の道具を目前へ差出さしめ、豫て届出の書面と比較し、相違なきを見届けて再び舊の座敷に戻り龍海院役者及び金剛院から證文を取る。證文の事は後文にあります。彼此する中に太鼓が鳴る。之は大般若經の修行が始まる報知で、讀經が濟むと檢使の出役を願ひ、愈突富が始まる時刻はもう八ツ半時過即ち三時過となつた。

富掛の人員は富掛役人一人、繼上下突役・同讀役・木札數役・同運役・書記役・張出書役各一人、いづれも麻上下著用で、別に富箱振二名は袴を穿つたのみ、總計九名ある。富の木札は長さ一寸七分、幅四分五厘、厚さ一分を有し、之を長さ三尺四寸三分、横二尺一寸、深さ二尺、厚さ四分の富箱へ入れて、箱振が振ると突役は柄の長さ三尺七分、穂先一分といふ錐を以て錐口から突く。褒美金の多い一の富と十節

と百番の富札とは、錐のまゝ役僧が三方へ載せて檢使へ見せる。突當てた札の印及び番號は高聲でその度毎に見物人に披露し又紙に書いて張出す。境内に充满した見物人は響動めき渡るといふ有様です。愈突留が終ると、兩檢使は座敷へ引取り、龍海院の役者と金剛院とが挨拶に罷越し、檢使からは火の元を別して注意せよと申達し、來た時と同様な見送を受けて退出し、寺社奉行へ本日の趣を披露に及び、役者並に金剛院から差出した證文を御奉行の一覽に供する。この時はもう暮方です。その證文には富興行許可の恩命に接し、本日第一回の興行を催すに當り、御兩所御出張の上、富仕法は諸事豫て差出したる規定の如く、喧嘩口論火の元を慎むべき旨仰せられ、悉く承知仕り候といふ意味で、宛名は檢使兩名です。

富興行の當日御はなし／＼と聲高く叫びながら市中を駆廻り、一の富の番號を書いた紙片を賣歩行く者がある。之は一の富の番號に對して賭をする者があるからで、之を第付ダイブといふと、守貞漫稿にあります。町觸に見える蔭富カゲトといふ文字は多分斯様な賭事を申すのでせう。

龍海院の富の定書を見ると褒美金は直ちに渡すべきであるが、當日は混雜につき翌々日から次回興行日までの申朝五ツ時から夕七ツ時迄に渡す。若し次回の興行日までに請取に來なければ無効となる。當札を持參した人々の姓名は承札すに及ばず、持參した札の割印等を充分検査して渡し、褒美金一兩以上の分はその一割を奉納せしめる。次回の富札は興行日の翌日から賣出し、札代は規定の外餘分のものを取らぬとあります。藤栗毛を見ると、座摩社の富は、興行の翌日四ツ時に褒美金を渡すといふ張紙が出たとあつて、彌次郎兵衛と喜太八の兩名が請取に往つた時には、鄭寧なる馳走を爲し、一割の奉納金の外に、世話役共へ祝儀として五兩、跡札の買入代五兩を要求し、差引八十兩を渡さうとしてゐる。藤栗毛は小説であるが、斯様な點は實際であらう。

天保五年（一八三四）の調によると、當時の富の數は總計七十五口であつた。併し同年幕府では自今新規の突富興行願は却下する。既に許可を得て興行中の分は、年限が來たならば夫切として、繼續を許さぬといふ方針を探つたため、段々口數が減り、天保十三年には十三口と爲つて仕舞つた。天保四五兩年は米價騰貴

で世上の大不景氣を招き、富札の賣行も涉々しくなかつたらしい。仁和寺の富の如きは毎々仕法替を願出で、さうして願書には常に札の賣行が惡いために、思ふやうの収益が無いと申立てゝゐる。これは單に仕法替の口實としたのではなく實際だらう。其處へ水野越前守忠邦が出て、所謂天保改革を行ひ、天保十三年三月突富興行一切差止を命じ、その後突富興行は絶無となつた。

「突富の儀、一體世上の風俗にも相拘、素々可然筋にも無之」とは、寺社奉行から老中に差出した書面にあります。が、道理千萬の事で、之には異論を唱へられない。併し突富興行は寺社の財政不足を補ふために許可せられたものであつて見れば、夫が停止されてから、寺社の財政に及ぼした影響はどうであつたか。富の口數も減り、富札の賣行も涉々しからず、富その物が衰へたとすれば、假令興行を繼續したところで、寺社の財政の不足を補ふといふ程にもならず、又停止されても寺社に大苦痛を與へたとは考へられませぬ。天保改革の中には、隨分無理な改革もありますが、突富興行の停止は良い方の一つでせう。

髪結床

一

明治四年八月太政官第三百九十九號を以て「散髮制服略服脱刀共可爲勝手事但禮服ノ節ハ帶刀可致事」と達せられた。本令發布前既に鬚マツを切つた人もあつたらうが、發布後散髮の風が一般に行はれ、男子の結髮は遂に見ることを得ぬやうになつた。

併しながら男子の結髮は久しい間の風俗であつた。醫師・僧侶・小兒・非人の類を除き、その他は皆髮を結ぶ。年齢によつて前髪の有無があり、時代の前後又職業の相違によつて、月代の廣狹齧の大小形狀等に種々の相違はあつたが、結局男子たるものは髮を結ひ月代を剃るのが禮で、十一月代を延して居れば病氣といはねばならぬ。公の席へは決して出られぬ。一亂髮長髮は甚だ無禮と考へられ

た。さうして何人が男子の髮を結ふかといへば、大小の武家にあつては臣下妻女町家にあつては却て髮結と稱ふる専門の職人がゐた。今では髮結といへば、婦人の髮を結ふことを職業とする婦女をさすが以前は之を女髮結と稱して明かに髮結と區別し、髮結といへば男子の髮を結ふ男の職人に限られてゐた。藝者といへば今は女に限られてゐるが、元來藝者は男で、それに對して女性の藝者を女藝者といつたのと同様です。女髮結は徳川時代では表面上禁止されたが、髮結は公然株仲間を組織して營業した。

髮結を職業とするものが何時頃からあつたか。享保十二年九月北小路宗四郎が江戸の町奉行所へ届出でた由緒書によると、北小路の先祖はもと北面の武士で、古くから髮結を業としてゐた。徳川家康が味方ヶ原の合戦に敗北して退却する際、同家七代目藤七郎なる者、天龍川の淺瀬を案内して公の危急を救ひ奉つた。その功により、當座の褒美として手づから金錢一文を賜はり、以來髮結の總名を一錢と唱へよと仰下された。それから藤七郎は一錢職を渡世として諸國を流浪し、數年の後江戸の繁華を慕ひ、芝口海手邊に移住して渡世したとあります。

「吾佛尊し」で自分の家筋を誇大に吹聴するは人情の免れ難いところ、殊に徳川時代では家康に縁故を附けるのが一番得策であることは言ふまでもない。髪結職を古く一錢剃といつたことから、家康の急危を救つて金錢一文を賜はつたといふ話を作り出したに相違ない。市内の髪結床が毎月十七日を休日とする例は何時頃から起つたか知らぬが、先年までその風があつた。家康の命日である十七日に休業するのは、髪結職と家康との關係が、實際は無いにしても有ると信じた結果であらう。

一錢剃の名稱は月代を剃り髪を結ぶ賃が「錢一文」であつたによる。楓軒偶記及び我衣に「一文ぞり」と見えてゐるから、一錢剃と書いて「一文ぞり」と讀んだに相違ない。小宮山綏介氏は慶長十四年（一六〇九）正月の高札文中に「自前々之商人之外、奉公相止る輩又は百姓等、ふり賣一錢、すゞすべからず、從先規仕來者勘兵衛權右衛門手札を取べき事」とあるを引用して、其頃既に髪結があつた證據とし、同十八年三月の令文も右同斷で、勘兵衛・權右衛門の代りに勘兵衛・兵四郎以上いづれも時の奉行の通稱なり)とあるのみと言はれて居る。自分は小宮山氏の引用せ

られた高札本文の出典を承知せぬが、御當家令條卷三十一慶長十八年三月の令文を見ると、「ふり賣一錢賣」とあつて、「一錢ずり」とはない。「一錢ずり」を「一錢賣」と間違ふ筈はないが、賣字を平假名にして、「一錢うり」とし、又小宮山氏所用の原本に「一錢ずり」となくて、「一錢そり」とあつたとすれば、一濁點を略することは有勝である。と、との差で、そは又とも書くから、間違は隨分起り易いと思ふ。充分な本文鑑査を行はぬ限り、いづれが正確であるか、斷言するに躊躇する。従つて前記の高札のみによつて、髪結を營業とする者が慶長十四年頃にゐたといふ斷定には俄に賛成しかねる。

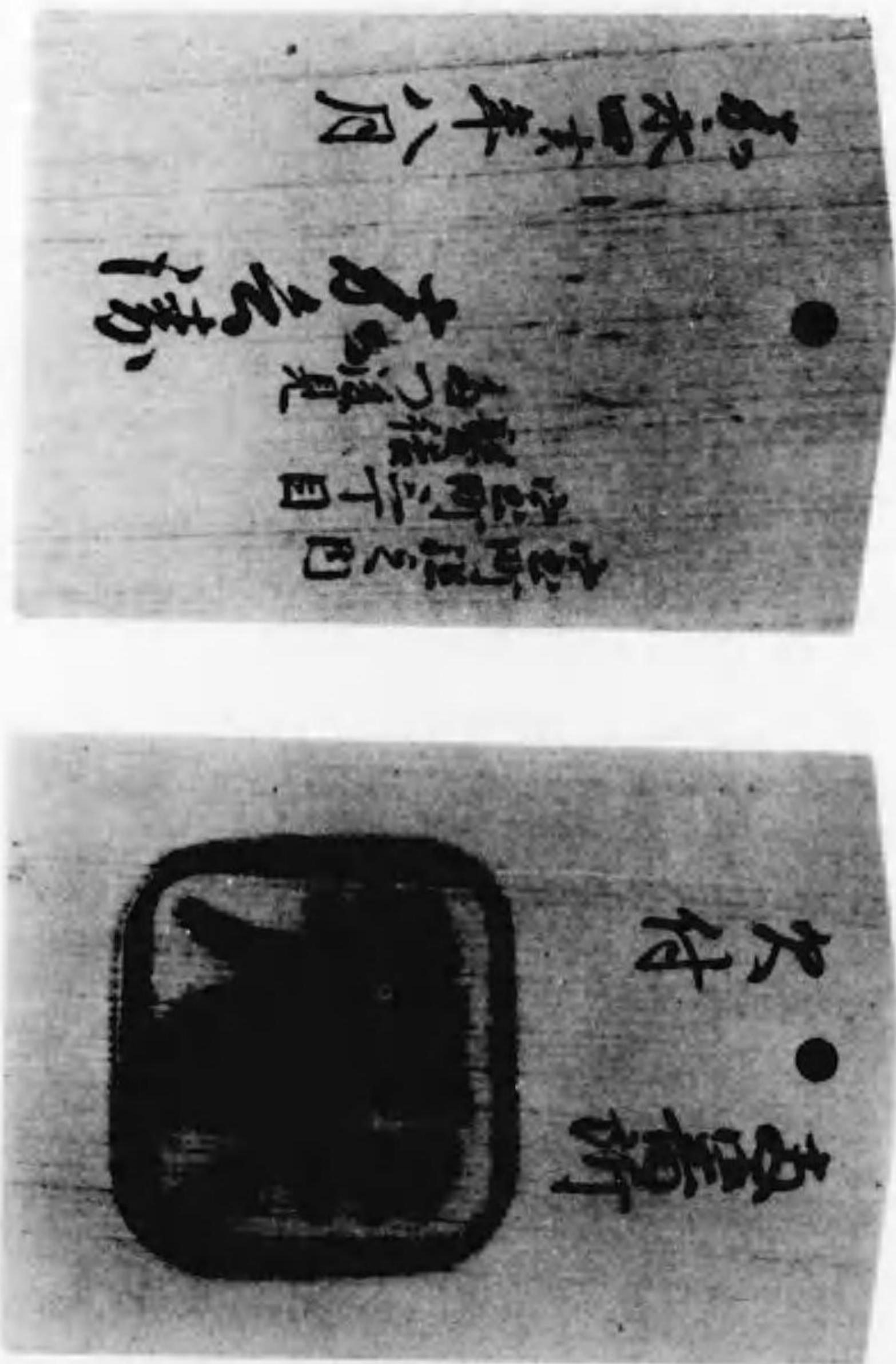
一説に慶長十九年に断絶した里見家の浪人が、人通りを見かけて陣幕を張り、人の髪を結つて渡世とした、髪結床の長暖簾は之に基づくとある。之は加藤曳尾庵の隨筆我衣にある説であるが、自分は賛成しかねる。里見家の舊領上總・房州から出る髪結が多いので、里見家浪人云々の話が生じたのであらう。成る程髪結床に長暖簾は附物であるが、之は往來の人々に見透かされるのを厭ふからで、陣幕に結付けるのは牽強附會の説と言はねばならぬ。たゞ同書に「江戸ノ始赤

羽根の床最初ナリ」とある記事は、一錢職分由緒書に芝口海手邊で渡世したとあるのと地理が能く合ふ。要するに江戸が繁華になつてから、往來の多い所へ床を置き、革^{ヨシ}簀^{スズ}又は幕の類を廻らし、通行人の求に應じて月代を剃り髪を結ひ、賃錢として錢一文を貰受ける髪結職が出來たといふだけが事實であらう。

床とは取疊むことの出来る假店をいふ。之を置く場所は橋臺又は川岸の空地などが最も適當し、兩國の廣小路柳原の川岸などは各種の床店で一杯であつた。髪結は最初床で營業したから、後世町中に立派に店を構へるやうになつても、髪結店と言はずに髪結床といふ。現に大阪市中の橋詰に髪結床が多いのも昔の名残を止めてゐるのであらう。

二

髪結の鑑札に寛永札及び萬治札といふのがある。前者は寛永十七年(一六四〇)六月、後者は萬治二年(一六五九)三月を以て交付せられた木札で、雙方共兩町奉行の通稱交付の年月、髪結の宿所名前を記入し、殆ど同様のものであるから、寛永札が



髪結取付鑑札 江戸第三十六號所載
横四寸四分厚五分
寛永十七年一月六日

廢棄せられて萬治札となつたこと、及び鑑札を交付して取締の便宜とする程、當時既に多數の同業者があつたことが明白である。嘉永年間の調査に萬治札六百枚とあるから、最初交付の時はこれより多かつたに相違ない。

その後享保二十年(一七三五)二月に町奉行大岡越前守忠相から交付した木札を享保札といふ。之は表面中央に兩御番所欠付カケヅケと記し、年月を左右に割書し、裏面に何町何十人の内髮結誰とある。兩番所は南北の町奉行所をいひ、欠付は駆付で、兩番所附近に出火がある時は、この鑑札を以て早速駆付け、御用書類を持退くべしといふ意味で、枚數は最初九百六十七枚、この人員七百七十人であつた。札數と人數と相應しないのは、一床一人が通例であるが中には一人で二ヶ所も三ヶ所も床を持つてゐた者があつたからでせう。天保十三年(一八四二)三月髮結仲間解放により鑑札を返上した時一千四枚あつたといへば、享保以後それだけ殖えた譯です。それから嘉永四年(一八五二)九月仲間再興により、改めて鑑札一千二枚を渡し、同年十一月更に十五枚を追加交付した。雑誌江戸第三十六號に掲載されてゐる嘉永札の寫真と説明とによると、札は將棋の駒の形で檜を用ひ、縦三

寸五分幅二寸四分厚さ五分、表面に兩御番所欠付と割書して、衙字の焼印を押し、裏に室町組之内室町三丁目髮結たつ後見嘉兵衛嘉永四亥年八月とあります。

寛永札を交付する際、町々の御入用橋、一に公儀橋、一に公儀の費用で普請をする橋々十の消防をば、その橋左右六町の髪結共に命じた。換言すれば御入用橋の消防が、附近の髪結共の役即ち家業に對する負擔であつた。尤も明暦の大火で江戸市中が焼亡したため、御入用橋の消防は一時自然中止となつたが、萬治札を交付するに及んで、舊の如く役を勤めるに至つた。但し萬治札を交付するに先

だち、髪結人數を調査して届出づべしと町々に達した觸書（萬治二年正月十九日）の中に、髪結師匠は一ヶ年に金貳兩づゝ、同弟子は金壹兩づゝ、札錢を召上げらるべしとある。萬治札には髪結師匠何町誰、髪結弟子何町誰などある位であるから、札錢も徵收せられたのであらうが、その徵收が何時まで續いたかは不明である。一體萬治二年には髪結ばかりでなく、絹紬賣・煎茶賣・木綿布賣・麻賣・かや賣・してう賣・古着買その他振賣に從事する者の人員を調上げて、新規に札を下付し、札無しに振賣をする者は當人曲事家主過料十貫文に處すべく、髪結札無し右同前たるべしと、厳しい取締をした。

その後享保六年（一七二一）十月奉八丁堀四丁目清七店三右衛門より公儀橋の火消引請を申立て、その交換條件として只今橋臺に居る髮結床商床の者共より地代を請取り、並に橋臺明キ場に新規に髮結床商床を差出したいたと大岡越前守へ願出した。そこで越前守から髮結床並に床商人共へ差支の有無を尋ねたところ、彼等は三右衛門申立の通り火消を勤めるから地代を差出す儀は御免を蒙りたいと答申し、又橋臺に居らぬ髮結共も仲間一同の好を重んじ橋火消に加勢し

たいと申出で願之通り聞届けられた。併し橋臺に居る者が既に大勢ある上は、橋臺に居らぬ加勢の分は、向後出火の節兩番所の駆付を勤めたいと、同九年二月改めて加勢の髪結共から願出で、その筋の許可を得たところ、それから十年を経て、御入用橋の普請は永島町白子屋勘七外一名の請負となり、橋火消は全然不要となつたので、今度は橋臺髪結共も加勢の髪結共同様兩番所駆付を出願し、遂に享保札の下付となつたのである。(この際床商人も右同様の趣を願出で聞届となつた) なほ出火の節町年寄奈良屋・樽屋・喜多村方に髪結共の中六十名駆付の件は安永六年(一七七七)九月に、又牢屋敷へ三十名駆付の件は文化十年(一八一三)四月に命ぜられてゐる。髪結の役は以上の三つで、この外にはない。牢屋敷の囚人の髪月代を勤めるのを髪結共の役とする牢屋見廻の説に對し、町年寄は反対の意見を述べ、之はその都度髪結共を差出した町々より相應の賃錢を彼等に與へるから、町役であつて決して髪結共の役とはいへぬと主張してゐます。

大阪では市中の床髪結二百五名の中から組頭十名を撰び、毎日組頭一名が床髪結七名を率ゐて牢屋に交代出勤し、七名中二名は本牢番所に詰め、残り五名は

表門の監視牢の扉の開閉・罪人の繩取・敲拷問・夜間の巡回等に當つた。床髪結の員數は時に異同あり、又若干の手當を支給せられた場合もあるが、その金額は骨折に相當する程のものではなかつた。之は寛文九年(一六六九)若しくはその以前からの慣例で、伏見の制度に倣つたといふ。大阪同様駿府でも髪結が牢番を勤めたと、駿府町奉行加藤韁負の問合書にある。髪結と牢屋敷との關係は研究すべき問題と思ひます。

三

享和二十年(一七三五)五月床商人が町奉行駆付を許可された際に差出した連判帳を見ると、木挽町五丁目西東御橋臺廿六人組、江戸橋御橋臺北の方廿四人組、稻荷橋北南御橋臺十五人組、京橋南御橋臺十四人組とあつて、彼等の組別も員數も判然して居る。髪結の方にも同様の連判帳があるべき筈であるが見當らぬ。たゞ九百六十七枚七百七十人といふだけで、組合の名稱も毎組の所屬人員も不明です。安永六年(一七七七)町年寄役所へ駆付を命ぜられた時の請書に、「番組よ

り五番組までの髪結共云々とあり、さうして當時の一一番組は堺町組・濱町組・堀江町組・神田旅籠町組・柳原組・中橋西組・中橋東組の七組に分れ、斯様な小さな組が五番組で合計二十八組あつたとあります。併し之を以て江戸全體の髪結の組別と見るのは早計で、恐らくは町年寄役所へ駆付の便宜ある組合だけであらう。嘉永四年（一八五二）七月諸色係名主の手で調査した市中髪結沾券金高取調書によると、神田西組・同東組・本石町上組・同下組・本町上組・同下組・室町組・堺町組・小網町組・靈岸島組・八町堀組・日本橋西組・同東組・中橋組・西糸屋町組・京橋東組・同西組・木挽町組・芝大門組・芝東組・同西組・本芝組・芝口組・久保町組・麴町組・市ヶ谷組・麻布組・四谷組・赤坂組・小石川組・西久保組・牛込組・追分組・柳原組・旅籠町組・本郷組・下谷組・元町組・天神組・淺草茅町組・同寺町組・同門前下組・同上組・本所南組・同北組・深川組の四十八組を數へる。安永度に於ける一番組七組の内堀江町組はこの四十八組中に見えず、又中橋東組・同西組は相合して中橋組となつてゐるが、その他の五組はものとまゝに存してゐる。されば安永度の組別は嘉永度の組別と大差ないものと言ひ得らるゝであらう。

是等の組合は組合毎に行事又は帳元といふ者一名を置き、駆付その外の御用を勤め、又職業上の世話を爲し、更に惣組取締のため年行事を置き、仲間費用の支出及び賦課を取計らつた。年行事は組合の行事全體の中から若干名を撰んだやうですが、確にさうだと断言するには史料が不足です。

髪結床に二種ある。一を出床といひ、一を内床といふ。町境・木戸際・橋臺・川岸地その外空地に床を構へてゐるのを出床、町内に家を借り店を構へてゐるのを内床といひ、天保改革前江戸市中で出床が六百三十九ヶ所、内床が四百四十二ヶ所あつた。出床の中には自身番屋の一部を仕切つて之に當てたのもあり、又出床の髪結で見守番といつて町内の監視に當つたものもある。髪結が町役人であるかの如く、町内家屋敷の賣買等に名主・五人組など、共に若干の祝儀錢を得たのは之に基づくと思はれる。言ふまでもなく、出床内床は來客の入來を待つのであるが、その外に廻り場所俗に丁場といふのがあつて、之は髪結の方から江戸で髪監・大阪で臺箱といふ髪結道具を入れた箱を下げて出掛けて行く、所謂巡回營業の範囲で、極めて厳密に境界を立て、斷じて他人の侵食を許しませぬ。髪

結床の賣渡證文には必ず床何ヶ所丁場何人分と記し、丁場の範囲は繪圖を以て示す。質入する時も右同斷であつた。左にその一例を掲ぐ。

永代賣渡申髪結場所床證文之事

一室町三丁目東側南横町瀬戸物町境木戸際より通町北の方之中横町兩側通北木戸際迄、同所西側北木戸際より南上の方え家主善兵衛支配間口五間之内二間半に奥行五間之所相添、同本町三丁目裏河岸伊勢町境家主甚兵衛殿支配迄、右之分不残髪結場所三人前、同所裏河岸入堀端髪結出床壹ヶ所都合四人前別紙繪圖面通黄成分并正徳二卯年九月右髪結床普請願下書繪圖面一枚、萬治二年從_二

御公儀様被下置候御札五枚、元祿七戌年三月紛失訴下書貳枚、兩

御番所様欠附御焼印札壹枚、沽券狀壹通相添此度貴殿方え代金四百八兩に永代賣渡、則右代金證人行事立合不残只今慥に請取申處實正也、右場所床に付諸親類は不及申、町内横合より相障申者一切無御座候、若違亂申者御座候はゞ、當人は不及申、證人行事何方迄も罷出、急度埒明、貴殿え少も御苦勞相懸

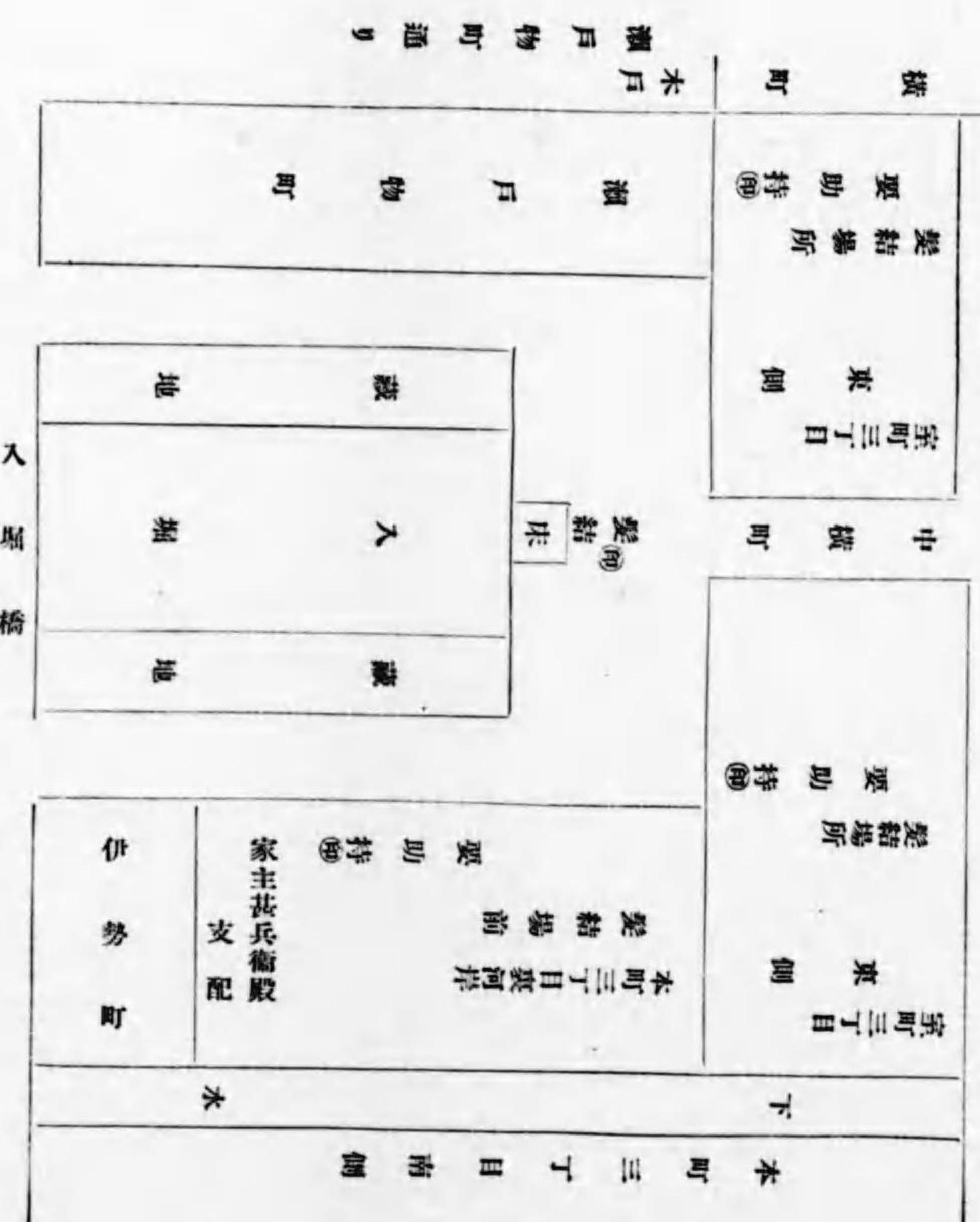
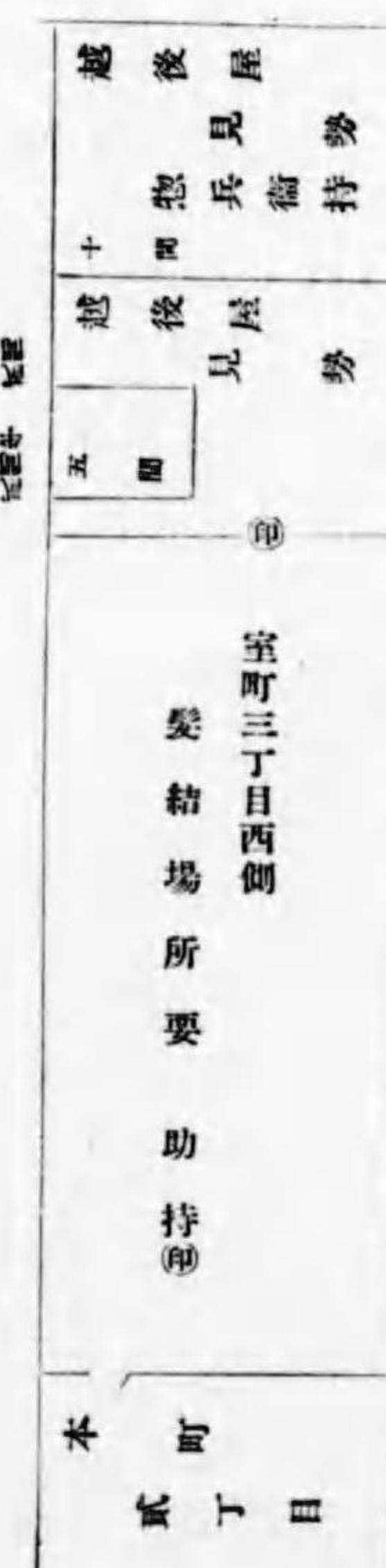
髪結場所床繪圖面

永代賣渡申髪結場所床圖文之事

一室町三丁目東側南横町瀬戸物町境木戸際より通町北の方之中横町兩側通北木戸際迄、同所西側北木戸際より南上の方之家主善兵衛支配間口五間之内二間半に奥行五間之所相添同本町三丁目裏河岸伊勢町境家主甚兵衛殿支配迄、右之分不殘髪結場所三人前、同所裏河岸入堀端髪結出床壹ヶ所都合四人前別紙繪圖面通黄成分并正徳二卯年九月右髪結床普請願下書繪圖面一枚、萬治二年從

御公儀様被下置候御札五枚、元祿七戌年三月紛失訴下書貳枚、兩御番所様欠附御焼印札壹枚、沾券狀壹通相添此度貴殿方之代金四百八兩に永代賣渡、則右代金證人行事立合不殘只今慥に請取申處實正也、右場所床に付諸親類は不及申町内横合より相障申者一切無御座候、若違亂申者御座候はゞ、當人は不及申證人行事何方迄も罷出急度誇明貴殿え少も御苦勞相懸

髪結場所床繪圖面



右繪圖面之通我等立合、黃色成分要助所持之髪結場所床に相違無御座候、此外紛敷義無御座候爲後日證人行事立合連印致置候仍如件。

寛政八年五月

○差出人及び宛名すべて前文に同じきを以て略す

申間敷候勿論此外紛敷御札證文等一切無御座候爲後日永代賣渡申髮結場所床證文仍如件。

芝濱松町四丁目清藏店

寛政八辰年(一七九六)五月

賣

主

要

助

印

本町二丁目彌兵衛店

組合證人

吉

之

助

印

本石町壹丁目次左衛門店

同

新

助

印

小田原町二丁目庄七店

同行事庄

吉

印

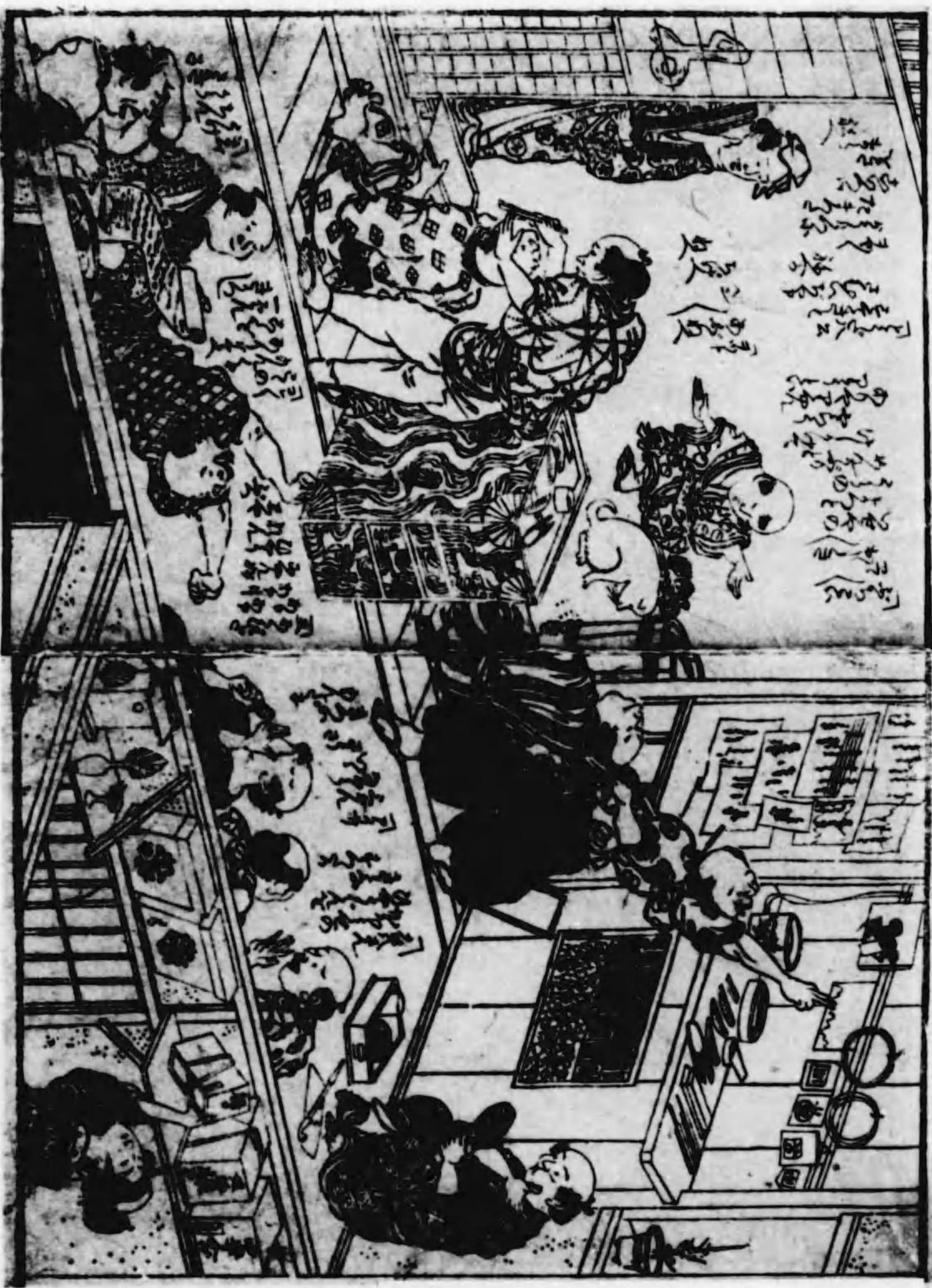
おきく殿

茂兵衛殿

出床には梁間六尺、桁行九尺、軒高さ一丈、棟の高さ軒に準ずといふ建築上の規

定があるが、内床の方には左様な規定はない。内床の店構や飾附、親方と下剃との勵振、來客との應接の模様などは、式亭三馬の浮世床に譲ります。浮世床は文化政頃の髮結床の光景を寫して餘瀧なしといふべき戯作で、挿畫もある。三馬には浮世床の外に、浮世風呂と題し湯屋を背景として書いた著述があつて、是等を見ると湯屋の二階と髮結床とは一種の平民の俱樂部ともいへよう。尤も浮世床は一部の戯作であるだけに、長々と書綴つてあるが、寺門靜軒の江戸繁昌記の第二編籠頭舗の條には、輕妙な漢文で、髮結床の店構、下剃親方の仕事の分擔、髮結賃、鬢の恰好、髮結床の員數、床株の代金、來客の無駄話に耽る有様まで、目に見るやうに書いてある。髮結賃は、床では一人一度結二十八文、廻り場所は一ヶ月十五度結四百文、一ヶ月六度結百四十八文が規定で、二十八文の所へ四文餘計に遣るのが上客、又年始には初剃と稱へて、百文二百文の祝儀を遣つたさうです。

持主自身が床や廻り場所で營業する外に、老齢その外の理由で、弟子下職の輩に之を貸與へ、貸料を徵するものもあつた。之を揚錢アゲザシといふ。床の揚錢は上の分二人職一ヶ月八貫文、中の分二人職六貫文、下の分一人職三貫五百文位、廻り場



所は上の分一人職一ヶ月七貫文、中の分一人職六貫文、下の分一人職四貫文位では等の等差は勿論顧客の多少即ち營業の繁閑によるとも又株代金の多寡によるともいへる。廻り場所上の分は一人職で顧客百二三十人を有し、その顧客中の大家で食事を與へられるのを「あごつき」といつて、之は株代金が特に高價であつたといひます。

四

幕府から營業獨占の権利を認められた仲間組合を指して株仲間といふ。尤も株仲間といふ三字を用ひ出したのは比較的新しい時代であらうが、髪結仲間は寛永十七年以後株仲間の實質を備へて居たものといへる。さすればこの營業權の賣買及び質入の行はれるのは自然の勢で、而もその株代金は案外高價のものであつた。前掲室町三丁目出床一ヶ所場所三人前都合四人前の賣買價格は、天明六年(一七八六)九月に三百三十兩、寛政八年(一七九六)五月に四百八兩、安政元年(一八五四)五月に三百五十兩とある。更に他の例を求めるに、小網町一丁目出床一

ケ所場所二人前都合三人前の賣買價格は、安永七年（一七七八）十月に三百五兩、天明八年（一七八八）三月に三百十五兩、文政十一年（一八二八）十二月に六百廿五兩となり、伊勢町出床一ヶ所場所二人前都合三人前の賣買價格は、元文五年（一七四〇）四月に七十兩、天明八年（一七八八）二月に四百兩、文化十二年（一八一五）四月に四百五十兩、天保元年（一八三〇）六月に五百六十兩となつて居る。なほ二三の床及び場所について時代を異にせる賣買價格の史料を持つてゐますが、いづれも享保以後の價格で、その以前では正徳四年（一七一四）道壽屋敷出床一ヶ所場所一人前都合二人前十七兩といふ一通のみです。床及び場所を譲渡す時は、賣渡證文に自分が嘗て買取つた時に得た賣渡證文即ち沾券狀を添へるのが例で、賣渡す度毎に沾券狀は殖えで行く。是等の沾券狀によつてその都度々々の代金を知り得るので、天保改革以前は騰貴一方といへます。嘉永四年（一八五〇）七月諸色掛名主の調査に、四十八組一千七人分の沾券狀中、金高の記載ない分、又は焼失した分を除き、残り九百五十二通の金高合計二十九萬六千九百七十四兩二朱とありますから、可成の金高と言はねばなりません。

天保十二年（一八四〇）十二月幕府は株仲間を解放し、株札を廢止し、素人直賣買勝手次第とし、従つて今迄株仲間が差出した冥加金銀・無代納物・無賃人足川済駆付等を一切免除した。株仲間が營業を獨占するから物價が高くなる、之を解放して自由に競争せしめたら供給は潤澤となり、物價は下落するに相違ないといふのが幕府の趣旨であつた。天保改革は政治上・經濟上・社會上の種々の改革を含んでゐるが、就中株仲間の解放は隨分思切つた經濟上の改革で、申述べたいことも多々あります。今は略します。この際髪結職と湯屋とは諸色直段に關係がないからといつて別段仲間停止の沙汰もなかつたところ、間もなく在來の營業者と新規の同業者との間に紛糾を生じた。即ち在來の髪結が賃錢引下の御趣意を奉じて一度結を二十文とする、新規同業者即ち新床は十六文に引下げ、それでは立行かぬと稱へて古床から苦情を申込むやうな始末で、結局翌十三年三月に至り、湯屋髪結の類株札は勿論組合仲間と唱ふることを停止す、町内その外に同業者何軒出来るとも、之を妨害すべからずと申渡され、翌月髪結の駆付人足は免除となつて仕舞つた。諸色直段に關係がないと輕視せられた髪結仲間の

株代金が前申す通り三十萬兩である位ですから、幕府が最初から諸色直段に關係があると重大視した諸株仲間の株代金の總額は、實に夥しいものであつたらうに、彼等は一朝にして之を失つた。經濟上の大動搖を生じたことは想像に難くない。

天保改革は風俗の取締にも力を入れ、髪結床に對しては、彩色の繪障子、同様の暖簾地、その他すべて無益の手數を掛けて形容を飾るを禁じ、是等は今般仰出された質素儉約の御趣意に違背するから、假令所持してゐても向後使用してはならぬ、又場末の髪結床で女房に下剃をさせて居る者もあるが、男女の差別を無視し、風俗にも宜しからぬを以て差止めると申達した。併し之は餘りに細かすぎる、天保改革の不結果の一原因は煩些であると考へます。

株仲間の解放は幕府の期待に反した。供給が一方に偏したため、諸色直段に却て亂高下を生じ、株札の賣買質入が止んだめ、金融は澁滯する。加之、仲間組合の解散は徒に新舊同業者間の紛糾を醸して底止するところを知らぬ勢であつた。因つて幕府は嘉永四年（一八五二）三月南町奉行遠山左衛門尉景元の手を以て、

諸問屋組合再興を命じ、諸問屋組合とも總て當時の姿を以て調査し、組々名主共より町年寄並に月番町奉行へ届出でよ、但し株札は下附しない、仲間に加入を欲する者あらば必ず之を許せ、又冥加金銀等は愈上納に及ばずと達した。天保十三年から數へて十年目である。

過去十年間に於て髪結業者が蒙つた迷惑を列舉すると、

（一）出床の内改革以來取潰しなつたものが多々ある。即ち取潰の原因は橋臺五間以内の建物を引拂へとか、寺院門前にある床店を引拂へとかいふやうに町奉行所の命令によつて餘儀なく取潰となつたものゝ外、町内家主の取計により、謂れなく取潰されたものもあり、又家主から地立店立を命ぜられて廢滅した内床もあつた。

（二）出床・内床・廻り場所の中、床主から弟子下職その他に預けて揚錢を受取つて來たのがある。然るに改革以來床主に揚錢を出さぬ輩があるのみか、甚だしきはその揚錢を町内家主共に於て徵收するものもあつた。徵收の口實は床丁場の預り人に何か町内の番役を命ずる、勿論家業に忙しいので勤めることが出来ぬ、

然らば揚錢を此方へ渡せといつて取立てるのであつた。

(三)廻り場所の境界が亂雑となり、各人競つて他人の場所を侵すやうになつた。
(四)改革後新規に出来た髪結床は凡そ七百軒、出床は稀で、大抵は内床である。新床故揚錢はない筈であるが、在來の髪結下職の者が揚錢を町内に差出す風に微ひ、矢張り町内の家主共へ揚錢を取られた。

株再興令に諸問屋組合共現在の姿を以て取調べ届出でよとある。現在の有委をそのまま届出でるといつては、一見容易のやうではあるが、決してさうではない。前々から家業を繼續してゐる者もあれば、新規に始めた者もある。休業者もあれば、又捨株といつて、何人が繼承者であるか不明なものもある。殊に髪結仲間にあつては、前文通り改革後種々の變動があつたため、町奉行所では特に本小田原町一丁目庄三郎店、庄吉外重立つた髪結四十八名に對して意見を徵したところ、彼等は連署を以て、(一)取潰された出床内床を再興し、元持主にて相續すること。(二)町内へ揚錢を收めることを止め、元持主の手へ收めること。(三)廻り場所の境界を元の如く定めること。(四)新床より元場所持主に對し、輕き揚錢を

差出すること。(五)株再興令後の新床を廢止すること。(六)仲間再興の上は、舊の如く兩御番所、牢屋敷町年寄役所の駆付人足を勤めたいこと等を申立てた。

庄吉外四十八名の意見書及び之に對する諸色掛名主及び再興掛與力の意見を參照した後、遠山左衛門尉は北町奉行井戸對馬守覺弘の同意を得て、同年六月廿五日及び七月十一日の兩度に下の如く申渡した。即ち六月の申渡には、髪結床は新古相混じ、相對の示談では行届かぬ趣につき、目下取調中である、對談方等は追つて沙汰するであらう、出床内床の内揚錢を廢し、木戸番錢などゝ名目をつけて町内へ差出し、新床も亦之に微ふと聞く、職方の不實、家主の不法は言ふ迄もなきことなれば、各名主に於て支配内を吟味し、早々出錢を止めよ、又三月再興令發布後、新床の名前を届出でた分は不埒の至りであるから早々中止せしめよとある。又七月の申渡には、元床主から新床髪結並に家主共へ直談をして無益であらうから、庄吉外四十八名申立の趣旨に従ひ、諸色掛名主からその組合の名主共へ相談し、元床主との示談が行届いた後、場所並に床の名前を帳面に仕立て、來月限り南町奉行所へ差出せよとある。

五

古床持主は改革以後徵收困難であつた揚錢を回復し得るのみならず、新床が町中へ納めた揚錢をも、今度は自分の手へ收めることとなつた。古床持主にとつては至極結構な話で、「輕き揚錢」といふ申立てに對しても、何とか一考せねばならぬ。そこで彼等は髪結錢及び揚錢の引下を申立て、改革當時一時二十文に引下げた髪結貨が、何時とはなしに廿八文に復して居るから、改めて再び二十文に引下げ、丁場一ヶ月十五度結錢四百文を三百文に、六度結錢百四十八文を百文に引下げる、又揚錢は改革以前の格合より三割を減じ、新床は三割五分を減する。此儀御許可とあらば、床毎に御一人前一度結錢二十文と記した長さ一尺巾五寸の木札を店内に掲示したいと申立て、之に添ふるに四ヶ所の揚錢高とその内譯とを以てした。併しながら仔細にその書面を見ると、何分にも會得しかねる點がある。試にその一を引用するが、残りの三ヶ所も全然同體裁である。

一 四谷鹽町壹丁目

四谷鹽町貳丁目

并御堀端出床壹ヶ所

家主與七

子年中迄揚錢壹ヶ月錢貳拾壹貫文之處

今般三割下(朱書)

一錢拾四貫七百文

此内譯

古丁場二人分三割下(朱書)

一錢三貫六百七拾貳文

古床三人立分三割下(朱書)

一同五貫七百七拾八文

新床三人立分三割五分下(朱書)

一同五貫貳百四拾六文

今般引下合揚錢以來可受取分

拾四貫七百文

この書面に見ゆる子年即ち天保十二年及びその以前に存在してゐたのは古丁場及び古床で、新床は天保十三年以後のものである。本書にある古丁場古床

の三割引の揚錢を、割引以前の額に復舊しても、勿論廿一貫文にはならぬ。然らば古床古丁場の揚錢は改革以前廿一貫文、改革以後著しく減少し、その三割引が本文の數字となるといふ意か、本文の儘では何としても左様な解釋は出來ぬ。それならば本文に誤字誤寫でもあるかといふに、この數字は諸問屋再興調と町觸と二つの史料にあつて、對校して見て彼我一字の相違もない。要するに之は曖昧至極なもので、揚錢總高三割下の錢高を標準とし、無理に數字を當嵌めたものと考へられます。

新床の面々は古床持主に下職扱にせられるのが不服であつた。又家主共は從來自分の手へ握つた揚錢を古床持主へ持つて行かれるのが不満で、内々新床を煽動したらしい。七月晦日約三百名の新床の者共中橋廣小路の水茶屋小川屋に集つて相談した所、古床持主に揚錢を出して其支配を受けるは心外千萬といはねばならぬ。新床は新床で組名を稱へ、改革當時に定めた一度結十六文を旗印とし、獨立で駆付人足を勤めようと集議一決し、其趣を願書に認め、新規髮結床惣代願人の肩書で、須田町一丁目庄兵衛店常吉から諸色掛名主へ差出した。

古床の面々は過去十年間屏息の姿であつたゞけに、新床に對する態度は可なり横柄であつたらうと思はれる。揚錢の談判も未だ調はぬ中に、一度結二十文の木札を新床に押付け、無理に掛けさせようとしたので、新床では承知しない。寄合町和助店久藏外十三名が連署してその不法を諸色掛名主に訴へ、新組だけで獨立の營業の出来るやうにと歎願に及んだ。口頭の辯論を手緩しとし、腕力に訴へて古組の帳元を打擲する者もあれば、無名の張札を以て、帳元が古床の持主から調査又は集會の費用として集めた金高凡そ五百兩は、實は町奉行所の役人に賄賂に遣つたのであると言觸らす者もある。遂には北番所(町奉行井戸對馬守)に駆込訴をなし、又は老中松平伊賀守忠優に駕籠訴をする者も出て、大騒となつた。

かうなつては町奉行所では斷然たる處分を施さねばならぬ。即ち一方には駕籠訴及び駆込訴をした髪結六名を江戸拂に處し、又一方には常吉その外新床惣代を町奉行所に召して懇々説諭を加へたので、彼等も止むを得ず承認し、名前帳面を上るに至つた。説諭は何時行はれたか日付を聞くが九月二日付で遠山

左衛門尉から井戸對馬守に宛てた書面に、新古髪結床示談済となり、名前帳面を差出した云々とあるから、八月下旬のことであつたらう。又説論はどんな説論であつたか、示談の條件はどんな條件であつたか、明瞭に書いたものはないが、新床には駆付人足を勤めさせない、その外の入用も一切割付けないといふのが、示談の一條件であつたに相違ない。それは九月廿六日から廿八日へかけて町年寄館市右衛門方へ古床主を呼出し、一人別に交付した焼印札は千二枚で、十一月に至り更に十五枚を追加し、之を受けた古床主は、以前の如く四十八組に分れ、年行司帳元を置き、順番を以て駆付を勤めたが、新床六百七十二人は全く之に與らなかつたとあるのを以て證せられよう。

和解の第二の條件は掲錢の示談であつたらう。示談に就ては新古床主とも不承知はないが、金高の決定は双方利害相反するので、容易に纏らず、兎角する中に冬となり、日足も短く、稼高も薄からうし、殊に人氣もまだ穩ならぬといふ理由で、同年中は徵收せず、來春になつたら相當の掲錢を請取る積りであると、古床主から十二月上旬に申立てゝ居る。併し翌五年の春になつても徵收し得ない。

その様子を見て古床の下職中にも掲錢を納めず、公邊から御沙汰のあるまでは断じて出錢しないと高言する者をさへ生じた。そこで年行司帳元等はこの上猶豫なり難しと認め、同年五月髪結掛名主に書面を差出し、掲錢高は三割下三割五分下の規定に拘らず、土地の盛衰を斟酌して減少する、因つて古床新床共本年四月分より掲錢を差出すやう御沙汰ありたいと伺出でた。髪結掛名主の名稱はこの時始めて見える。小網町名主伊十郎外五名で、株再興後に設けられたものに相違ない。

髪結掛名主は右の書面を町奉行所に進達すると同時に掲錢の示談方は何分多人數の事で、自分等ばかりでは行届かぬから、諸色掛名主の中廿二名を差加へられたいと申立てた。時の南町奉行池田播磨守頼方は北町奉行井戸對馬守と相談の上、五月廿九日髪結掛諸色掛名主を召し、帳元年行司等伺出の趣聞届け遣はすにより、其方共組合限り熟談を遂げ、町並を見合せて相應の掲錢高を取極めよ、多人數の中示談行届きかねる分もあらうから、その節は月番の奉行所へ訴出でよ、吟味の上沙汰すべしと申渡し、之で掲錢問題も漸く落着を告げたらしい。

この後髪結床についてどんな事件が起つたか多分無事に幕末に至つたものと想像しますが、一向史料が集らないので遺憾ながらこの邊で擱筆致します。

この小論文を書くについて有力な材料を與へてくれたのは、

諸問屋再興調第十五・第十六・第十七(髪結之部)

江戸時代髪結の株式に關する書類(江戸第三十六號第三十八號)

正事集卷二卷十八)

天保新政錄(卷一卷二)

町觸(自嘉永元年至嘉永四年)

等で江戸を除く外は皆寫本です。この外、髪結(江戸會誌第二冊の四)・江戸繁昌記(卷二)・嬉遊笑覽(卷一下)・近世風俗志(第二十二)・我衣(溫知叢書第十)・飛鳥川(新燕石十種第一)等をも參照した。壹錢職分山緒書は江戸管鑰秘鑑上巻及び兎園小説第四集(百家説林卷八)にあるが、本文にいふ通り一向信ずるに足らぬ。大阪の髪結が牢屋番を勤めたことの書いてある牢屋敷取締方書は、友人永田好三郎氏の舊藏で、同君致後遺族から小生に贈られた寫本五冊物の中になります。題名のない寫本ですが、中味は大阪町奉行所關係の書類ばかりです。

追考　慶長十四年正月及び同十八年三月の法令に見える「一錢そり」、「一錢うり」の字句について、自分は本文に疑を存して置いた。大日本史料同年月の條を見ると、何々の書に「一錢そり」、何々の書に「一錢うり」とあると、書名を列舉してあるが、いづれが正しきかは論じてない。併しながら萬治二年正月の法令に振賣と髪結とを並べてあるところから推すと、慶長兩度の法令も矢張り「ふり賣一錢そり」とある方が宜からうと思ふので、小宮山氏の説に同意致します。

商學研究第六卷第二號所載　大正十五年十一月

天保改革の一節

天保十二年十月二十一日、東條八太夫・中嶋嘉右衛門・松浦榮之助三名の連署で江戸北町奉行遠山左衛門尉景元に上つた書面がある。八太夫・嘉右衛門・榮之助三名は左衛門尉配下の故參與力で、市中取締掛を勤めてゐたところから職務上この意見書を呈したので、末尾に「右は禁忌に涉り候ケ條も可有之候得共御取捨は思召次第御勘辨之一端にも可相成と心附候大概聊無腹臓申上候。以上」とある位故、八太夫等の意見は十分に本書に吐露せられてゐるものと考へる。

天保十二年十月といふ年月は所謂天保改革の初期である。老中首席水野越前守忠邦が享保寛政の治に則り、今一度幕府の政治を振張したいと、渾身の勇を奮つて改革の根本義を宣明してから僅に數ヶ月後である。時の北町奉行は前

にあげた遠山左衛門尉・南町奉行は矢部駿河守定謙で、兩名共貞吏の名が高い。忠邦の股肱として立派に働く人々で、彼等の手を経て十月十六日江戸町中に對し、奢侈を戒むる令が下され、更に進んで種々の取締を施さうとするに當り、八太夫等から意見書が差出されたので、恐らくは町奉行から意見を諮はれた結果であらう。

天保改革は決して小さなものでない。文化文政の大御所様時代を承けて、幕府・大名・旗本・御家人・百姓・町人、上下皆行詰つてゐるから、それに活路を與へようといふのが主眼で、舊貨幣の回収新貨幣の増鑄も、猿屋町會所の低利貸付金も、馬喰町御用屋敷貸付金の半高棄捐半高無利息年割納も、諸株諸仲間の解放も、印旛沼の堀割工事も、大阪堺・兵庫・西宮四市へ御用金を命じたことも、江戸大阪附近の土地の上納を命じたことも、官紀の振肅・文武の獎勵・奢侈の禁壓、その他種々の社會政策上の施設も、要するに現在の窮地を脱して新方面を拓かうといふ大目的を懷抱し、之に達する手段として用ひられたに過ぎないのである。八太夫等の意見書は、この大きな天保改革の一部分たる江戸の市中取締に關する意見で、而も

市中取締に關する條項が之で盡きてゐるとは考へられない。この段は豫め御留意あらんことを願つて置きます。

意見書には十二項を擧げ、毎項に説明を添へてあるが、當時では解りきつた事柄も、今日では解り悪い點もあり、又實際に於て意見書がどの點まで採用實施せられたかを考ふる必要もあるので、此處には項目のみを原文のまゝに掲げ、説明は新に書加ふることとした。

一 紀伊殿用度金・熊野・三山貸付・并宮門跡方貸付金之事。

之は俗に名目金(ミヤクモクキン)上方では名目銀と稱へる一種の貸付金で、御三家・宮方・門跡等の貴人又は由緒ある寺社が幕府に願出で、その許可を得て武家や町人に貸付金を爲し、それから生ずる利金によつて、寺社ならば普請修復をする、貴人ならば何々の用度にあてるといふ趣向で、出願の際、利金使用の目的は勿論、元金高利息貸付事務取扱人の宿所氏名までも豫め申出る。元來斯様な目的を持つてゐる貸付金故、萬一貸倒れが生じては大變ですから、取立方について幕府から特別の保護を加へて貰ふ。それが名目金の特徴です。文政九年芝の増上寺で貸付金を

始めた時、同寺の役者から寺社奉行に宛て、貸付金延滞の節は幕府の貸付金同様に取計らつて戴きたい、それが叶はぬなら、證文面にある抵當物即ち地所・米穀・産物の類を賣拂ひ、右代銀中より元利金に相當する金額をその筋の奉行所にて取立の上、公儀から當山に御下付を願ひたいと出願してゐる。之が許可になれば増上寺にとつては甚だ好都合であらうが、幕府でもさう／＼世話は仕切れぬと見え、願立の趣は新規の儀故沙汰に及ばず、返済滞りたる場合は早々其筋の奉行所に出訴せよ、通例の貸金銀のやうには奉行所で取計らはぬと達してゐます。それなら通例の貸金銀出入とどう違ふかといへば、被告に對して他に幾口の貸金銀出入があつても、是等を中止し、先づ名目金の方の訴訟を取上げ、その方の返済方を第一に命ずるので、名目金一件は寺社奉行の取扱ですが、實際の貸付事務は寺社の依頼を受けた町人が、支配人とか用達とかいふ名稱で取扱ひますから、その場合には支配人又は用達から町奉行所へ訴へる。町役人差添で出頭することは申すまでもない。

貴人や寺社が相當の利子を取つて自分の金を貸すのは、敢て怪しむに足らぬ

が、名目金は返済延滞の場合に特殊の保護を受ける貸倒れが皆無であるといふのが一部の富豪の附目で、彼等は自分の金銀を之に加へて貸金に廻す。そこに不正の點が生じる譯です。

増上寺の貸付所は箔屋町家主源兵衛店重五郎方で、右の重五郎外三人が用達となり、貸付金元高は七萬兩と届出で居る。増上寺は一山の困難を訴へて貸付金や富興行の許可を出願し、文政七年十一月漸く幕府の許可を得、手當金三千兩を下附せられた位であるのに、七萬兩の貸付金元高とは意外であるが、之には雜賀屋忠七・上總屋銀次郎・播磨屋作兵衛・播磨屋九郎助といふ金主が陰に居たのである。増上寺は幕府から下附せられた三千兩の内千兩を箔屋町貸付所に渡し、「一千兩 但利足一割」文字金右は今般町方御貸附所爲御種金御渡被成奉請取候處實正に御座候、然ル上は御規定之通差加金仕御貸出方嚴重に取扱可申候」といふ請取書を取つてゐる。増上寺から種金として出す千兩に、金主が差加金をして貸付金としたことは之で明白であるが、この請取と同年月附で増上寺から箔屋町の貸付所に宛て千兩の預證文を出して居るところを以て見れば、寺では種金

を出したといふ名義だけで、實は一文も出してゐないので、この種の貸付金を俗間で名目金といふのは真に穿つた名稱です。

大阪町奉行小田切土佐守直年が天明七年に幕府に差出した書類の中に、宮方門跡方并寺社家貸付銀として妙法院御抱大佛殿修復料金青蓮院宮祠堂金圓満院宮物成拂代銀・同御兼帶所宇治平等院寄附講銀・京都光雲寺・靈源寺・泉涌寺祠堂銀・高野山大德院御修復料金を數へ、智恩院宮御用意金も之に準ずとし、是等の貸付金銀は寶曆三年以來追々江戸表に於て御由緒の趣を以て願立になり、御開済の都度、寺社奉行から大阪町奉行へ通知があつたとしてある。されば名目金の貸付は寶曆頃に始まつたものに相違ない。それから三十年後の天明に於て松平定信樂翁公が「名目銀の貸付は富貴權家の威を假りて債を取收むるの趣向なり。是は始めに貸す時より、債の滯るべきをはかり、高貴の名目を付けおきて返辦滞れば其借り主の町所家主までも難儀となるゆゑ、是非済す理屈を考へて、名目銀と立てゝ貸すことなり。貸借兩家とも果てはよからぬ道理なり。たとへば此所に塵芥捨つべからずと札をたておく所には、究めてちりあくたが棄てあ

るものなり。如何となれば、其もとに札を立る人よりして、此所には塵芥捨るに然るべき場所と、我も見たてゝ立るなれば、棄てるものはある筈也。實に棄る事を厭はゞ、棄ぬやうに取繕ふがよきなり。名目銀もこれに同じと論ぜられたのは、弊害の顯著なるを認められたからである。八太夫等の意見は名目金の貸付は庶政一新の折柄不相當の筋につき差止められて然るべしといふのでした。

合(印)
金四兩也

御(印)
利月壹

右者

□□宮様江從

關東被爲進候御金之内書面之金高我々共連判を以備奉預候處實正也御上納之儀は來辰三月廿五日限元利合仕急度皆納可仕候尤御太切之御金ニ付爲引宛左之通

家財諸道具一式

連判人中所持

并長曾根刀身壹本

右之通書入置候萬一連判之内故障出來仕候歟又急御入用之節は限月不拘引宛之品賣拂代金を以返納可仕候若不足仕候は、連判并跡相續之者引受無相違皆納可仕候爲後日預證文仍而如件

安政貳年

西寺内麿屋町

宮 西

肇(印)

寺 田 左 近

卯十月

右の如き名目金貸付證文一通を参考のため掲げます。證文の左右兩端が破れてゐますが、右端には記又は證の字、左端には宛名があつたらうと思ふ。この證文を見ると、幕府から某宮家(宮家の名は態と省く)へ上つた金を貸付けられたので、月壹は毎月壹分、卯ち年一割二分になる。壹割二分は當時の公定利子ですから一向差支はないが、來年三月廿五日までと借用期限を定めながら、期限以前

に於ても宮家で急御入用の節は、直ちに返上するとあるのは不法と言はなければならぬ。而もこの不法な證文は豫め貸主の方で用意して、そこへ利子・期限・抵當品目・借主の氏名等を書加へたことは、證文の字體によつて明白に證明せられる。なほ利子は假令規定の通りであつても、現金授受の際禮金又は筆墨料と名附けて、利子の外に借主から若干の金額を徴収することは容易で、その金高は大抵元金の二十分一位であつたと申します。

名目金の貸付は廢止とはならなかつたが、天保十三年九月、今迄世上一般の金銀貸借の利息一割五分を改めて一割二分、即ち貳拾兩一分を貳拾五兩一分に引下げしめた時、名目金の利息も之に準ずべしと申渡し、翌年四月九日青蓮院宮圓満院宮・妙法院宮・一乘院宮・佛光寺門跡・專修寺門跡の家臣共を寺社奉行所に呼び出し、從來其方共取扱の貸金につき、不正の取計あるやに聞ゆるが、今回に限り宥免致し遣はす。爾來文政度届出高以外の差加金の分は、普通の貸借證文に引直し、宛名も取扱人の名前に替へ、同僚申合せの上、町家一ヶ所を借り、立會の上にて貸付事務を取扱ひ、自宅その外にて一切貸付を行ふべからず、なほ利息は、一割二分にてゐたものと見えます。

一 河岸地冥加金之事

河岸地冥加金は河岸地の使用料の意味で、文政七年七月の申渡に、江戸町々の河岸地は公儀の地面で、町人共の所有地ではなく、品によつては沒收になつても宜いのであるが、年來持傳へ、殊に許可を得て土藏・物置・木挽小屋等を建て、使用し來りたる次第につき、從前の通り差置く、然る上は冥加の程を存じ、以來河岸地の坪數場所柄に應じ、相當の上納金を申立てよ。從來の土藏・物置・木挽小屋等の普請修復は出願に及ばず、月番の番所へ届出づればそれで宜いが、新規の建築又は

建増の類は今迄の通り願出づべしとある。之によつて壹坪一ヶ月の冥加銀を銀七分五厘から壹分まで六等に分け、町年寄の手でその取立及び上納を行ひ、一ヶ年の總額金六千三百四十八兩二分と銀十二匁七分三毛に達した。斯様に冥加金を納めた所で河岸地を火焚所とすることは、申渡の中に別段の規定はなくとも許されなかつたのであるが、冥加金を上納することになると、自然河岸地を沾券地同様に考へ、河岸地に家作を建て、希望者に貸付け、地代店貲を取立てる者を生じて來た。之では第一火災の際に延焼を助ける姿となり、その上居住人が追々河岸地を埋立て、水行にも故障を生ずる虞がある、少許の收入の爲に、火災等の節諸人の難儀を釀すのみか、公儀の建築物へ類焼したら、大層の損失となる。目下一方に於て非常の節進退往來に不便なりとの理由で、庇や床店の取拂を命ぜられる際、一方に河岸地火焚所の分をその儘に差置かれては權衡もとれず、不相當故、上納金を免除し、火焚所家作の取拂を命ぜられたいといふのが八太夫等の意見でした。この意見は採用せられ、天保十三年十月五日、河岸地冥加金を免除し、火焚所に紛らはしく床などを張つて常住するを禁じ、床並に張出し等の取

拂を命じ、土藏・物置・納屋等を公儀河岸地に置くを許し、それには相當の地代金を納めよと達してゐる。結局冥加金が地代金と代つたばかりで、それも弘化二年には復元の通り冥加金となつた。河岸地にある建物の修繕又は新築の願出手續等につき天保十四年に數回の觸書があるが、それ等は省略します。

一 富札市中にて賣候儀彌停止之事

富は本來寺社が修繕再建の資金を募る一方便として幕府に願出で、許可の上興行するもので、御免富といふ名目さへある位で、名目金同様寺社奉行で取扱ひ、許可になれば寺社奉行から其旨を通知する。福富といふのは御免富程大業でなく、祝儀としてその寺社限りで行ふものらしく、又影富といふのは御免富の一端を豫想して、少額の錢を賭けるのでした。享保十五年南都興福寺諸堂再建の助として、京都大阪に於て明年より十ヶ年の間正・五・九月の三度づゝ、突富を許された旨、寺社奉行から大阪町奉行へ通知したとあるが、之などが御免富として最も古い部でせう。天明年間大阪では仁徳天皇社内に三ヶ所、座摩社内に二ヶ所、和光寺境内に一ヶ所、都合六ヶ所で毎月興行があつた。それから江戸で御

免富の最も古いのは矢張り享保十五年で仁和寺門跡屋形向修復の助力として護國寺に於て三ヶ年の間正・五・九月毘沙門天突富願濟につき、来る五月より興行すといふ觸書がある。一體富の流行したのは明和から天明まで、天明の末に松平定信が出て制限を加へ、大に下火になつた所、文政頃から復流行し、文政の末から天保の初年へかけて、江戸では毎月興行の分五口、一年四回興行の分十五口、合計二十口に達し、天保五年には更に増して七十餘口となつたと申します。

富の仕法書を見ると札數・札料・當數・當高は種々様々で一概にはいへませぬが、要するに二匁三匁の富札一枚買つても、運強く第一の富に當れば、百兩百五十兩も取れる、よし第一の富に當らずとも、五節とか十節とか兩袖ツバとか印違シルシナガヒとか、色々な名稱の下に當がある。愚民の射倅心を挑發するだけの準備は充分になされて居るので、慾深連は我先にと富札を買ふ。富札は本來興行場所の本堂本坊で賣るべき筈で、その門前の茶屋で取次ぐことすら禁ぜられて居たが、後には市中に賣捌所が出來て、其所では買人の態度により規定の札料以上に賣つたり、一枚の札を數箇に割つて賣つたりする。富の流行につれ、江戸では當札の番號を今

日の號外賣のやうに驅出しながら、おはなしくと呼んで賣る者があり、又大阪では當札の番號を縮緬猩々皮などで作つた幟に記して札賣所の前に押立て、興行の當日には太鼓をたゝいて市中を觸廻つた。

札料の總計から當高の總計と諸雜費とを控除すれば、殘るは案外少額で、普請修復の費用に足らぬやうに考へられるが、當金の一割は奉納せしめるのが通例で、その外世話人への祝儀、次回の富札の買入代、何とか角とか名目を附けて若干の金額を要求し、當つた人々から徵收する。そこに富興行者の利益があつた。富は寺社の名前で出願し、寺社で興行はしますが、眞に寺社そのものが興行者であつたか甚だ疑はしい。名目金と同じやうに別に興行者があつて、寺社は名義を貸し、場所を貸して、若干の利益を收めたものでせう。

八太夫等の意見によれば、富は前々願濟の例を以て仰付けられたもの故、停廢といふ譯にはなるまいが、市中の札賣を禁じたら所謂枝葉を絶つ道理で、本堂本坊ばかりで札を賣つては、思ふやうな賣高もなく、自然と衰微し、號令なくとも廢止に及ぶとあります。併し富札に對する越前守の意見は一層强硬で、天保十

二年十一月富札を賣捌いて居る市中の掛床の取拂を命じ、又町家で之が賣捌に從事するを禁じ、同年十二月九日までに掛床葭簀張等の分二十三ヶ所を取拂ひ、町屋で賣捌に從事してゐる分百二十四名を差留め、翌十三年三月八日に至り、富興行を全然差留めて仕舞ひました。

一 女淨瑠璃座敷淨瑠璃之事

文化二年九月の町觸に、近來町家の内定席同様に女淨瑠璃を催し、町家の娘共五七人を集め、席料を取つて淨瑠璃を聞かせ、見物から好コトがあると、別段に料金を申請けて、それに應ずるとの事、之は乞胸ゴブハム非人同様の儀で、娘共は勿論、御府内町人たる親共の耻辱である、宮地(寺社の境内)又は盛場サカリで小屋掛け簀張にて興行する女淨瑠璃は乞胸非人の類であるのに、之へも町家の子供が立混つて居るとは、耻辱を知らざる所業で、右の内には賣女同様の労をする者もあるとのことである。向後町内にて定席は勿論假令日限を極めても女淨瑠璃は一切興行してはならぬ、小屋掛け簀張の場所へ町家の女子供が出演するやうな類があつたら、町役人検査の上早々申出でよとあります。之に關聯した御觸は爾後度々發布されて

ひますが、天保十年十一月の町觸によると、町々素人家で寄場ヨウザと稱へ、座敷淨瑠璃を催し、人形などを交へ、見物人を集めて座料を取るものが數多ある、人形は操芝居に限ること故、狼に市中にて催すは不埒である、軍書・講談・昔咄は格別、以來人形遣を交へるは勿論假令淨瑠璃語カタリだけでも之を雇入れて座料を取る儀は誓つて相成らざることにつき、早々廢止せよとの諭示あるに拘らず、近頃は往來辻々又は湯屋・髪結床等へ大道具大仕掛けなどいふ張札をしたり、看板を家の前へ立てたりして、操芝居同様の興行をするものがあるとは、不届の至である、是等は早々停止せよ、若し命に背かば、本人は勿論町役人共までも處罰するとあります。併し實際は稽古ケイコ済ザラヒなど、云ふ名目で、一向遠慮もせず大行に繼續してゐたことは、翌十一年十月の觸書で知られる。八太夫等の意見には、公然自身番屋に御觸を張出しながら、その町内で御觸に背き、大袈裟に興行するやうな始末では、御觸は虚偽となり、公儀の御威光にも關し、打捨て置けぬ次第で、再應諭達を試むべきではあるが併し、近年度を仰出された法令に背く儀故、それにも及ばず、直ちに四五ヶ所の吟味に取掛り、自餘の者共をして肅然として容を改めしむるといふ風に

するのが得策であらうと書いてあります。

八太夫等の意見を容れ、左衛門尉から越前守へ對し、規定に背いた寄場は取拂を申付け、出演の女子供は召捕の上相當の咎を申付けて然るべきや、と伺出でたところ、伺の通り取計らひ、なほ寄場は市中全體を通じて十箇所か十四五箇所かに限り、場所は勘辨の上再應伺出でよ。寄場にて興行するは神道講釋、心學軍書講談、昔咄の四種に限り、斷じて音曲を交ふべからず、又茶汲女その外女商人を出入せしむるは嚴禁なるを以て、是等の趣を嚴しく申渡し、違犯者は吟味の上急度處分すべしとの指令が下りたので、左衛門尉は早速その手續に及び、更に寺社奉行に移牒し、寺社境内にて同様の渡世を爲す者に對し、町奉行所と歩調を一にして取締をするやうにと掛合ひました。寺社奉行の返事には、寺社境内で女淨瑠璃を禁すると從來申渡したこともない故召捕の上吟味といふ譯にはまるらぬが、將來は興行を許さぬと申付け、取締方の儀は拙者共より御府内寺社一統へ觸示さうとあつた。一方市中の寄場に對しては場所持主、開業の年月等を一々届出でしめ、調査の結果三田實相寺門前家主甚助外十四人のみに營業を許し、その他

はすべて禁止することゝし、越前守の許可を得て、翌年二月十二日その旨を町中へ觸れた。

一 女髪結之事

今は婦人が髪結に髪を結はしめることを誰も怪しまぬが、昔は婦人は皆自分で髪を結つた。他人に髪を結つて貰ふのは遊女ばかりで、而も遊女の髪を揚げる者は男子であつた。民間の婦女が女髪結を頼むやうになつたのは寛政以後のこと、その頃日本橋堺町附近俚俗三光新道に下駄屋お政といふ有名な女髪結がゐて、一度の髪結錢が百文であつたさうです。従つて結はせる人も少かつたでせうが、その風が段々流行し、遂には裏店に住む婦女までが髪結を頼むやうになり、女髪結の人數も殖え、多きは一町に六七人も居り、髪結錢も下落し、天保頃には一度が十六文から四十八文まで、別に晦日錢ミヅカといつて毎月々末に百文か二百文かを支拂ふ風であつた。

女髪結禁止の令は寛政七年十月に始めて見える。それには以前は女髪結といつて女の髪を結んで渡世とする者もなく、代錢を出して結はせる女も無かつ

た。然るに近頃所々に女髪結が出来て、遊女又は歌舞伎役者の女形風に結立て、それに準じて衣服を取飾り、風俗を紊すやうになつた。髪を結はせる女の父母又は夫共は何と心得て居るのであるか。女は萬事自身で身嗜をなすやう、貴賤共にはせぬやう心掛け、只今まで女髪結を渡世とした者は、仕立物洗濯その外女相應の手業に渡世を替へるやう、これも亦追々心掛けよとあります。それから天保十一年十二月に本令を反復し、右様寛政度の申渡あるに拘らず、年數を経た故か心得方等閑となり、當今専ら女髪結流行いたし、裏店住居の賤しきもの迄之を雇つて結はせ、無益の錢を費すとの由、畢竟是等より町家の娘子供等奢侈の風俗になりゆくを以て、以上の外不埒である。以來右の渡世は固く相止め、他の手業を營むやう、町役人共に於て厚く世話せよ、若し見遁す者あらば急度處分に及ぶと申渡した。八太夫等は女髪結の儀女淨瑠璃同様御賢慮あらせられたいと上書し、同年冬北町奉行所では女淨瑠璃同様彼等を召捕り、吟味の上髪結道具を沒收し、本人は三十日手鎖、その親夫は過料三貫文、結はせた女は三十日押込を申付けて見

たが中々止まぬ。そこで町々名主に命じ、町内一軒毎に女髪結の有無を調査せしめ、又一方では處罰を重くし、女髪結本人は百日過怠牢舍、その親夫は過料三貫文三十日手鎖、家主は過料三貫文、髪を結はせた女は三十日手鎖、その親夫は過料三貫文と定めた。之は天保十三年十月で、之によつて一時市中に女髪結の姿を絶つたさうです。併し弘化四年五月に北町奉行鍋島内匠頭直孝が老中阿部伊勢守正弘に差出した書類に、一昨年(弘化二年)の秋頃から、近所懇意といふ名目で、御改革前に髪結を渡世にした女共が、内々で髪を結つてやり、謝禮を受けるにも髪結錢といふ名目を用ひなかつたが、この節は世上一般の風となり、代料も以前の通りに受取る。但し、櫛道具は矢張り先方の品を用ひて居るのは、手傳といふ申請のためだとあります。女髪結の停止は随分厳しかつたに拘らず、僅に天保十三年・弘化元の三ヶ年位で破れてしまひ、嘉永六年には江戸町々で女髪結が千四百餘人もゐた。これは衣服飲食・裝飾といふ方面的の向上は法令の力では決して停止し得ぬことを適切に示した一例と思ひます。

一 彩色等繪柄手の込候凧之事

風揚と羽根突とは少年少女にとつて正月の遊戯の主なるものであつた。風の大きさは西之内一枚から二枚繼・四枚繼・八枚繼といふ風に段々大きくなり、繪風もあれば字風もある。字風には龍とか鷦とか蘭とか毒とか畫の多い字を書き、繪風には牛若辯慶・賴光・金時といふやうな武者繪が多く、繪柄は中々細密で、充分に彩色を遣ひ、人物の眼に油を引いて高く昇つた時に光るやうに出来てゐる。そんな上等な風になると四枚繼で百五十文、八枚繼四百文といふやうな値段で骨も障子骨・卷骨といつて縦横の骨數を多くし、またその骨を一々細い紙で巻いてある、贅澤なものである。文化二年十二月の申渡に、町中で子供が風を揚げる時、随分往来の妨にならぬやう心掛けよ、勿論大きな風を町中で揚げてはならぬとあるのは、往来の妨害を除くのを主とした取締ですが、前申した通り、贅澤な風が出来るので、大風は勿論繪柄等に手間のかゝつたものを用ひぬやう、丁度目下は風の仕込時であるから、市中巡回の者から名主に注意したら宜しからうといふ八太夫等の意見で、これは同年十一月廿九日、富札賣捌所の取拂と同時に市中へ申渡が出ました。

一 女半天着用之事

婦人が羽織を着てゐても今日では別段目に附かぬ。尤も半天を着てゐては如何にも傳法風に見えますが、女の羽織や半天は決して古いところにはない。延享五年三月の申渡に、近來女共が物好に羽織を着る、之は有るまじきことであるから向後無用にせよとあります。延享五年は即ち寛延元年で、八代將軍吉宗が隠居してから四年目ですが、女の半天はもつと新しく、歌舞伎役者の女形が狂言に遣つたのが起原だと八太夫等が書いて居る。多分岩井半四郎でせう。半四郎が荒い童子格子に黒の半襟のかゝつた半天を着て、髪をいぼじり巻にし、木櫛を斜に髪にさした仇な役者繪が眼に残つて居ます。八太夫等の意見によると、その日稼の女房が肌寒で寒氣を凌ぐ衣類に鬱屈、據なく夫の半天を着るのは餘儀ない筋であるが、相應に暮してゐる町人の妻や娘が、縮絨の半天に縫子天鵝絨の半襟をかけて着るのは、全く物好で、その風何時となく武家方へ傳染し、然るべきからざる儀であるから、延享の申渡の末文に、當時の風俗をも書加へて、再觸が願はしいとある。天保十二年から十四年へかけて、衣服の取締は隨分頻繁に出

てゐますが、女の羽織並に半天を禁ずることはまだ見出しえぬ。多分この箇條は採用にならなかつたのでせう。

一 面體を隠し候冠りものの事

近來面體を隠す程の頭巾を被る者多く甚だ紛らはしい。古くからある丸頭巾角頭巾の外、一切被つてはならぬ。若し犯す者があれば、町人は勿論武家でも容赦なく頭巾を取らせ、名前等を承糺し、疑はしきは召捕の上奉行所に引渡すと、享和元年十二月の觸書に見え、本令に背いた町人が過料として三貫文、武家が三十日又は五十日の押込に處せられた例があります。併し角頭巾丸頭巾は古風で面白くないとあつて、安永頃から大阪頭巾一名竹田頭巾とか宗十郎頭巾とか、山岡頭巾とか色々の流行があつた。八太夫等の上書に、兩三年來男女共頭巾を被つた上に手拭で鼻口を掩ひ、後に結下げ、面體を隠して往來し、その風武家に押移り、帶刀した者にも往々見掛けるやうであるから、再觸を願ひたいとある。天保の末に流行したのは船底頭巾といふ頭巾でせう。手拭で鼻口へかけて後で結ぶのは頭巾が解けぬためださうです。本條は同年十一月廿六日の町觸となつ

て發布せられ、その文句も八太夫等の上書の文句をその儘使つたところが歴々として存してゐます。

一 往來にて賭事いたし候ものの事

これは神佛の縁日その外人立のする場所へ出て、一寸した臺の上に竹籠が廻るやうに出来て居り、竹籠の廻る周圍を一・二・三等に分け、その數字に相當した紙札を豫め若干文に賣り、竹籠を廻して籠先の示した數字の札を買取つた人を當とし、菓子手遊具などを景物として呉れる。中には錢で勝負をするものもある。些細のやうではあるが、博奕同前といふ點で、召捕になれば敵又は追放に處せられる。然るにこの種の賭事が一向止まぬのは、彼等が餘りに多數故、役人も面倒がつて構付けねからで、之を一々召捕つて御仕置にするのも憤然である。仍て向後は町々に命じ、彼等が往來に停むことが出來ぬ程、見掛次第に追拂はしめ、その場に据置いた場錢賭物道具臺枠などは町内から町奉行所に差出し、闕所に附して然るべしといふ八太夫等の意見です。博奕賭勝負の禁制は勿論の話ですが、富札賣捌所の取拂と同日に、往來での賭事を禁じ、以來町奉行所の方でも廻方

に命じ右體の者を召捕らしむるから、町役人に於ても差押の上、月番の奉行所へ召連れよ、若し見遁さば町役人を處分するぞと達してゐます。

一 合卷繪草紙人情本と唱候繪入讀本之事

合卷繪草紙といふのは、毎丁に挿畫のある草紙で、本文は主として平假名を用ひ、挿畫の前後左右に細かく記入されて居り、一冊が十枚ばかり、上下二冊又は上下三冊で讀切りで、大きさは今の四六版位、表紙は美しい彩色摺で、錦畫と撰ぶところなく、一部毎に紙の袋に入れ、その袋の畫にも隨分凝つたのがある。江戸時代の女子供の讀物は赤本黒本黃表紙と表紙の色で名づけられて居るが、赤本や黒本の貼外題は畫入であつても、墨一遍摺であつたのが、黃表紙になつてから彩色摺となり、合卷になると更に進歩して表紙全體が彩色摺となつた。又直段も黒本黃表紙の時代は一部二十文以下であつたが、合卷袋入は五六十文もした。それから二冊三冊の讀切では深い趣向を構へることも出來ぬとあつて、何篇もつゞくやうになり、場合によつては作者や畫工が中途でかはつても、なほ引續いて出版せられる程の流行であつた。

人情本は大さに於ては矢張り四六版位であるが、之は毎冊數枚の挿畫で、本文は漢字に平假名交り、尤も振假名はついてゐる。アツサリした模様のある厚い表紙を用ひ、製本は外題紙が紅色である外、一向目立つ點なく、冊數は一篇三冊、篇數は色々で中には外題を替へながら、内容の連續してゐるものもある。滑稽本が變じて人情本となつたと八太夫等は申して居りますが、滑稽本の三字で今いふ洒落本をしてゐるらしい。人情本は洒落本の一層實感的に進んだもの、意氣とか通とか野暮とかいふだけではすます、之を具體化した男女を主人公として、その言語行動を寫したもののです。合卷の中にも盜賊を主人公として書いたものなどもありますが、先は善人榮え悪人滅び、芽出度しきといふ大團圓を見せてゐる。之に反して人情本の方は、善人悪人でなくて色男色女であるから仕末が悪い。之に讀耽るのは普通の町家の女子供でなく、放蕩息子や白粉焼のした女共でしたらう。

八太夫等の意見によると、一體繪草紙の類は文化頃までは四五枚を一巻とし、五巻續位で讀切となり（合卷の名これより起る）、製本も粗末であつたが、次第に畫

組等に手を盡し、價も高直となり、全く無用のものであるから、向後表紙に彩色を加へるを嚴禁し、又人情本は好色情死の類を趣向とし、淫風甚だしく以の外風俗に關するを以て、之は絶版を命じて然るべしとあります。

左衛門尉はこの意見を採用し、廻方に命じて人情本好色本の版木を所有する市中の書林及びその書名冊數を調査せしめたと見え、同年十二月三廻サンマツリから差出した書類に、人情本好色本の版木を所有する書林の名前宿所・書名・冊數及び來春賣出の積りの人情本の書名冊數等を列舉し、最後に「右人情本戯作致し候は重に春水爲永と申、神田多町越前屋長次郎と申ものに有之候由、且好色本は來春賣出板之分餘程出來いたし居候由」云々とある。之によると書林七軒で版木を所有する人情本四十種三百八十餘冊、來春賣出の分二十六種百二十餘冊、書林五軒で版木を所有する好色本二十六種七十八冊となる、大した數です。爲永春水は同月北町奉行所に引かれ、取調の上手鎖を申渡され、又好色本人情本の版木は荷車に五臺程沒收の上破棄となり、版元はそれく罪を被りました。

一方では既往を糺すと共に、一方では將來を戒めるために、天保十三年六月三

日先づ出版物全體に對する取締令を出し、向後何の著述に限らず、出版をしようといふ時は本屋から町年寄の館市右衛門方へ申出で、同人から町奉行所へ申達し、差圖の上沙汰に及ぶから、紛らはしいことを致してはならぬ、且つ彫刻出來の上は一部づゝ奉行所へ差出せよとあります。一體出版物の取締は享保七年十一月に餘程精細になつてゐる。今度の取締令も主として之に據つたので、相違の點は享保令には徳川家歷代の事蹟を版木に書入れてはならぬとあつたのを、今度は許したことです。それから出版手續は前申す通り、館から町奉行所へ達し、町奉行所から學問所・天文方・醫學館へまはし、その意見によつて許否を極めるので、検査は草稿のまゝです。さうして出版の上は一部を版元から差出さしめ、之を學問所醫學館へまはすといふ手續でした。

併し以上は硬派に屬する書物の出版取締で、軟派に屬する出版物の取締は翌日を以て繪草紙掛名主に達せられた。書物に硬軟も可笑しいが、儒書・國書・神佛醫書・天文書・翻譯物等が硬派で、それを出版するを書物問屋といひ、繪入の名所記・手本・往來物・狂歌戯作物・一枚摺・一枚繪の類が軟派で、それを出版するのを地本問

屋といひ稀には一軒で兩間屋を兼ねたのもあつたが、兩間屋の營業上の區別は割然として存してゐた。

繪草紙掛名主に達せられた申渡には、合巻の外に錦繪の取締も加へられて居る。錦繪と唱へ歌舞伎役者・遊女・女藝者を一枚摺にした分は、風俗に拘るから、將來の開版は勿論、今迄に仕入れた分も決して賣買してはならぬ、又近來合巻と唱へる繪草紙の類、繪柄に格別念を入れ、役者の似顔狂言の趣向等に書綴り、その上表紙上包等に彩色を用ひ、無益に手數を掛けて高直に賣出すは怪しからぬ次第故、錦繪同様、仕入置いた分まで決して賣買してはならぬ、向後似顔又は狂言の趣向を止め、忠孝貞節を本とし、兒女勸善のためにもなるやう書綴り、繪柄も際立つ程省略し、無用の手數を費さず、表紙上包等に彩色を用ふるを無用とせよ、尤も新出版出來の節々町年寄館市右衛門方へ差出して検査を受けよとあります。合巻の挿畫に役者の似顔を入れ、芝居そのものを見るやうな趣向にしたのは、柳亭種彦の正本製ショウボンジツテイ十二篇が白眉でせう。種彦にはこの外名高い僞紫田舍源氏といふ草双紙がある。三十八篇まで出て大評判であったところ、出版物取締令發布の

月に、彼は町奉行所に呼出されて取調にあひ、翌月病死したので、惜しいかな未完のまゝです。それから一枚繪、これは古くは墨一遍摺であつたのが、色摺を發明し、色板を餘計加へて、美しさが錦のやうであるといふので、錦繪の名稱が出たものと思はれます。代價は天明頃一枚八文、寛政頃十六文位であつたのが、天保當時二十四文位に上り、而も三枚續五枚續、甚だしきは十枚續などいふ大袈裟なものもあつて、繪柄は主として美人と役者とであつた。

錦繪や繪草紙出版の最後の許否の權は館市右衛門にある。書物出版の最後の許否の權を町奉行が握つて居るに比すれば一段軽い。尤も館の手許へ出るまでに、江戸町々の名主の中で繪草紙掛名主が七八人ゐて、月番に地本問屋の出版物の草稿の下検査をなし、愈出版になれば、その一通を草稿と共に館の屋敷へ納める。出版物は書物問屋のものたると地本問屋のものたるとを問はず、當時は總て草稿で検査したのですから、その段は繰返して申述べて置きます。

さて出版物に對する取締は出たが、一枚繪の取締は中々困難であつた。第一、一枚繪の出版には大した資本が要らぬ。去年十二月問屋組合を解放し、素人直

賣買勝手次第と令してから、何人も出版が出来る。役者の似顔を書きながら、紋所を替へ、藝名を省いて出す者もあれば、中には無改で出版するものもあつた。そこで同年十一月晦日再應取締令を發し、一枚繪は以來彩色七八遍摺を限り、賣値段一枚十六文以上の品は無用とせよ、一枚繪三枚續より餘計に繼合せて賣出すを禁ず、總て本年六月の申渡を守り、繪類は勿論、巻繪草紙の類は必ず繪草紙掛名主共の改印を請けよ、團扇繪も亦之に準ずと申渡した。

當時浮世繪師として名高い英泉、國芳、國貞、貞秀、廣重、芳虎の六名をして、今回仰渡されたる趣に従ひ、假令その筋渡世の者又は素人より頼まれても、決して筆を執りませぬといふ請書を差出さしめたのは、版元の取締から一步を進めて執筆者の取締に及んだので、如何に町奉行所が出版物殊に一般男女老幼の弄ぶ普遍的出版物の取締に注意したかと了解せられます。

一廻り同心之内風俗掛心得之事

町奉行所附の同心で市中を巡廻するものに定廻、臨時廻、隱密廻の三つがあつて、之を三廻といつた。八太夫等の上書に廻方同心の勤は惡黨者を召捕るばかり

りでなく、市中の盛衰下情、風俗等をば見聞に従ひ少しも遺漏なく言上し、又御觸達の末々まで行届くやう注意し、背くものあればその事の微々たる中に名主等へ沙汰して相改めさせたならば、處刑を受くる者も減じ、改革の御趣意を達することが出来よう。前々は毎度御奉行に上申をするのは、奉公を街ふやうになりはせぬかと遠慮して、重大の事件は格別さもなきはその儘に過した場合もあつたらうと考へられる廻方の内兩三人に新に風俗掛を命じ、觸書を周知せしめ、御趣意を徹底せしむるを同掛の責任としたら、注意も行届かう、就ては風俗に關する御觸の出る度毎に、その寫を當番與力から風俗掛に別段に渡すやうにせられたいとあります。之は町奉行所内部の事故世間へは出ませぬが、翌十一月北町奉行所で隱密廻二名、定廻一名、定廻格臨時廻一名、合計四名に風俗取締掛を命じ、八太夫等の上書に見える風俗掛新設の趣意を新任者の執務上の心得方として傳へてゐます。

一、名主共之事

上書の最後の箇條には名主の褒貶黜陟を行ふべきことを申立てゝゐる。そ